

吉井川地域森林計画書

(吉井川森林計画区)

自 令和 5 年 4 月 1 日
計画期間
至 令和 1 5 年 3 月 3 1 日

岡 山 県

目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況	
(1)位置及び行政区域 -----	1
(2)自然的条件 -----	1
(3)社会、経済的条件 -----	2
(4)森林・林業の特質 -----	4
2 前計画の実行結果の概要及びその評価 -----	6
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	
(1)森林整備の在り方 -----	7
(2)計画推進の基本方針 -----	8
(3)目標設定の考え方 -----	8

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	9
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	
(1)森林の整備及び保全の目標 -----	10
(2)森林の整備及び保全の基本方針 -----	10
(3)計画期間内において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 -----	12
2 その他必要な事項 -----	12
第3 森林の整備に関する事項	
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
(1)立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 -----	13
(2)立木の標準伐期齢に関する指針 -----	14
(3)その他必要な事項 -----	14
2 造林に関する事項	
(1)人工造林に関する指針 -----	15
(2)天然更新に関する指針 -----	16
(3)植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 -----	17
(4)その他必要な事項 -----	17
3 間伐及び保育に関する事項	
(1)間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針 -----	18
(2)保育の標準的な方法に関する指針 -----	18
(3)その他必要な事項 -----	19
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
(1)公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	20
(2)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針 -----	21
(3)その他必要な事項 -----	22
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	
(1)林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方 -----	23
(2)効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方 -----	23
(3)路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方 -----	25
(4)路網の規格・構造についての基本的な考え方 -----	26

(5) 林産物の搬出方法等	2 6
(6) その他必要な事項	2 6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他 森林施業の合理化に関する事項	
(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の 共同化に関する方針	2 7
(2) 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針	2 7
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	2 7
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	2 7
(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	2 8
(6) その他必要な事項	2 9
第4 森林の保全に関する事項	
1 森林の土地の保全に関する事項	
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	3 0
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び その搬出方法	3 0
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	3 0
(4) その他必要な事項	3 0
2 保安施設に関する事項	
(1) 保安林の整備に関する方針	3 8
(2) 保安施設地区に関する方針	3 8
(3) 治山事業の実施に関する方針	3 8
(4) 特定保安林の整備に関する事項	3 9
(5) その他必要な事項	3 9
3 鳥獣害の防止に関する事項	
(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に 関する方針	4 0
(2) その他必要な事項	4 0
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	4 1
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）	4 1
(3) 林野火災の予防の方針	4 1
(4) その他必要な事項	4 1
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	4 2
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	4 2
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	4 3
2 間伐面積	4 3
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	4 3
4 林道の開設及び拡張に関する計画	4 4
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	5 1
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	5 6
(3) 実施すべき治山事業の数量	5 7
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	5 9
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	
ア 伐採種を指定しないもの	6 0

イ 伐採種を択伐とするもの	-----	8 6
ウ 伐採種を禁伐とするもの	-----	1 0 4
2 その他必要な事項	-----	1 1 2

Ⅲ 附 属 資 料

・「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準」	-----	1 1 3
・森林生態系多様性基礎調査の調査結果による鳥獣害防止森林区域候補地	-----	1 1 7
・森林簿（省略）		
・森林計画図（省略）		

参 考 資 料

1	森林計画区の概況	1
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	1
(2)	地 況	2
(3)	土地利用の現況	3
(4)	産業別生産額	4
(5)	産業別就業者数	5
2	森林の現況	6
(1)	齢級別森林資源表	6
(2)	制限林・普通林別森林資源表	1 0
(3)	市町村別森林資源表	1 1
(4)	所有形態別森林資源表	1 4
(5)	制限林の種類別面積	1 5
(6)	樹種別材積表	1 6
(7)	荒廃地等の面積	1 6
(8)	森林の被害	1 7
(9)	防火線等の整備状況	1 8
3	林業の動向	1 9
(1)	保有山林規模別林家数	1 9
(2)	森林経営計画の認定状況	2 0
(3)	経営管理権及び経営管理実施権の設定状況	2 1
(4)	森林組合及び生産森林組合の現況	2 2
(5)	林業経営体等の現況	2 4
(6)	林業労働力の概況	2 5
(7)	林業機械化の概況	2 5
4	前期計画の実行状況	2 6
(1)	間伐立木材積その他の伐採立木材積	2 6
(2)	間伐面積	2 6
(3)	人工造林・天然更新別面積	2 6
(4)	林道の開設及び拡張の数量	2 6
(5)	保安林の整備及び治山事業に関する計画	2 7
(6)	要整備森林の森林施業の区分別面積	2 7
5	林地の異動状況(森林計画の対象森林)	2 8
(1)	森林より森林以外への異動	2 8
(2)	森林以外より森林への異動	2 8
6	その他	2 9
(1)	持続的伐採可能量	2 9

担当者の職氏名並びに樹立に従事した期間

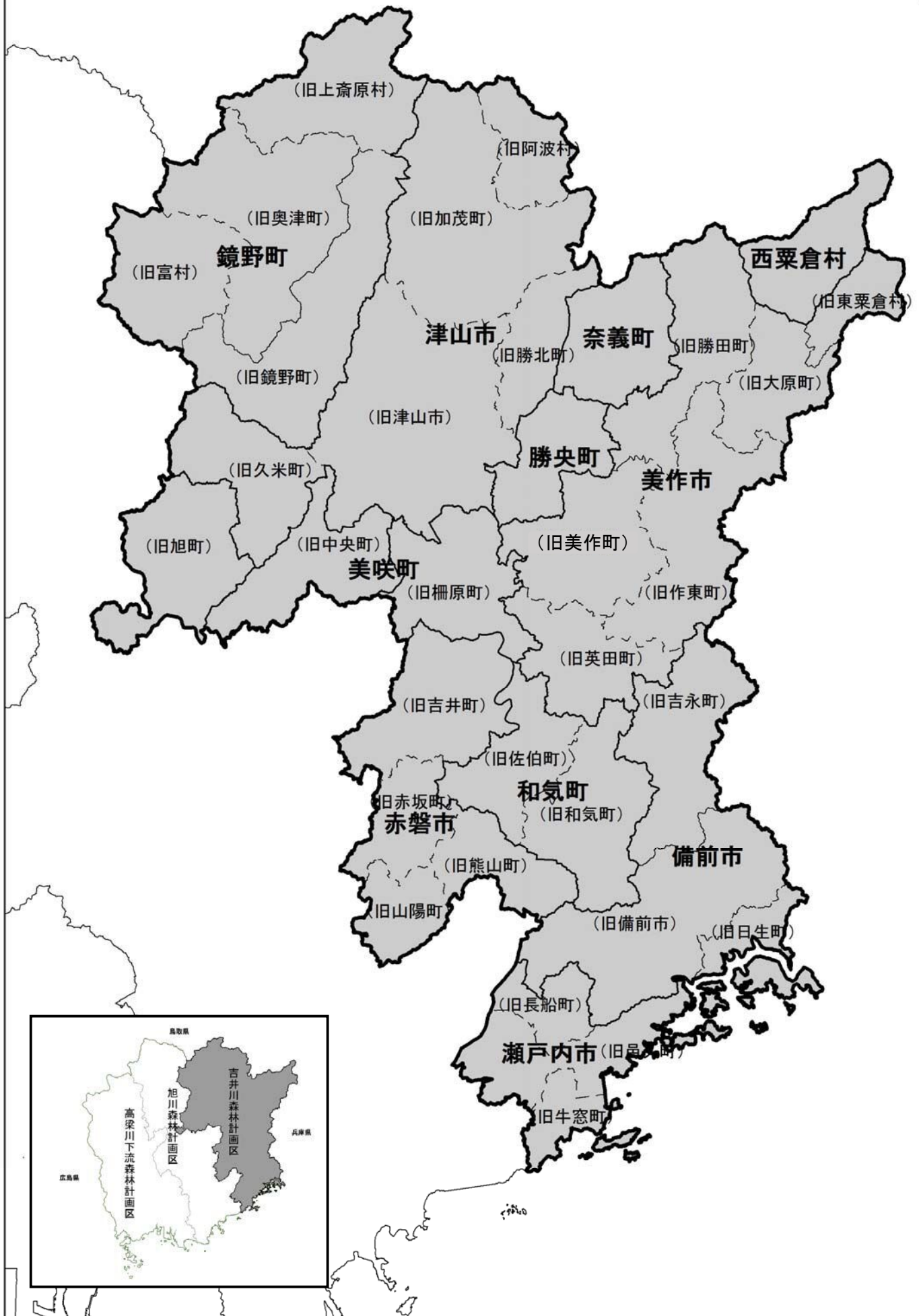
1 担当者の職・氏名

林政課長	石原 匡 師
副 課 長	山 下 剛
総括参事（森林企画班長）	掛 屋 晶 則
副 参 事	末 永 達 也
副 参 事	内 海 信 彦
主 幹	市 原 裕 貴
技 師	木 家 彩 華

2 計画樹立に従事した期間

自 令和4年 4月 1日
至 令和4年12月26日

吉井川森林計画区位置図



I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 位置及び行政区域

吉井川森林計画区（以下「計画区」という）は、全国森林計画区において設定されている高梁・吉井川広域流域（岡山県全域と広島県の一部）のうち、県東部に位置し、一級河川吉井川流域の5市6町村で構成され、総面積250,618haの区域で、県土面積の約35%を占めている。

包括されている行政区域

北部地域	津山市（旧津山市、旧加茂町、旧阿波村、旧勝北町、旧久米町） 美作市（旧勝田町、旧大原町、旧東栗倉村、旧美作町、旧作東町、旧英田町） 苫田郡鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上斎原村、旧鏡野町） 勝田郡勝央町、勝田郡奈義町 英田郡西栗倉村
中部地域	赤磐市（旧山陽町、旧赤坂町、旧熊山町、旧吉井町） 久米郡美咲町（旧中央町、旧旭町、旧柵原町） 和気郡和気町（旧和気町、旧佐伯町）
南部地域	備前市（旧備前市、旧日生町、旧吉永町） 瀬戸内市（旧牛窓町、旧邑久町、旧長船町）

(2) 自然的条件

ア 地形

計画区の北部には、鳥取県境に連なる滝山（1,197m）那岐山（1,255m）後山（1,344m）など標高1,000mを超える山波が連なり中国山地を形成し、急峻な地形が多くなっている。

また500m以上の大起伏山地を経て美作台地、津山盆地を形成し、大芦高原、吉井高原など400～500mの一連の山地傾斜面を持った中部高原地帯に続いている。

さらに、南部地域は吉井川沿いの平野部を除き100m～300mの小起伏の低山を形成し、瀬戸内沿岸に続いている。

イ 気象

計画区の北部地域は、年平均気温12℃～14℃、年降水量1,400mm～2,000mm程度である。中部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,200mm～1,400mmとなっている。南部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,100mm～1,200mmとなっている。

ウ 地質

計画区の北部は、中生代後期～新生代の初期の花崗岩が大部分を占めているが、鳥取県境の周辺地域に第三紀火山岩類と中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩及び玄武岩が分布する。一部に、上部古生代の黒色準片岩、粘板岩を主体とする

地層があり、日本原を中心とした地域は洪積層が分布している。

中部地域の津山盆地は第三紀層で、その東部は地質が複雑で黒色準片岩、安山岩、その他の基岩が複雑に入り組んであるが、安山岩、流紋岩、花崗岩類等、火成岩類が広く分布し、一部古生層がみられる。

南部地域は深層風化作用を受けた花崗岩及び流紋岩が広く分布している。

エ 土 壌

計画区の北部地域は褐色森林土群が大部分を占め、乾性褐色森林土BB型は山頂尾根から山腹中部にかけて出現し、山腹から谷筋にかけて肥沃な適潤性褐色森林土BD, BD (d) 型が分布している。

また、一部に、黒色土 (B_{ld}, B_{ld} (m) 型) 土壌が出現し、標高900m以上の稜線に局所的にポドソルPDⅢ型が出現する。

中部地域は、褐色森林土群が全般的に広く分布しているが、乾性土壌の占める割合が大きく、適潤性土壌は古生層地帯や谷筋にかぎられる。

南部地域は深層風化を受けた花崗岩及び流紋岩を基岩とする未熟土が広く分布している。

(3) 社会、経済的条件

計画区の交通網は、JR津山線、因美線、国道53号、国道374号、美作岡山道路がほぼ南北に走っている。北部地域は、JR姫新線、中国自動車道が東西に走り、また、国道179号が兵庫県境から津山市まで東西に走り、津山市から鏡野町を経て鳥取県へ連絡している。

南部地域には、JR山陽新幹線、JR山陽本線、JR赤穂線、山陽自動車道、国道2号、岡山ブルーラインが東西に走っている。

このほか、主要地方道、市町村道が縦横に走っている。

また、海上交通については、東備港、牛窓港がある。

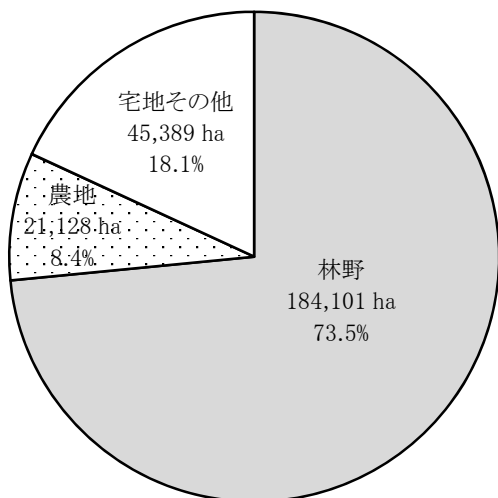
山村振興法に基づく「振興山村」については、西粟倉村が全域指定されており、津山市、備前市、赤磐市、美作市、和気町、鏡野町、奈義町及び美咲町の4市4町では、一部地域が指定されている。

また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域については、備前市、美作市、和気町、鏡野町、奈義町、美咲町、西粟倉村の2市4町1村が全域指定されており、津山市、瀬戸内市、赤磐市の3市では、一部地域が指定されている。

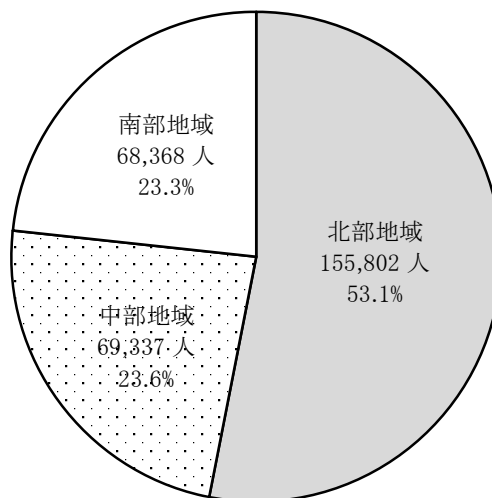
土地利用等の状況は、次のとおりである。

土地利用等の状況

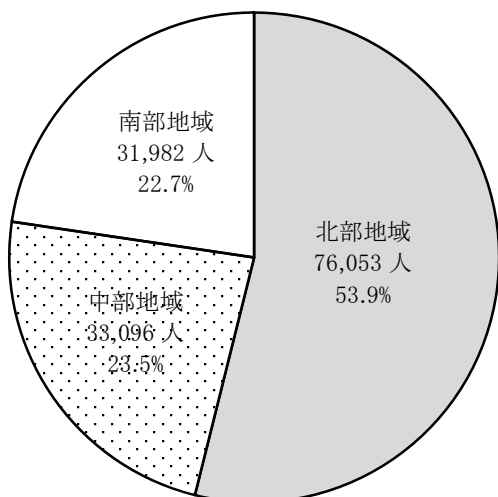
ア 土地利用（県計 711,477ha）
（吉井川 250,618 ha）



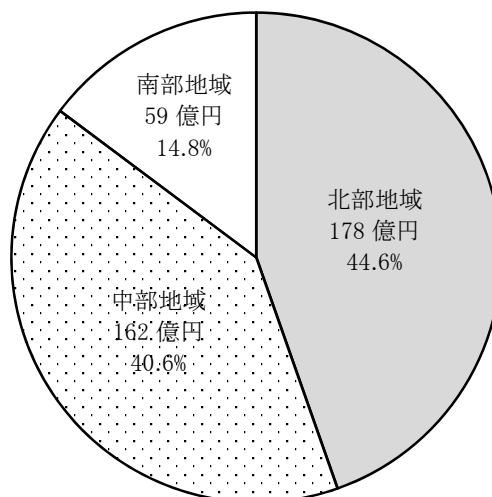
イ 人口（県計 1,888,432人：R2）
（吉井川 293,507人）



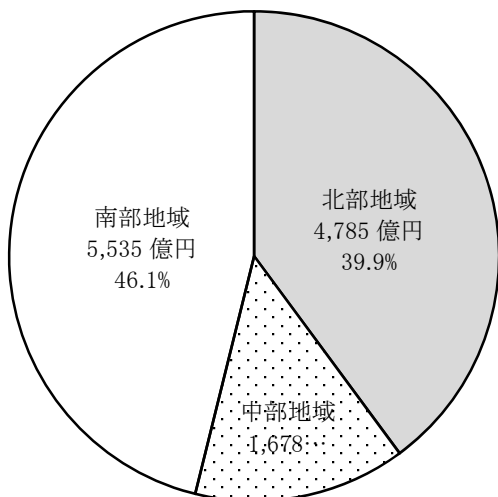
ウ 就業者（県計 867,759人：R2）
（吉井川 141,131人）



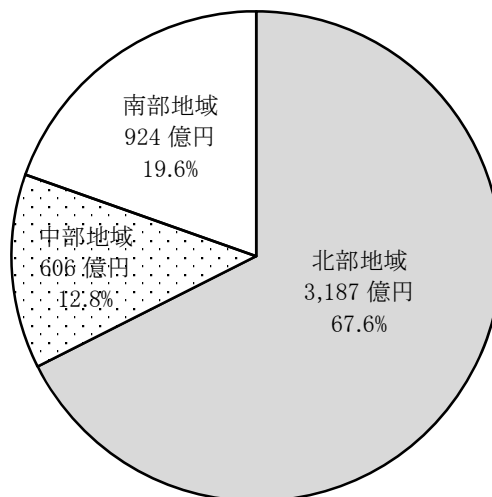
エ 農業産出額（県計 1,409億円）
（吉井川 399億円）



オ 工業製品出荷額（県計 77,024億円）
（吉井川 11,998億円）



カ 商品販売額（県計 53,560億円）
（吉井川 4,716億円）



(4) 森林・林業の特質

ア 森林の状況

当計画区の森林面積は、計画区総面積の73%にあたる183千haで、県下森林面積の38%を占めている。そのうち国有林は16千haで9%、民有林が167千haで91%を占めている。

民有林の資源内容をみると、人工林が74千ha、天然林は88千haとなっており、人工林率は44%と県平均の38%より高くなっている。

地域別にみると、北部地域はスギ、ヒノキの人工林化が進み人工林率は60%と県平均38%に比べかなり高く、人工林の齢級構成では45年生を超える林分が45%を占め、利用期を迎えている。本県の主要な林業地を形成し、雨量も多く森林土壌も良好なため木材生産機能の高い森林が全域に広がっている。中でも、旧東栗倉村、西栗倉村、旧加茂町、旧勝田町の一部には智頭林業の影響を受けた県内でも優れた林業地がある。

中部地域は、広葉樹及びアカマツの天然林が大部分を占めているが、土壌等自然条件に恵まれた一部の地域では人工造林が進み、人工林率は22%となっている。

南部地域は気象、土壌条件から広葉樹及びアカマツの天然林が大部分を占め、人工林率は11%とかなり低く、当地域は備前市等の人口集中地があり、山地災害防止機能、快適環境形成機能等の公益的機能の高度発揮が求められる地域である。

イ 森林の保健・文化・教育的利用の状況

計画区北部の鳥取県境には、「氷ノ山後山那岐山国定公園」に指定された区域があり、苫田郡内には「湯原奥津県立自然公園」に指定された区域がある。また、中部には「吉備清流県立自然公園」に指定された区域がある。中部から南部にかけては「吉井川中流県立自然公園」に指定されており、更に南部地域には、「瀬戸内海国立公園」の区域に指定されている海岸線及び島しょ部がある。これらはいずれも保健・休養の場として親しまれている。中でも北部地域にある鏡野町の県立森林公園は、多様な樹種、林相で構成され、管理センター、遊歩道等が整備されている。南部地域には、和気町に県立自然保護センターがあり、ため池、湿原、それらを取りまく森林が広がり、管理棟、遊歩道等が整備されている。これらは四季折々の自然が楽しめ、森林の中での体験を通じて自然に対する理解が深められるようになっている。

ウ 林産業の状況

計画区内には原木市場が2市場あり、県内はもとより県外からも集荷しており、令和2年でスギ、ヒノキを主体に年間126千 m^3 の原木を取り扱っている。

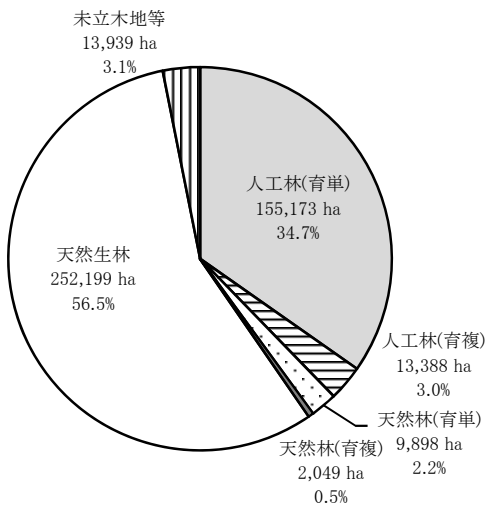
製材工場49工場のうち、津山圏域の製材工場は、26工場で、計画区全体の53%を占めており、隣接の旭川森林計画区の真庭圏域とともに、西日本でも有数の木材の集散・加工地を形成している。

エ 特用林産物の生産状況

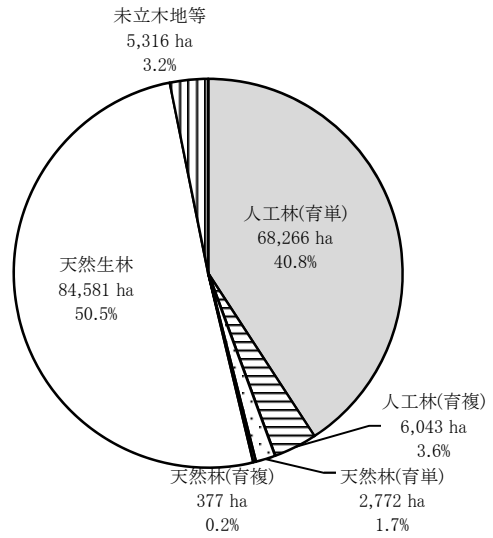
計画区内の主たる特用林産物の生産状況は、令和2年でマツタケ0.2 t（県全体の約14%）、乾シイタケ10 t（同60%）、生シイタケ41 t（同31%）、なめこ10 t（同92%）となっている。

森林資源構成状況

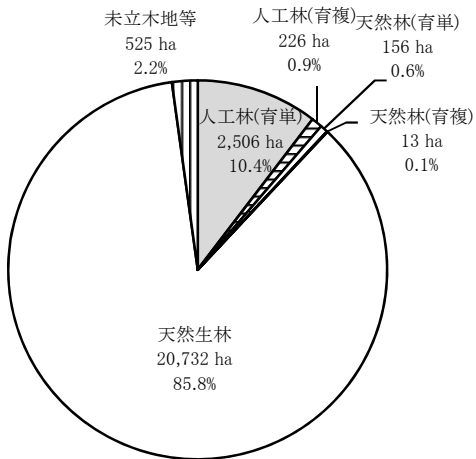
全県 (446,645ha)



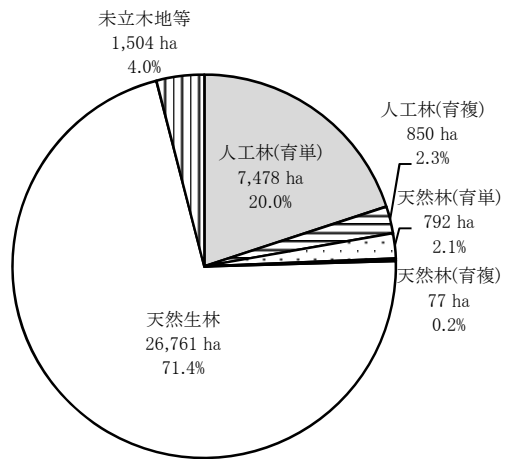
計画区 (167,354ha)



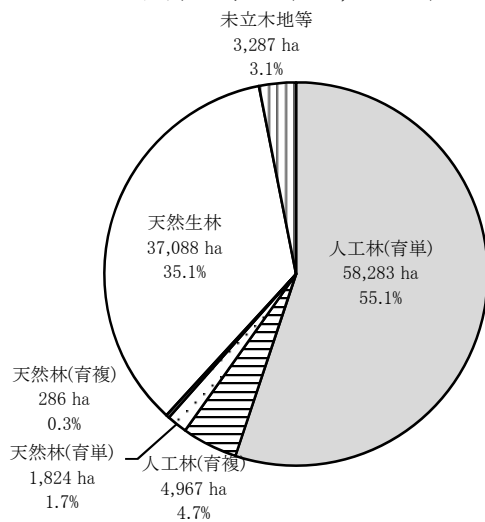
南部地域 (24,158ha)



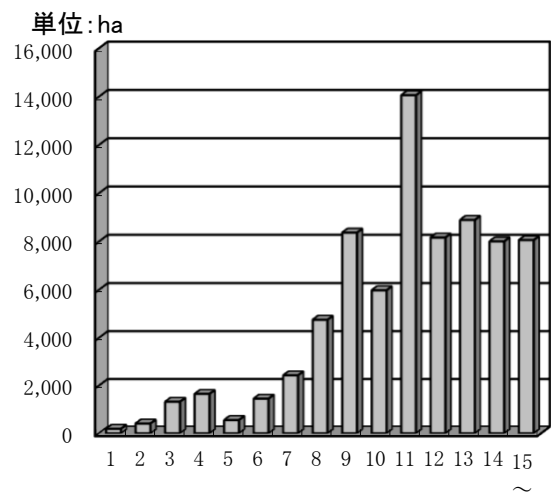
中部地域 (37,462ha)



北部地域 (105,735ha)



流域の人工林齢級配置



2 前計画の実行結果の概要及びその評価

区 分		計 画	実 行	実行率(%)
伐採材積	主 伐 (千m3)	8 2 7	4 1 7	5 0
	間 伐 (千m3)	8 3 6	4 6 4	5 6
間伐面積(ha)		1 0, 5 3 0	7, 8 6 9	7 5
人工造林(ha)		2, 0 8 5	2 9 3	1 4
天然更新(ha)		8 7 9	6 2 8	7 1
林道	開 設(m)	1 8, 8 9 3	1 0, 3 7 3	5 5
	拡張(箇所)	2 4 0	6 4	2 7
保安林指定	水源かん養(ha)	1, 0 0 4	5 4 7	5 4
	災害防備(ha)	3 2 7	3 4 5	1 0 6
	保健、風致(ha)	2 4 7	0	0
治山事業(箇所)		1 0 0	5 9	5 9
要整備森林	人工造林(ha)	3	3	1 0 0
	間 伐(ha)	1 4 4	1 4 4	1 0 0

- ・主伐による伐採材積は、造林及び保育費用が負担となることやしいたけ栽培用原木の需要低下等の影響を受けた。また、間伐の伐採材積及び面積は、平成30年7月等の豪雨災害などの影響を受けて、実行率が低迷した。木材の安定供給に資するために、計画的な実行が必要である。
- ・人工造林は、長期に渡る木材価格低迷により造林及び保育費用の負担が増している影響もあり、減少している。人工林の年齢構成の平準化、森林資源の持続的な確保を図るため、再造林を推進する必要がある。
- ・林道等の開設又は拡張については、林道の災害復旧が優先されたこと、作業道を主体とした路網整備が進められていることにより開設量が低くなった。
- ・治山事業については、豪雨災害の復旧が優先されたことで、実行率が低下した。
- ・保安林の指定は、災害防備が計画どおりとなったが、その他については実行率が低迷しており、改めて森林所有者へ制度周知を図り、促進していく必要がある。
- ・特定保安林内における要整備森林の解消については、計画どおり施業実施ができた。

3 計画樹立に当たっての基本的考え方

県土の約7割を占める森林は、木材の生産のほか、水資源の確保、洪水や土砂崩れの防止、森林レクリエーションの場の提供など、私たちの暮らしと深いかかわりをもっている。

また、地球環境の保全が国際的な共通課題となる中で、二酸化炭素を固定し、地球温暖化の防止や循環型社会の構築に寄与する森林・木材の役割が改めて見直されている。

しかし、これまで森林を守り育ててきた林業は、山村地域の過疎化・高齢化の進行や木材価格の低迷などにより、次第に停滞し、間伐などの手入れ不足による公益的機能の低下が危惧されている。

一方、価値観や生活様式の多様化に伴い、県民は、心の豊かさを求めて自然とのふれあいを重視するとともに、地球環境問題へも大きな関心を寄せている。

県民の様々な要求を満たすことができる健全で多様な森林を育てていくためには、県、市町村等行政が、林業・木材産業の活性化、森林とのふれあい、自然環境の保全といった森林全体を通じた施策を積極的に展開することはもちろんのこと、森林所有者、林業・木材産業関係者は、健全な森林の育成、地域林業の活性化、県産材の利用拡大に向けた主体的な事業展開を図り、県民一人ひとりが、それぞれの立場で森林を守り育てていく必要がある。

こうした考え方に沿って地域森林計画における森林整備の在り方、計画推進の基本方針、目標設定の考え方を次のとおりとする。

(1) 森林整備の在り方

戦後、荒廃した林地の復旧や経済発展に伴う木材需要の増大への対応を図るため推進されてきた人工林の造成はほぼ達成され流域内における森林資源の整備は、造成の段階から森林を健全な状態に維持し、循環させるための質的充実を図るべき段階となっており、「伐って・使って・植えて・育てる」という林業のサイクルを循環させ、均等な齢級構成へと誘導することが必要となっている。

このため、森林整備のための森林区分として、植栽の有無などにより規定されていた人工林、天然林の区分に代え、育成のための人為の程度、森林の階層構造及び経済性に着目して、次のとおり区分することにより、一層の整備を推進していく。

①育成単層林、育成複層林

(育成単層林：森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

(育成複層林：森林を構成する林木を部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林)

- ・ 自然条件がよく林業経営に適した森林においては、集積や集約化、路網の整備、高性能林業機械の導入による労働生産性の向上等により、安定的な県産材の供給源として適正な管理を進めていく。
- ・ 環境に配慮した小面積皆伐や再造林等による若返り化を進め、人工林の齢級構成の平準化を図る。
- ・ 生育途上にある森林の間伐を推進するとともに、土壌の流亡などの恐れのある林分では、伐期の多様化、長期化を図るなど、自然環境の保全に配慮した森林施業を推進する。
- ・ 少花粉スギ等の植栽などにより、花粉発生源の対策を推進する。
- ・ 育成単層林としての適切な生育が見込めないところや、奥地や急傾斜など林業経営に適さないところは、管理コストの低い針広混交林等の育成複層林や天然生林へ誘導していく。

②天然生林

(主として天然力を活用することにより成立・維持され、健全性の確保等のため必要に応

じ適切に保全・整備された森林)

- ・ 自然力を活用して、四季折々の美しい自然を楽しむことができるような多様で健全な天然生林を維持することにより、公益的機能の高度発揮を図る。
- ・ 森林浴、森林レクリエーション、森林・環境教育等県民が森林とふれあう場所として、貴重な森林や里山、身近な都市近郊林を県民へ広く開放し、多様な森林活動の展開を助長する。
- ・ 台風等による災害、森林病虫害等の被害、山火事の発生等森林災害に強い森林づくりを進めることにより、森林機能の低下を防ぐ。

(2) 計画推進の基本方針

ア 生産活動を通じた林業の成長産業化

森林経営管理制度の推進により、意欲と能力のある林業経営者に森林経営を集積・集約化し、花粉の飛散低減など環境に配慮した林業生産活動を持続的に展開する。

また、県産製材品の品質向上と販路拡大を進め、循環資源である木材・木質バイオマスの利用を推進する。

イ 森林とのふれあいを通じた心の豊かさとゆとりの確保

里山林、都市近郊林の整備を行い、身近な森を利用した森林環境教育活動等を推進し、心の豊かさとゆとりのある生活を実現する。

ウ 自然環境の保全を通じた公益的機能の確保

経営管理が行われていない人工林を管理コストの低い針広混交林等へ誘導し、森林の公益的機能を確保する。

また、山地災害や森林病虫害獣害に対しては、適切な保全対策を講じて森林の健全性を確保する。さらに原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等を保全し、生物の多様性を確保する。

(3) 目標設定の考え方

この計画においては、上記のような基本的な考え方に沿って、育成単層林等における林業のサイクルの循環、伐期の多様化、長期化など森林資源の推移を十分に考慮し、国有林との間で緊密な連絡調整を図りつつ全国森林計画に即して、森林整備の目標、立木竹の伐採、造林、間伐・保育、林道の開設等に関する事項を示した。

なお、市町村森林整備計画の策定等に当たっては、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮した上で、この計画に適合して、その効率的な実行の確保が図られるよう配慮すること。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

○ 市町村別森林面積

単位 面積：ha

区分		面積	備考
総数		167,354.09	森林法第5条第2項第1号の森林
市町村別 内訳	津山市	31,491.49	
	旧津山市	9,613.84	
	旧加茂町	11,555.68	
	旧阿波村	3,791.86	
	旧勝北町	1,621.26	
	旧久米町	4,908.85	
	備前市	19,023.65	
	旧備前市	9,648.42	
	旧日生町	2,126.85	
	旧吉永町	7,248.38	
	瀬戸内市	5,134.09	
	旧牛窓町	931.99	
	旧呂久町	2,857.95	
	旧長船町	1,344.15	
	赤磐市	12,527.60	
	旧山陽町	1,349.71	
	旧赤坂町	2,521.86	
	旧熊山町	2,504.36	
	旧吉井町	6,151.67	
	美作市	31,755.34	
	旧勝田町	6,519.14	
	旧大原町	4,103.08	
	旧東栗倉村	2,382.52	
	旧美作町	5,621.78	
	旧作東町	7,930.52	
	旧英田町	5,198.30	
	和気町	9,475.12	
	旧佐伯町	3,941.01	
	旧和気町	5,534.11	
	鏡野町	31,840.08	
	旧富村	5,821.68	
	旧奥津町	11,155.27	
	旧上斎原村	6,386.86	
	旧鏡野町	8,476.27	
	勝央町	2,258.67	
	奈義町	3,020.80	
	西栗倉村	5,368.42	
	美咲町	15,458.83	
	旧中央町	4,150.77	
	旧旭町	6,206.38	
旧柵原町	5,101.68		
再掲	備前県民局(地域事務所除く)	5,134.09	
	備前県民局東備地域事務所	41,026.37	
	美作県民局(地域事務所除く)	78,790.40	
	美作県民局勝英地域事務所	42,403.23	

- (注) 1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において図示する区域内の民有林とする。
 2 森林計画図の閲覧場所：県庁、関係県民局・地域事務所、関係市町村事務所
 3 森林計画の対象とする民有林は、森林法第10条の2に基づく林地の開発行為の許可制度、森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出制度及び森林法第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制度の対象となる。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、次のとおりとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

機 能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と

人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の推進の必要性等にも配慮する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を次のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能 ^{かん}	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生等の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設を設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>
---------	---

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態 単位 面積:ha、蓄積:m3/ha

区 分		現 況 (令和4年度)	計画期末 (令和14年度)
面 積	育 成 単 層 林	71,038	68,765
	育 成 複 層 林	6,419	12,838
	天 然 生 林	84,581	83,397
森 林 蓄 積 (m ³ / h a)		165	188

- (注) 1 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採した後、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。
- 2 育成複層林とは、森林を構成する林木が部分的に伐採した後、複層樹冠層を構成する森林として人為により成立維持された森林である。
- 3 天然生林とは、主として天然力を活用することにより維持・成立され、健全性の確保等のため必要に応じ適切に保全・整備された森林である。
- 4 本計画の対象森林には、上記3種類の森林以外に、原野・未立木地・竹林等を含む。

2 その他必要な事項

なし

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項を勘案して、伐採に関する事項を定めること。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採につき制限がある森林（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第10条に規定する森林をいう。）については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこと。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施にあたっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木及び目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めること。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木竹の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地になること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によること。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行い、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保すること。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等に当たっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えること。

主伐の時期については、伐採を対象とする立木の標準伐期齢以上を目安とし、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化・長期化を図ること。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理すること。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮すること。

さらに、林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持及び溪流周辺や尾根筋等に人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置すること。

なお、立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において伐採（主伐）を行う際の規範として定められるものである。

ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

イ 択伐

択伐については、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持すること。

(2) 立木の標準伐期齢に関する指針

市町村内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、市町村内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めること。この場合、施業体系等により平均伐期齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めること。

また、立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものとして市町村森林整備計画で定められるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではないことを明記すること。

単位：年

区 分	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
吉井川 森林計画区	40	45	35	40	15	20

(3) その他必要な事項

なし

2 造林に関する事項

造林に関しては、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項によるほか、気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の状況、木材の利用状況等を勘案して人工造林及び天然更新に関する指針を定めるものとする。

特に、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択するとともに、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ることとする。

また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗による造林の一貫作業システムの導入等に努めることとする。

(1) 人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うことを定めること。

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められる。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

造林樹種は、造林を行う際の樹種選択の規範として定められるものであり、その選定に当たっては、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定については、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの増加に努めること。

また、多様な森林の整備を図る観点から、上記の考え方に当てはまる範囲内で、広葉樹や郷土樹種を含め幅広い樹種の定めが行われるよう留意すること。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な樹種を選択すべき旨を市町村森林整備計画に記載するよう留意するとともに、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で樹種を定めること。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの植栽本数は、下表の本数を基礎とし、既往の植栽本数及び施業体系を勘案して仕立ての方法別に定めること。

また、その他の樹種についても、必要に応じて地域の自然条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽する場合は、林業普及指導員又は市町村の林務担当課とも相談の上、適切な植栽本数を判断すべき旨を記載すること。

樹 種	仕 立 方 法	植 栽 本 数 (本/ha)
ス ギ ヒ ノ キ	密 仕 立 て	4,500
	中 仕 立 て	3,300
	疎 仕 立 て	3,000
マ ツ	中 仕 立 て	5,000
ク ヌ ギ	中 仕 立 て	3,000

① 地拵えの方法

伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置とするなどの点に留意すること。

② 植付けの方法

気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めるとともに、適期に植付けること。

③ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林等において、皆伐による伐採跡地で人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間を目安として定めること。

(2) 天然更新に関する指針

天然更新については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林であつて、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うことを定めること。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

適地適木を旨として、自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種について定めることとし、ぼう芽更新が可能なものについては区分して、岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図ることを旨として、天然更新の対象樹種について、期待成立本数、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新、ぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法及び伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、伐採跡地の天然更新をすべき期間について岡山県天然更新完了基準で定めることとする。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然力による更新が期待されないものについては、原則として、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として特定すること。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定められる。

(4) その他必要な事項

なし

3 間伐及び保育に関する事項

間伐及び保育に関して、第2の森林の整備及び保全に関する基本的な事項、第6の1の立木伐採材積及び2の間伐面積を踏まえ、次の事項を指針として、既往の施業体系、間伐及び保育の実施状況等を勘案して定める。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法及び保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において間伐及び保育を行う際の規範として定められる。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、下表に示す内容を基礎とし、既往の間伐の方法を勘案して適正な林分構成が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととする。特に、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、市町村森林整備計画で定められる、平均的な間伐の実施時期の間隔に従って間伐を行う。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。

樹種	施業体系	間伐時期(年)				間伐の方法
		初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材生産	14	17	21	25	【選木方法】 1, 2回目は形質不良木を中心に 3回目以降は形質不良木とともに 成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材生産	17	21	26	31	
	大径材生産	19	26	35	—	
ヒノキ	小径材生産	17	22	27	32	
	一般材生産	21	26	31	37	
	大径材生産	21	28	37	—	

注) 上表はスギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、下表に示す内容を標準とする。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△											時期6月～8月、必要に応じて年2回実施
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△									
つる切り	スギ								←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→						
除伐	スギ									←	△	→		←	△	→		
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→		

注) ○印 通常予想される実行標準 ○内の数は回数 △印は必要に応じて行う実行標準
市町村内の間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要のあるものについては、実施すべき間伐又は保育の方法及び時期について具体的に定め、積極的に推進を図ること。

(3) その他必要な事項
なし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林の区域は、第2の1の(1)に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の高度発揮が求められており、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情等からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域について設定する。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的な事項を踏まえ、公益的機能別施業森林の整備に関する事項を定めること。

なお、公益的機能別施業森林以外の木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、林木の生育が良好な森林で地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について設定すること。このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域について特定する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準に関する指針

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止機能、土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林において定めること。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧

害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等。

イ 森林施業の方法に関する指針

施業の方法に関しては、第2の1の(2)に示す森林整備及び保全の基本方針及び次の事項を指針として定めること。

伐採の方法を定める必要のある森林	森林施業の方法
・水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・伐期の間隔の拡大 ・皆伐によるものについては伐採面積の規模を縮小
・土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	・特に機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業とし、それ以外は複層林施業とする。 ・適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保ができる場合には、長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を行うことも可能とする。ただし長伐期施業における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うこととする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における森林施業の方法に関する指針

区域の設定に際しては、自然的社会的経済的諸条件を総合的に勘案して、森林所有者が受認し得る範囲内で定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるように記載すること。

なお、区域内において、機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めること。

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について定めること。また、この区域のうち施業の効率性が高い地域を「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として定めること。

イ 施業の方法に関する指針

森林の公益的機能の発揮及び地域における森林資源の保続に留意しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的かつ効率的な木材等林産物の生産・供給が可能な資源構成となるよう、計画的かつ生産目標に応じた伐採の方法等を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することを定めること。また、特に効率的な森林施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新とする。

(3) その他必要な事項

なし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進する。特に、林道の開設に当たっては、災害の激甚化や走行車両の大型化、未利用材の収集運搬の効率化に対応し、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や土場等の適切な設置、排水施設の適切な設置等を推進する。また、既設林道の改築改良に当たっては、走行車両の大型化等に対応できるよう、曲線部の拡幅や排水施設の機能強化など質的な向上を図る。

林道・林業専用道の開設量については、第2の1の(1)に定める「森林の整備及び保全の目標」の実現を図るため、路網の骨格としての機能や森林施業の効率的な実施を確保する観点から、第6の4のとおり計画する。

なお、林道と林業専用道を併せたものを「基幹路網」、森林作業道を「細部路網」と定める。

○基幹路網の現状

単位 延長：k m

区 分	路 線 数	延 長
基幹路網	5 8 7	8 7 1
うち林業専用道	4	8

(2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

ア 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準の基本的な考え方は、高性能林業機械開発の進展状況等も考慮しながら、次の表を目安に、傾斜区分と導入を図る作業システムに応じた目指すべき路網整備の水準を踏まえつつ、林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設する。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位：m/h a

区 分	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地 (0～15°)	車 両 系	1 0 0～2 5 0	3 5～5 0
中傾斜地 (15～30°)	車 両 系	7 5～2 0 0	2 5～4 0
	架 線 系	2 5～7 5	
急傾斜地 (30～35°)	車 両 系	6 0～1 5 0	1 5～2 5
	架 線 系	1 5～5 0	
急峻地 (35°～)	架 線 系	5～1 5	5～1 5

イ 伐出作業における集材型に応じた高性能林業機械作業システムの基本的な考え方は、次の表を目安とする。

(ア) 今後開発が進められる、伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システムの目標

① 作業地分散型

森林の多様な機能の持続的な発揮を目指し、間伐等非皆伐作業及び小面積の皆伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位 m^3 /人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
近距離 集材型 -100m	(伐倒・搬出) フェラースキッター	(造材) プロセッサ		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) クランプ付 クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性:10.2	〔全木集材〕		生産性: 6.2
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(搬出) フォワード		(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 小型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 9.2	〔全木集材〕		生産性: 5.1
中距離 集材型 -400m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) クランプ	(搬出) フォワード	(伐倒) 急傾斜地用 小型フェー	(搬出) 中型クレーン	(造材) プロセッサ
	〔短幹集材〕		生産性: 7.3	〔全木集材〕		生産性: 5.0

② 作業地集中型

地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図り、効率的な林業経営を推進するため、皆伐作業、ある程度面積的にまとまりのある間伐作業及び択伐作業を効率的に実施する必要がある森林に主として対応するシステム。

(生産性 単位 m^3 /人・日)

集材型 (集材 距離)	伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械システム					
	緩 傾 斜 地			急 傾 斜 地		
短距離 集材型 -200m	(伐倒・造材) ハーベスタ	(積載) クランプ	(搬出) 無人フォワード	(伐倒) 急傾斜地用 フェーハンチ	(造材) プロセッサ	(搬出) フォワード
	〔短幹集材〕		生産性:10.5	〔全木集材〕		生産性: 8.1
中距離 集材型 -400m	(伐倒) フェーハンチ	(搬出) スキッター	(造材) プロセッサ	(積載) クランプ	(伐倒) 急傾斜地用 フェーハンチ	(搬出) 中型クレーン
	〔全木集材〕		生産性: 9.0	〔全木集材〕		生産性: 6.2
長距離 集材型 400m-	(伐倒) フェーテリマ	(搬出) スキッター	(造材) クランプロー	(積載) クランプ	(伐倒・造材) 急傾斜地用 ハーベスタ	(搬出) 分岐式モ/レル
	〔全幹集材〕		生産性: 8.7	〔短幹集材〕		生産性: 6.1

(イ) 既存及び今後改良が進められる伐出用高性能林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システムの目標

現在最も普及している林業機械による伐出林業機械作業システムを基本とし、今後これらの林業機械の性能の向上及び小型軽量化等一層の改良を図りつつ、地域の条件、事業者の経営条件等に応じて採用すべきシステム

(生産性 単位 m^3 /人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム			
		緩 傾 斜 地		急 傾 斜 地	
作業地分散型	近距離集材型 -100m	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) リモコンウインチ 生産性:4.6	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) 小型クレーン (簡易式) 生産性:4.6
	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) 林内作業車 (クローラ型) 生産性:4.6	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) 小型クレーン 生産性:3.5
	中距離集材型 -400m	(伐倒) チェーンソー 〔短幹集材〕	(木寄せ) ウインチ付 林内作業車等 生産性:3.8	(搬出) フォワーダ 〔全木・全幹集材〕	(造材) チェーンソー 生産性:2.8

(生産性 単位 m^3 /人・日)

作業型	集材型 (集材距離)	既存の林業機械を組み込んだ高性能林業機械作業システム			
		緩 傾 斜 地		急 傾 斜 地	
作業地集中型	短距離集材型 -200m	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) 林内作業車 (ホイール型) 生産性:5.9	(伐倒・造材) チェーンソー 〔短幹集材〕	(搬出) 小型クレーン 生産性:4.3
	中距離集材型 -400m	(伐倒) チェーンソー 〔全木・全幹集材〕	(搬出) スキッド (クローラ型) 生産性:5.7	(造材) プロセッサ 〔全木・全幹集材〕	(搬出) 中型クレーン 生産性:4.1
	長距離集材型 400m-	(伐倒) チェーンソー 〔全木・全幹集材〕	(搬出) スキッド (ホイール型) 生産性:5.7	(造材・積載) グラブロー 〔全木・全幹集材〕	(搬出) 大型クレーン 生産性:3.5

(3) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)の基本的な考え方
路網整備等推進区域については、基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進することとし、その区域の設定について幹線となる林道・林業専用道の利用区域を考慮しつつ次のとおり定める。

地形・地質	傾斜が急峻な箇所以外 脆弱な地質又は土壌の箇所以外
森林の機能別調査	森林の機能別調査の「木材生産機能」 が「L」以外の箇所

注：林班毎に判断すること。

(4) 路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、路網整備にあたっては、林道規程、林業専用道作設指針、岡山県林業専用道作設指針及び岡山県森林作業道作設指針に則り開設する。

(5) 林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

林産物の搬出については、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えつつ、効率性を確保するよう、傾斜等の地形、地質、土壌等の条件に応じた適切な方法により行う。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

(6) その他必要な事項

開設等の実施にあたっては、次の事項に留意する。

ア 切取、盛土は必要最小限度に留めるよう路線を決定する。

イ 切取、盛土の法面安定を図るよう法面保護工、土留工等の土砂流出防止施設を設置する。
なお、土捨場を必要とする場合は、特に周囲の環境、位置、土砂の流出防止に留意する。

ウ 雨水等による路面の浸食、崩壊を防止するため、側溝等の排水施設を適切な箇所に設置する。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林施業の合理化については、流域内の森林・林業・木材産業関係者の合意の形成を図りつつ、以下の項目について、地域の実情に応じ計画的かつ総合的に推進する。

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要となる森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進める。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、地方自治体と林業経営者を情報通信回線で結ぶ森林クラウドの管理運用を通じて、森林情報の精度向上を図るとともに、その情報の提供・共有を促進する。このほか、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

あわせて、今後、森林の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

森林経営管理制度の活用により経営管理の集積・集約化を進める。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、農林関係高校等で学ぶ青年や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進する。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険への加入促進、技能等の客観的な評価の促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図る。

これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 高性能林業機械等の導入促進

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、林業機械のリースやレンタルの活用、林業機械の共同利用など、利用体制を整備するとともに、機械作業に必要な基幹路網等の施設整備に努める。

イ 機械作業システムの目標

森林の多様な機能の継続的な発揮を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めていくため、これまでの伐出作業システムに加え、間伐、択伐等の非皆伐作業に対応し、傾斜や搬出距離等の作業条件にもきめ細かく対応する伐出作業システムの普及が必要となる。

このため、第3の5の(2)に示す考え方及びこれまでの高性能林業機械作業システムの現場における作業条件への適用状態を踏まえつつ、第3の5の(2)に示す伐出用高性能林業機械を組み入れた高性能林業機械システムの普及を推進する。

また、環境負荷低減の観点から、土壌の攪乱、締固め及び残存木への被害を最小限に抑えることに配慮する。

伐出作業における高性能林業機械作業システムの目標の考え方は次のとおりとする。

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い・玉切り	運搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～200	30～75	ハーベスト	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～300	40～100	ハーベスト チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100～300	チェンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ		
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～500	50～125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150～500		スイングヤーダ タワーヤーダ		
急峻地 (35°～)	架線系	500～1500	500～1500	チェンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

注：地域において、今後の路網整備や資本装備の方向を決めるに当たっては、地域における自然条件、社会経済的条件を踏まえた工夫や経営判断が必要である。

「グラップル」にはロングリーチ・グラップルを含む。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材流通の合理化

当計画区の原木市場は北部地域の2市場で、令和元年の取扱量は124千m³となっており、北部地域を中心にヒノキを主体とした木材産地地域を形成している。今後も、安定的な素材生産が行えるよう、高性能林業機械の導入や路網の整備等を図るなど低コスト化に努めるほか、素材生産業者・流通業者及び民有林・国有林が一体となって計画的な木材生産等によって生産ロットの拡大を図る。

また、合法的に伐採された木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

イ 木材加工の合理化

優良な美作材の産地として発展してきた当計画区の津山圏域は、隣接の旭川計画区北部地域と同様に生産量は多く加工精度も高い。

また、台形集成材、化粧貼集成材等、小径木等の低質材を利用し、高品質材を生産するなど、木材の工業化も進んでいる。今後は間伐材等を含めた地域材の増加が見込まれることから、体質強化に努め、一層加工技術を高めるとともに、乾燥材・JAS製品の生産を促進し、更に工業化を進めるものとする。

ウ 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

民有林及び国有林を通じ、また川上から川下まで一体となって合理的な木材生産・流通システムの確立を図るため、地域の関係者の合意形成に努める。

(6) その他必要な事項

都市住民を中心としたU J I ターン者等の定住の促進を図るため、用排水施設、集落広場、保健増進施設等の生活環境等の整備に努める。

また、地域住民や森林ボランティアグループ等の多様な主体による森林資源の利活用等を促進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

次頁参照

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

森林の土地の保全については、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、林地開発許可制度を厳正に運用する。

なお、土地の形質の変更に当たっては、調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立って森林の適正な保全と利用との調整を図り、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等安全で潤いのある居住環境の保全及び形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は、極力避けることとする。

また、土石の切取り、盛土等を行う場合には、気象、地形及び地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況並びに土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

さらに、土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じ、法面の緑化、土留工等の防災施設及び貯水池等の設置並びに環境の保全等のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずる。

なお、太陽光発電施設を設置する場合には、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観へ及ぼす影響が大きいこと等の特殊性を踏まえ、適切な防災施設の設置や森林の適正な配置など開発行為の許可基準の適正な運用を行うこととする。

(4) その他必要な事項

なし

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
総 数		90,912.45		
津 山 市	(計)	18,468.00		
旧津山市	1～3、7(ロ、ニ、ホ)、8(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、9(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、10(イ)、11～21、24～30、32～53、54(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、55、56、59、60、63(ト、チ)、64(イ、チ)、65、66(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、67(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、68(ハ、ニ、チ、リ)、69～72、77、81(ホ)、83、84(ハ、ニ、ホ)、85(ロ、ハ、ホ)、88(ヘ、ト)、89(イ、ロ、ハ、ニ)、92(ハ、ニ、ホ、ヘ)、93(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、94、95(イ、ロ、ハ)、96、97(ロ、ハ、ニ、ホ)、100(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、101(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、102(ホ、ヘ)、103(イ、ロ、ハ、ホ、ヘ、ト)、104(ハ)、105(ヘ)、106(ロ)、107(ロ)、108(ロ、ニ、ホ、ヘ、ト)、110(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、116、119(イ、ロ)、125、128、129(イ、ロ)、132(ロ)、134～138、141(ロ、ホ、チ)、142(イ、ト)、143、144(ロ、ハ、ホ、ト、リ)、147(ニ)、150、152(ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、153～156、157(ニ)、158(ハ、ト)、159～170、171(ロ)、172(ハ、ニ、ホ、ヘ)、173(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、174(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、175、176(ロ、ハ、ニ)、177(ロ、ハ、ニ)、178～193、194(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、195(ヘ、ヌ)、196、197(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル)、198～200、201(イ、ロ)、202、203(ハ)、204(ヘ、ト、チ、リ、ヌ)、205(ロ、ハ)	6,089.96	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健
旧加茂町	1、2(ホ、ヘ)、3、4、6(チ、リ)、7、8、12(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、13(ホ、ヘ)、14(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、19、26、27(イ、ハ)、28(イ、ロ、ハ)、29(ハ、ニ、ホ)、31(ロ)、32(イ、ロ、ニ、ホ)、36(ロ、ハ、ニ)、37、38、41～46、53、54(ト)、55～63、65(ホ)、66～83、86、87、88(イ、ロ、ハ)、89(ロ、ハ、ニ、ホ)、90～95、98～101、103、106、107、119～122、123(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、124、125、126(イ、ロ、ハ、ニ)、127、131～135、136(ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、137(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、138～140、141(ホ、ト)、142、144(イ、ロ、ハ、ニ、ト、チ)、145(チ、リ)、146～149、153～159、161～163、164(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、165～167、168(ニ、ホ)、169(ロ、ハ、ホ、チ)、170(イ、ロ、ハ)、171(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、172(ホ、ヘ)、173～178、180～183、188(ニ、ホ、ヘ)、189(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、190(ト)、191(イ、ニ、ホ、ヘ)、192(ニ、ホ、ヘ)、193～198	7,057.54		水源かん養 土砂流出防備 保健
旧阿波村	1～4、5(イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、6、8～11、12(イ、チ、リ)、13(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、14(イ)、15(ホ、ヘ、ト、ヲ)、16(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ)、17(ロ、ハ、ニ、ホ、リ、ヌ)、18～45、46(イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、47(ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、48(イ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、49(ロ、ハ、ホ、ト)、50(チ)、51～59、60(イ、ロ、ハ、ニ)、66(ホ)、68	3,007.74		水源かん養 土砂流出防備 保健 なだれ防止
旧勝北町	4(ハ)、9(ニ)、10、11(ロ、ハ、ホ、ヘ)、12(ロ、ハ、ニ、ホ)、13(ロ)、15、16、17(イ、ロ、ハ)、18、19(ハ、ニ)、20、21(ロ、ハ、ニ)、22(ハ)、23、24(イ、ロ)、26(イ、ロ)、27(ロ、ハ、ホ)、28、29、30(イ、ハ、ニ)、31、32(ロ)、33～37	1,028.56		水源かん養 土砂流出防備 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧久米町	1 (イ,ホ)、3 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、4、6 (イ,ロ,ハ)、7 (イ,ロ,ハ)、8 (ロ,ハ,ニ,ホ)、9 (ロ,ニ)、10 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、12 (イ,ロ,ハ,リ)、13 (ハ)、14 (ホ,ヘ)、15 (イ,ロ)、16 (ホ,ヘ,ト,チ)、19 (ロ,ニ,ヘ,チ)、20 (ハ,ホ,ヘ)、21 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、23 (ホ)、25、26 (ニ)、35、36 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、38 (ト)、39 (イ)、41 (ニ,ホ,リ)、42 (イ,ロ,チ)、43 (ヘ)、44 (イ)、45 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、46 (イ,ロ,ハ)、48 (ホ,ヘ)、49 (ホ,ヘ,ト)、50、51、53 (ロ,ニ,ホ,ト)、55 (ヘ)、56 (ロ,ハ)、57 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、59 (ト)、60 (イ,ロ,ハ,ニ)、61 (ヘ,ト,チ)、62 (イ,ル)、63 (ロ,ニ,ホ,ト,チ)、64 (ロ,ハ,ニ,ホ,ト)、70 (イ)、71 (ホ,チ,リ)、72 (イ,ロ,ト,ル)、73 (ロ,ハ,ニ,ル,ヲ)、76 (チ)、79 (ホ,ヘ,ト)、80 (イ,ロ)	1,284.20	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
備 前 市	(計)	11,457.74		
旧備前市	3 (ロ,ヘ,ト)、4 (ロ,ハ,ニ,ホ)、5~7、8 (イ,ロ)、9~11、12 (イ,ロ,ハ,ニ)、14 (ロ)、17~20、21 (イ)、23、24 (ロ,ハ)、25 (ロ,ホ,ヘ)、26~28、30 (ハ,ニ,ホ)、31 (イ,ハ,ニ)、32~37、38 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、39~55、56 (ロ,ハ,ニ)、57 (ハ,ニ,ホ)、60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、62 (ニ,ホ,ヘ,ト)、63 (ヌ)、64 (ロ,ハ,ニ)、65 (イ,ロ)、66 (ハ,ニ)、67 (ロ)、72 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、73、74 (ロ,ハ,ニ)、75~77、78 (ホ,ヘ)、79、80 (イ)、81 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、82、84 (ヘ)、85 (イ,ロ,ハ,ニ)、86~93、94 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、95 (イ,ロ,ハ)、98 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、101 (イ,ロ,ハ)、102 (ニ,ホ)、104 (ホ)、105、107 (イ,ロ,ハ,ニ)、108、109 (ロ,ニ)、110 (ホ,ヘ)、113、114 (イ)、115~119、121 (イ)、122 (イ,ホ,ヘ)、123 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、124 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、125 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、126、127 (イ,ロ)、129、131 (ニ)、132~134、137 (イ,ロ)、141~143、144 (イ,ロ,ハ,ニ)、150、151 (イ)、152 (ロ,ハ,ニ,ホ)、153、154 (ニ)、155、156 (ロ,ハ)、157 (ロ,ニ)、158、159 (イ,ロ)、160 (イ,ニ)、161 (ロ,ハ)、166、168 (ヘ)、169、170 (イ,ロ,ハ,ニ)、171 (ロ,ハ,ニ)、172、173 (イ,ロ,ハ,ニ)、174 (ニ,ホ,ヘ,ト)、175 (イ,ロ,ハ,ニ)	5,926.74		水源かん養 土砂流出防備 防火 保健 風致
旧日生町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、2~35、36 (イ,ロ,ハ)、37~41	2,077.12		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健 魚つき 潮害防備
旧吉永町	1 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、2 (イ,ロ,ハ)、3 (ヘ,ト,チ,リ)、4 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト,チ)、5 (ホ,ヘ,ト)、6 (ロ,ハ,ニ)、7 (ホ,ヘ,ト)、16、17 (ハ)、18、25 (ニ,ホ)、26~31、32 (ヘ,ト,チ)、33、37 (ニ)、38 (ヘ)、39 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、41 (イ,ロ)、44 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、45~48、50 (ロ,ハ,ニ)、52、53、54 (ロ,ハ,ホ,ヘ)、55~58、61、67 (イ,ヘ)、68 (ハ,ニ)、72 (ロ,ハ,ニ)、73、74、77、78 (イ,ロ)、79 (イ)、80 (ニ)、81 (ニ)、82 (ロ,ハ)、83、84、85 (イ)、86、87、89 (イ)、90 (イ,ロ)、91、92、93 (イ)、94、95、96 (ロ,ハ,ニ,ホ)、97 (イ)、98 (イ)、99、100 (イ)、101 (ロ,ハ)、102 (イ,ロ)、103 (イ)、104 (イ,ロ)、106 (イ)、107 (イ,ハ)	3,453.88		水源かん養 土砂流出防備 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
瀬戸内市	(計)	3,366.45	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健 防風 魚つき 航行目標 水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 魚つき 水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧牛窓町	1 (イ,ロ,ハ) 、 2 (ニ) 、 3、 4、 5 (ヘ,ト) 、 6 (ホ,ヘ,ト,チ) 、 7 (ロ,ハ,ニ) 、 8、 9 (イ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 10 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 12 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 13 (ニ,ホ) 、 14、 15 (イ,ロ,ハ) 、 16 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ) 、 17	638.01		
旧邑久町	4、 5、 7 (ロ) 、 8~12、 13 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ) 、 15、 16、 17 (イ,ロ,ハ) 、 20 (ロ,ホ,ト,チ) 、 21、 22、 26 (イ,ハ,ニ) 、 27 (イ,ロ,ハ,チ) 、 28~30、 31 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 32 (イ,ロ,ハ,ニ,ヌ,ル) 、 33 (ロ,ハ,ニ) 、 34 (ロ,ホ,ヘ) 、 35 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 38 (イ,ホ) 、 39、 40 (ハ) 、 43 (ロ,ハ,ニ) 、 44 (ハ) 、 46、 47 (ロ,ハ) 、 48~52、 53 (イ,ホ) 、 54 (ヘ) 、 56 (ハ,ニ,ホ,ヘ)	1,800.64		
旧長船町	2、 3 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 4 (ロ,ハ,ニ) 、 5、 7 (イ,ロ) 、 8~10、 11 (ニ,ホ) 、 12、 13 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 15、 16 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 17 (ハ) 、 18、 19 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト) 、 20 (ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)	927.80		
赤磐市	(計)	7,491.84	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 干害防備 保健 水源かん養 土砂流出防備 保健 水源かん養 土砂流出防備 保健 水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健	
旧山陽町	1~4、 5 (イ,ロ,ハ) 、 6 (ホ,ヘ,ト,チ,ヌ,ル,ヲ,ワ,カ) 、 7、 8 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 9、 10、 11 (ロ,ハ) 、 12、 14、 16 (イ,ロ,ニ) 、 17 (ハ) 、 19、 23 (ハ,ニ,ホ) 、 24 (イ) 、 25 (イ,ロ,ハ,ホ) 、 26	1,053.51		
旧赤坂町	1、 2、 6 (ホ,ヘ,ト,チ,リ) 、 7 (ニ,ホ,ヘ,ト) 、 9 (イ) 、 10 (ハ,ニ,ホ) 、 11 (イ,ロ,ハ) 、 12、 13、 18 (イ) 、 21、 22、 24 (ロ,ハ,ホ,ヘ) 、 25 (ロ) 、 26、 27、 28 (ロ) 、 29 (ニ) 、 30 (イ,ロ,ホ) 、 31 (イ) 、 36~45	1,457.88		
旧熊山町	1~9、 10 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ) 、 11 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 12~20、 21 (ハ,ニ) 、 22 (ロ,ホ,ヘ) 、 23 (イ,ロ,ハ) 、 25 (ト) 、 31 (ハ,ニ) 、 32、 33 (イ,ロ,ホ) 、 34 (ロ) 、 35、 36 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 37、 38、 39 (ハ,ニ,ホ) 、 40、 41 (イ) 、 44 (ハ,ニ) 、 45、 46 (ロ,ハ) 、 47	1,802.51		
旧吉井町	1 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 2 (ホ,ヘ) 、 3 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 4 (イ,ロ,ニ) 、 5 (ホ,ト) 、 6 (イ,ロ,ニ,ホ,ト) 、 7 (イ,ロ,ハ) 、 8 (ロ,ハ) 、 10 (イ,ロ,チ) 、 11 (ニ,ホ,ヘ) 、 12 (ニ,ホ,ヘ) 、 15 (イ) 、 17 (イ,ロ,ハ) 、 18 (ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 19、 20 (イ,ホ) 、 22 (ニ) 、 23 (ホ) 、 24 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ) 、 26 (ロ,ハ,ニ,ホ) 、 27 (ニ,ホ) 、 29 (ハ,ヘ) 、 30 (イ) 、 31 (イ,ロ,ハ) 、 32 (ニ) 、 37 (ホ,ヘ) 、 38~45、 47 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ) 、 48、 49 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト,チ,リ) 、 51、 55 (イ,ロ,ハ) 、 57 (ニ,ヘ) 、 59、 60、 61 (イ,ロ,ハ,ニ) 、 63 (ハ,ニ) 、 64 (ハ) 、 65、 66、 67 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 68、 69、 70 (ロ) 、 71、 72、 73 (イ,ロ,ニ) 、 74 (イ,ロ,ニ,ホ) 、 75 (イ,ニ,ホ) 、 77 (イ,ハ) 、 78 (イ,ロ,ハ,ヘ) 、 81 (イ,ロ) 、 82 (ヘ,ト) 、 83 (イ,ロ,ハ) 、 84 (イ) 、 85~87、 88 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ) 、 89、 90 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,チ)	3,177.94		

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
美 作 市	(計)	14,425.69	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
旧 勝 田 町	9、19 (リ,ヌ,ル,ヲ)、20、21 (イ,ロ,ハ,ホ,ト,チ,リ,ヌ)、22、23、24 (ニ,ホ,ヘ,リ)、25、26、27 (イ,ロ)、29、31~40、41 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、44 (ホ,ヘ,ト,チ,リ)、47、57~59、67~69、71 (ホ)、72 (イ,ロ,ハ,ニ)、73、74、75 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、76 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、77~81、83 (イ)、88、89、92 (ハ,ニ)、96 (ロ,ハ,ニ)、113~115、116 (ニ)、122 (ロ)	2,281.73		
旧 大 原 町	8 (ニ,ホ)、9、10、18 (ロ,ハ,ニ)、21 (ロ,ハ,ニ,ホ)、22 (イ,ロ,ハ)、23、26、27 (ニ,ホ)、28、29、30 (イ,ロ,ハ,ニ)、33 (ロ,ハ,ニ,ホ)、34~38、39 (イ)、47、49 (ヘ)、50~53、59~61、68、78 (ロ,ハ,ニ,ホ)、79 (ハ)	1,399.72		
旧 東 栗 倉 村	1、2、3 (ロ,ハ,ニ,ホ)、4、5 (イ,ロ,ハ,ニ)、6 (ニ,ホ)、7 (ロ,ハ,ニ,ホ)、8、9、10 (イ,ロ,ニ,ホ)、12 (イ,ロ,ハ)、13 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、14~30、32~43、44 (イ,ロ)	2,045.94		
旧 美 作 町	2 (イ)、3 (ニ,ホ)、4 (イ,ロ,ハ,ニ)、5 (ハ)、6 (イ,ロ,ニ)、10 (イ,ハ,ニ)、11 (ハ,ニ)、12、13、14 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、15 (ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、16 (ロ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、17 (ロ,ハ,リ,ヌ)、19 (ロ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、20 (イ,ハ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、21 (イ,ロ,チ,リ)、22 (イ,ロ,ハ,ニ,チ)、23、24、26~30、34 (イ,ハ,ニ,ホ)、35~39、40 (ハ,ニ,ホ)、41~44、45 (イ,ロ,ハ,ニ)、46 (ハ,ニ,ホ)、47 (イ,ロ,ハ,ニ)、49 (ロ,ハ,ニ,ホ)、50~52、53 (イ,ロ)、54 (ロ,ハ,ニ,ホ)、55 (イ,ロ)、57~64、67、68 (イ,ロ)、69 (イ)、72~74、81 (イ,ロ,ハ)、90 (ニ,ホ)、95 (ロ,ハ,ニ,ホ)、103、105 (イ,ロ,ヘ)、106、108、109 (イ)、110 (ホ)、112 (ハ,ニ)、115、116 (イ,ロ)	2,808.63		
旧 作 東 町	7 (ロ,ト,チ,リ,ヌ)、8 (ホ)、10~12、13 (イ,ロ,ハ,ニ)、14 (ホ)、15 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、18 (ニ,ホ)、21、22、27 (ロ,ハ,ニ,ホ,チ,リ)、32 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、33、34、35 (イ,ロ,ハ,ニ)、36 (ヘ,ト,チ)、37、38 (イ,ロ)、43 (ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、46、47、48 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、49 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、52、53、54 (イ,ロ,ハ)、55 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、56 (ロ)、58 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ)、59、60 (イ,ロ,ハ)、65 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,リ)、67 (ニ,ホ,ヘ)、68、69、70 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、72 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、73 (ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、75 (イ,ロ)、81 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、95 (ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、96、97 (ニ)、100、107 (ホ)、108 (イ)、112 (ロ)、113~115、117 (ヘ,リ,ヌ)、118 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,リ,ヌ)、119 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、122~124、125 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、126 (イ,ロ,ニ,ホ,ヘ,ト)、127~133、134 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、140 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、141、142、143 (イ)、145 (ヘ,ト,チ,リ)、146~148、149 (イ,ロ,ヘ,ト,チ)、150 (ト,チ)、151 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、152、153 (イ,ロ,ハ,ニ)、156~158、159 (イ,ロ,ハ,ニ)、160 (ト,チ,リ,ヌ)、163 (ニ)、164	3,224.03	水源かん養 土砂流出防備	

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧英田町	1~3、10 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、11 (ニ、ホ、ヘ)、12 (イ、ニ、ホ、ヘ)、13 (ホ)、14、15、16 (イ、ロ、ハ)、17~24、25 (ホ、ヘ)、26 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、27 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ)、29 (ロ、ハ、ニ)、30 (イ、ト)、31、32、33 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ)、34 (イ、ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ)、35 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、リ)、38、39 (ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、40、41、42 (ニ、ホ、ヘ、ト)、43 (ロ、ヌ)、46 (ロ、ハ、ニ)、48 (ハ)、50 (ロ、ハ、ニ、ホ)、51 (ハ、ニ、ホ)、52 (ハ、ニ、ホ、ヘ)、53 (イ、ロ)、55 (イ、ロ)、56 (イ)、57 (ロ、ハ、ニ)、58、59、60 (ハ)、61~63、64 (イ)、67、68 (ロ、ニ)、69、77、82、83、84 (イ)、89、92 (ハ)、93、94、98 (ハ)、99~101、102 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト)、103 (イ、ロ、ハ)	2,665.64	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健
和 気 町	(計)	5,113.41		
旧佐伯町	1、2 (イ、ハ、ニ、ホ)、4 (イ、ロ)、9 (ホ、ヘ、ト)、11 (ハ)、12 (ロ、ハ)、13~15、17、18 (イ、ロ)、20 (ロ、ハ)、21 (ロ、ハ、ニ)、25 (イ)、26 (ヘ)、27 (ニ、ホ)、28、30、31、32 (イ、ロ、ハ)、37 (ホ)、38 (イ)、39 (ニ)、40 (イ)、45 (イ、ロ)、47 (イ)、51 (イ、ロ)、52 (ロ、ハ)、53 (イ)、56~60	1,638.93		水源かん養 土砂流出防備 保健 落石防止
旧和気町	1、2、3 (ロ)、4 (ロ、ハ、ニ)、5 (イ、ロ、ハ、ニ)、6、7、8 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ)、9 (イ、ロ)、10、11 (イ)、12、13、14 (イ、ロ)、15 (ロ)、16 (ハ)、17 (イ、ロ、ハ)、18 (ロ、ハ、ニ、ホ)、23 (ニ、ホ、ヘ)、24 (ハ、ニ)、28、29 (ロ、ニ、ヘ、ト)、30 (ハ、ニ、ホ、チ、リ)、33 (イ)、36、38 (ニ、ホ、ヘ)、40、41 (イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ)、42 (ロ、ハ)、43 (イ、ロ、ハ)、44 (ロ、ハ、ニ、ホ)、45 (イ、ロ、ハ、ホ)、46 (ロ、ハ)、47~53、54 (ロ、ハ)、55 (ロ)、56 (イ、ロ、ハ)、57 (ハ、ニ)、58~60、61 (イ)、62 (イ、ロ)、63 (ハ、ニ、ホ)、64 (イ、ロ、ハ、ニ)、65、66、67 (イ、ロ)、68 (ニ)、69、70、71 (ハ、ニ)、72、73、74 (ホ、ヘ)、75、76、79 (イ、ロ、ハ、ニ)、80 (ハ、ニ、ホ)、81 (ロ、ハ、ニ、ホ)、82 (イ、ロ)、83~86、88、89、90 (イ、ロ、ハ)	3,474.48		水源かん養 土砂流出防備 保健
鏡 野 町	(計)	18,256.35		
旧 富 村	8、12~15、22、23、24 (ロ)、25、30 (イ)、31 (イ)、32 (イ)、33 (ロ)、34、35 (ロ)、51 (ロ)、52 (イ)、53 (ハ)、54、55、57~59、62 (イ、ロ)、65 (ハ)、66、69、70、72~78、80、82 (ニ)、86 (イ、ロ、ハ、ニ)、87 (ハ、ニ)、91 (ハ)、92 (ロ、ハ、ニ)、93 (ニ)、94 (ホ)、95 (イ)	2,121.16		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
旧奥津町	2 (ニ,ホ,ヘ)、3 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ,ル)、7 (ニ,ホ)、8 (リ,ヌ)、9 (イ,ロ)、11 (イ,ロ,ハ)、12 (ト,チ)、13 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、14 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、19、20 (ヘ,ト,チ)、27 (チ,リ)、30、31 (イ,ロ,ハ,ヘ,ト)、32、33 (イ,ロ)、34 (イ,ロ)、36、37 (イ,ロ,ヘ,ト)、39~41、42 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、43、47 (ニ,ヘ,ト,チ)、48 (イ,ロ)、49 (イ,ロ,ハ)、50 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、51 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、52 (チ)、53、54 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、60 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト)、61 (ホ)、62 (イ,ニ,ホ,ヘ,ト)、63 (ロ,ハ,ホ)、64 (ロ,ハ,ニ,ト)、65 (ロ,ハ,ニ)、67 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、68、69 (ホ,ヘ,ト,チ)、70 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、71 (ヘ,ト)、72 (イ,ニ)、73~75、82 (ハ,ニ,ホ)、83 (イ,ロ,ハ,ニ)、84 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)、85 (チ,リ,ヌ)、86 (チ,リ,ヌ)、87、92 (ハ,ニ,ホ,ヘ)、93 (ヘ)、94 (ト)、95 (イ)、96 (ヘ,ト,チ)、97 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、98~125、127、128、129 (ヘ,ト)、130 (イ,ロ,ホ,ヘ,ト)、131 (ロ)、134~136、138 (ヘ,ト)、141 (イ,ロ,ハ,ニ,ト)、142~149、150 (イ,ロ,ホ)、152~154、155 (イ,ロ)、159~161、162 (ト)、163 (ホ,ヘ,ト)、164 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、166 (ロ,ハ)、167~169、170 (ニ,ホ)、171~178、179 (イ,ロ)、182 (ハ,ホ,ヘ)、183、184 (ト)、185 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ,チ,リ)、187 (ト)、188、189 (イ,ヘ)、190~194、195 (ロ,ハ,ニ)、196~200、201 (ハ,ニ)、202 (ロ,ハ,ニ,ホ)、203 (イ)、204 (ハ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)	6,358.68	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備 保健 干害防備
旧上斎原村	3 (チ)、4 (ハ)、5 (ハ)、6 (ニ,ホ,ヘ)、7 (ロ,ハ)、8 (ロ,ハ,ニ,ホ)、9~20、21 (ニ,ホ,ヘ)、28 (チ)、29~31、35 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、39 (ホ)、41、42、44 (リ,ヌ)、45 (ホ)、48、49 (イ,ロ,ハ)、50 (ロ,ハ,ニ)、51 (イ,ロ)、52~54、62~71、72 (イ,ロ,ハ)、84、86~88、91 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、92、93 (ハ)、94 (リ,ヌ)、95~101、102 (イ,ロ,ハ,ホ)、103 (ハ)、105~112、113 (イ)、114 (ト)、115 (ロ,ハ,ニ)、116、117 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、118 (イ,ロ)、119 (ニ,ホ,ヘ)、120、121 (ニ)、122 (ニ,ホ,ヘ,ト,チ,リ,ヌ)	3,609.26		水源かん養 なだれ防止 保健
旧鏡野町	1、13、15 (ハ,ニ,ホ)、16~61、63~78、79 (ハ,ニ,ヘ,ト,チ,リ)、80 (ロ,ハ,ニ,ホ)、81~90、92 (ホ,ヘ,ト)、93 (イ,ロ,ハ,ニ,ホ)、96 (イ,ニ,ホ,ヘ,ト,チ)、97 (イ,ロ,ハ,ニ,ヘ,ト,チ)、98、99 (イ,ロ)、100 (ロ,ハ)、101 (イ,ロ,ハ,ニ)、103 (イ,ヘ)、104 (イ,ロ,ハ)、105 (イ)、107 (イ,ロ,ハ)、108 (ロ,ハ,ニ)、109 (ニ,ホ)、110 (ロ,ハ,ニ,ホ,ヘ)、111 (イ,ロ,ハ)、112~116、117 (ヘ,ト)、118 (イ,ロ,ハ)、119 (ヘ,ト)、123 (イ,ロ,ハ,ニ)、124~128、135、136、138~148、153 (ニ,ホ)、154~166	6,167.25		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健
勝 央 町	1 (イ)、4 (ロ,ハ,ニ)、5 (ニ)、6 (イ,ロ,ハ)、7 (ハ,ニ)、11、12、13 (イ,ロ,ハ,ホ,ヘ)、14 (イ,ハ,ニ,ホ)、15 (イ,ハ,ニ,ホ)、16、17 (イ,ロ,ハ)、18 (ニ,ホ)、19 (ニ,ホ,ヘ)、26 (ハ,ニ)、27、28 (イ)、30 (ロ)、41 (ニ,ホ)、42~46、47 (ホ)、48 (イ,ロ,ハ)、51 (ハ)、53 (ロ,ハ,ニ)	930.92		水源かん養 土砂流出防備

所 在		面 積	留意すべき 事 項	備 考 (保安林等)
市町村	地 区 (該当林小班)			
奈 義 町	1、2、8 (へ, ち)、10 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ)、11~16、20 (リ, ヌ)、21 (ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ)、22 (イ, ロ, ハ, ホ, へ, ト, リ)、24、25、26 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ)、27~31、34~47、48 (イ, ロ, ハ)、51 (ニ, ホ, へ)、52、53 (ハ, ニ, ホ, へ, ト)、55、58 (ホ)、59 (ロ, ハ)、60 (イ)	1,847.65	林地の保全のため森林の有する公益的機能を阻害する行為(土石・樹根の採掘・開墾・その他土地の形質を変更する行為)に際しては十分留意し、他の法令によって許可を受けたものは許可条件に従う。	水源かん養 土砂流出防備
西 栗 倉 村	1 (チ, リ)、2 (ヌ)、3~12、13 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ)、14 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, リ)、15 (ハ, ニ)、16、17、18 (ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, リ, ヌ)、19、20 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ)、21、22、23 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ)、27~38、40 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ)、42 (ロ, ハ)、43 (ニ, ホ, へ, ト, チ)、44 (ニ, ホ, へ, ト, チ, リ, ヌ)、45 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト)、46 (ハ, ニ, ホ, へ, リ)、47 (イ, ロ, ハ, へ, ト, ヌ)、48 (イ, ロ, ハ, ニ, ト, チ, リ, ヌ)、49、50 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ)、51~57、58 (イ, ロ, ハ, ニ, ホ, へ, ト, チ, リ)、59 (へ, ト, チ, リ, ヌ)、60~105	4,751.63		水源かん養 土砂流出防備 保健 なだれ防止
美 咲 町	(計)	4,802.77		
旧 中 央 町	2 (ロ, ハ)、3 (イ)、4 (ロ, ハ)、5 (ロ, ハ, ニ)、16 (イ)、17、24 (ニ)、28 (ロ, ハ, ニ, ホ)、30 (ロ, ハ, ニ, ホ)、32 (ロ)、34 (ロ)、35 (ハ, ニ, ホ, へ)、36、37 (ロ, ハ)、38 (イ, ロ, ニ)、40 (ロ, ハ)、41 (ロ, ハ, ニ)、43 (ロ, ハ, ホ, へ)、44 (イ, ロ)、45 (イ, ロ)、47 (ハ, ニ)、48、50 (ハ, ニ)、51 (ハ, ニ, ホ)、52 (ハ, ニ)、53 (ロ)、54 (ニ, ホ)、55 (ニ, ホ)、56 (ハ, ニ)、57 (ハ, ニ, ホ)、58 (ハ, ニ, ホ)、59、60 (ホ)、61 (ホ, へ)、63 (ロ, ハ)、64 (ハ, ニ, ホ)、65	1,279.32		水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備
旧 旭 町	2 (ハ)、3 (ロ, ハ)、4 (イ, ロ, ハ, ニ)、14、18~21、23~30、32 (ニ, ホ)、33 (イ, ロ, ハ)、34 (ニ, ホ)、35、36 (ホ, へ)、37 (ハ, ホ)、38 (イ, ロ)、40 (ホ)、41 (イ, ハ)、45 (ロ)、48 (ニ, ホ)、49 (イ, ロ)、50 (ホ)、51 (ロ)、52 (ホ)、53 (イ, ロ)、55 (イ, ニ)、60 (ロ, ハ, ニ)、61 (ロ)、62 (ニ)、63 (ハ, ニ)、64 (ハ)、65 (ト)、66 (ハ, ニ)、68、69 (イ, ニ, ホ)、70 (イ, ロ, ハ, ニ)、72 (ロ)、74 (イ, ニ)、77、78 (イ)、79 (ハ)、80 (イ, ロ, ハ, ホ, へ)、81 (ホ, へ)、84 (イ, ロ)、85 (イ, ロ, ハ)、88 (ハ)、90 (ロ, ハ, ホ)、91 (ロ)、92 (イ, ハ)、93 (ロ, ハ)、94 (イ, ロ)、98~101、102 (ハ, ホ, へ)、103 (ニ, ホ, へ)、104、105、107 (ロ)、109 (イ, ロ, ハ)、110 (ハ, ニ)、112 (イ, ロ, ニ, ホ)、113 (ロ, ハ, ホ)、116、117 (ホ, ト)、118~120	2,326.95	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 保健	
旧 柵 原 町	1 (リ)、2 (へ, ト, リ)、3 (リ, ヌ)、4 (リ)、6 (ト, チ, リ)、8 (ニ, ホ, へ, ト, チ, リ)、10 (へ, リ)、13 (ニ, ホ, チ)、19 (へ, ト, チ, リ)、22 (ハ, チ, リ)、23 (ハ, ニ, ト, チ, リ)、24、25 (へ, ト, チ, リ)、26 (ハ, チ, リ)、28 (チ, リ, ヌ)、29 (ハ, ニ, ホ)、31 (チ, リ)、37 (ハ, ホ, へ)、38~44、46 (ロ, ハ, ホ)、79 (ト)、80 (イ, ロ, ハ)、82 (ロ, ハ, ホ, へ, ヌ, ル, ヲ)、93 (ロ, ハ, ニ)、94~99、100 (イ)、101	1,196.50	水源かん養 土砂流出防備	

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

ア 保安林の指定

次に掲げる保安林の指定に重点を置いて、保安林の指定を計画的に推進する。

- (ア) 下流に重要な保全対象がある土砂流出の著しい地域、地形や地質等の関係から崩壊や流出の恐れがある地域、及び交通システムや情報通信システム等のライフラインのうち特に保全の必要なものが所在する地域における災害防備を目的とした土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林等の指定。
- (イ) 森林の河川流量調節機能を高度に保ち、洪水や渇水を緩和し、良質な飲料水等の安定的な確保に対する県民の要請に対応するための水源かん養保安林の指定。
- (ウ) 環境保全意識の高まりの中で身近な緑の保全等に対する県民の要請が強まっていることに対応するための保健保安林等の指定。

イ 保安林の解除

保安林の解除は必要最小限とし、指定の理由が消滅している保安林については、速やかに指定を解除する。

ウ 保安林機能の維持増進

指定の目的に即して、機能していないと認められる保安林については、特定保安林に指定し、造林等の必要な施業を確保するとともに、保安林機能の維持増進を図る。

また、特定保安林以外の保安林についても、その機能の維持増進を図るため、適切な森林施業の確保に努める。

さらに、保安林を巡る状況の変化に対応し、指定施業要件の変更を行い、保安林機能の維持増進を図る。

エ 保安林の管理

保安林の重要性がますます高まってきていることに鑑み、保安林の適正な管理を推進する。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし

(3) 治山事業の実施に関する方針

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、近年、大雨や短時間豪雨の発生頻度の増加により、尾根部からの崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態が変化していることを踏まえ、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、次の取組等を行う。

- ア 山地災害危険地区等における、きめ細かな治山ダムの設置等による土砂流出の抑制
- イ 森林整備や山腹斜面の筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化
- ウ 治山ダムの設置に加え、渓流域での危険木の伐採等による流木災害リスクの軽減

こうした対策の実施に際しては、流域治水の取組との連携を図る。

これらのハード対策と併せて、山地災害危険地区に係る監視体制の強化や情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携を図る。

このような観点から、治山事業の計画量を第6の5の(3)のとおり計画する。

あわせて、既存施設の長寿命化対策の推進を含めた総合的なコスト縮減に努めるとともに、現地の実情を踏まえ、必要に応じて、在来種を用いた植栽・緑化など生物多様性の保全に努める。

(4) 特定保安林の整備に関する事項

指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、その区域内に次の要件の全てを満たす森林が存するものについては、当該保安林を特定保安林として指定するとともに、その整備に当たっては、第2の1に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第3に定める「森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」に則し、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進して、当該目的に即した機能の確保を図る。特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要があると認められる森林については、要整備森林とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにした上で、その実施の確保を図ることとし、その計画量を第6の6のとおりとする。

ア 下層植生が消失しており、森林土壌が流出し、又はそのおそれがあると認められる森林、林冠が疎開しており、林木の生育状況等からみてうっ閉せず、又はうっ閉するまで長期を要すると認められる森林、つる類が繁茂している等林相が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる森林等、下層植生や土壌の状況、樹冠疎密度、林木の生育状況等からみて、指定の目的に即して機能することを確保するため早急に施業を実施する必要があると認められること。

イ 気候、地形、土壌等の自然条件からみて、施業を行うことにより、健全な林木の生育が見込まれ、指定の目的に即して機能することを確保し得ると認められること。

ウ 法令上の制限、林道の整備状況等からみて、森林所有者等に施業を実施させることが相当であると認められること。

(5) その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため、地域住民、地方公共団体等の協力・参加が得られるよう努めるとともに、保安林台帳の調製、標識の設置、巡視及び指導の徹底等を適正に行う。

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定に当たっては、以下の方針を踏まえ、鳥獣害の防止に関する事項を定めることとする。

ア 区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を定めること。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、植栽木の保護措置又は捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めること。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努める旨を記載すること。

(2) その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域では、必要に応じて、現地調査や各種会議での情報交換、森林所有者等からの情報収集等により、鳥獣害防止対策の実施状況を確認するものとする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

松くい虫被害については、昭和50年以降減少傾向で推移している。保安林等公益的な機能が高く、松林として保全する必要がある区域については、引き続き伐倒駆除等を重点的に支援するほか、被害地周辺松林の樹種転換を推進するなど被害の抑制に努める。

また、ナラ枯れ被害については、被害の先端地が南下してきていることから、早期発見・早期駆除の方針により被害状況を把握し、関係機関で情報を共有し、被害先端地等で適切な防除を推進する。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

3（1）アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく市町村被害防止計画や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画も踏まえつつ、関係行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置や捕獲等の防除活動を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から野生鳥獣の生息環境にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、人と野生鳥獣の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

(3) 林野火災の予防の方針

瀬戸内海沿岸の一带は、深層風化した花崗岩の地質及び降雨の少ない気象条件のため林野火災の多発する地域であるので、防火意識の啓発のため、各種広報媒体を活用して予防思想の高揚を図る。

また、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合においては、市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

(4) その他必要な事項

ア 森林の巡視に関する事項

森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林を対象とする場合は、当計画と十分調整を図るものとする。

ウ 森林法に基づく、許可、届出制度の徹底を図るものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合について保健機能森林の整備に関する事項を定めること。

(1) 保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林、多様な樹種・林相からなり明暗、色調に変化を有する森林、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観を構成している森林等保健機能の高い森林（保健保安林及び同予定森林を含む）のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定すること。

(2) その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、森林保健施設の設置に伴う森林の有する水資源涵養、^{かん}県土保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全及び森林の有する公益的機能の保全に配慮しつつ、択伐施業及び広葉樹育成施業等多様な施業を積極的に実施すること。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐及び除伐等の保育を積極的に行うこと。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて多様な施設の整備を行うこと。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）を定めること。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の円滑の確保に留意すること。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	3,268	3,181	87	1,661	1,574	87	1,607	1,607	0
前半5カ年の計画量	1,633	1,590	43	830	787	43	803	803	0

2 間伐面積

単位 面積：h a

区分	間伐面積
総数	21,060
前半5カ年の計画量	10,530

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：h a

区分	人工造林	天然更新
総数	4,147	1,448
前半5カ年の計画量	2,073	724

4 林道の開設及び拡張に関する計画

ア 計画区開設延長等

単位 延長：m、(改良：箇所数)

区分	開設				拡張		備考
	総数	基幹	その他	改築	改良	舗装	
総数	20,422	3,128	16,944	350	251	58,685	

イ 路線別開設延長等

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 別	区 分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考	
										開設
開 動 車 道 ・ 新 設	自 動 車 道	林 道	開設総数	16路線	20,422					
			(新設)計	15路線	20,072					
			基幹計	1路線	3,128					
			津山市・ 智頭町	(森林基幹) 因美	3,128	1,777	○	無		
			その他計	14路線	16,944					
			赤磐市	1路線	716					
			旧吉井町 計	高星 1路線	716	115	○	無		
			津山市	1路線	320					
			旧勝北町 計	山形 1路線	320	44		無		
			鏡野町	8路線	9,648					
			旧鏡野町	大町	1,100	59		無		
				天ヶ山	1,400	95		無		
			旧鏡野町・ 旧奥津町 計	泉山 3路線	3,508 6,008	1,266	○	有		
			旧上斎原村 計	湯の谷 八木山 2路線	70 600 670	80 46		無 無		
			旧富村 計	谷口 宿 2路線	480 1,930 2,410	132 122		無 無		
			旧奥津町 計	井出の谷 1路線	560 560	51		無		
			美作市	2路線	1,650					
			旧東栗倉村 計	竹の頭 ダルガ峰 みはらし 1路線	1,150 1,150	40	○	無		
			旧英田町 計	真木山 1路線	500 500	352	○	無		
			西栗倉村 計	竹の頭 ダルガ峰 みはらし 1路線	1,310 1,310	66	○	無		
			津山市	1路線	3,300					
			旧阿波村 計	ヌタノ尾 1路線	3,300 3,300	155	○	無		
			小計 新設	備前県民局(地域事務所除く)	0路線	0				
				備前県民局東備地域事務所	1路線	716				
				美作県民局(地域事務所除く)	11路線	16,396				
				美作県民局勝英地域事務所	3路線	2,960				

単位 延長：m、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	延長	利 用 区 域 面 積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
			開設	自動車 道・ 改築	林道	(改築)計	1路線	350	
その他計	1路線	350							
鏡野町	1路線	350							
旧鏡野町	灰谷	350				263		無	
計	1路線	350							
小計 改築	備前県民局（地域事務所除く）	0路線	0						
	備前県民局東備地域事務所	0路線	0						
	美作県民局（地域事務所除く）	1路線	350						
	美作県民局勝英地域事務所	0路線	0						

合計 開設	備前県民局（地域事務所除く）	0路線	0					
	備前県民局東備地域事務所	1路線	716					
	美作県民局（地域事務所除く）	12路線	16,746					
	美作県民局勝英地域事務所	3路線	2,960					

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考	
拡張 ・ 改 良	自動車 道	林道	(改良)計	79路線	251					
			基幹計	6路線	48					
			津山市	(森林基幹) 因美	5	1,777	○	有	法面・舗装改良	
			鏡野町	(森林基幹) 泉山	3	1,266	○	無	法面・舗装改良	
				(森林基幹) 美作北2号	13	2,518	○	有	法面・路肩・舗装 安全施設改良	
			津山市・ 鏡野町	(森林基幹) 粟倉木屋原	4	1,490	○	無	局部・路肩・ 安全施設改良	
			津山市・ 鏡野町	(森林基幹) 美作北	18	5,194	○	無	法面・排水施設・路肩 路体・舗装改良	
			津山市・ 鏡野町	(森林基幹) 美作中央	5	1,585	○	無	法面改良	
			その他計	73路線	203					
			瀬戸内市	6路線	16					
				旧邑久町 計	八反	2	40		無	幅員改良
					1路線	2				
				旧長船町	大谷	4	125		無	側溝改良
					亀ヶ原	1	65		無	幅員・舗装改良
					本村	2	90		無	側溝・舗装改良
					西谷牛文	5	75		無	法面・局部改良
					油杉	2	127		無	局部改良
				計	5路線	14				
				備前市	11路線	16				
				旧備前市	新田	1	286		無	幅員改良
					伊佐	6	180	○	無	法面・幅員改良
					宝万坂	1	35		無	法面改良
					本谷	1	200	○	無	法面改良
				計	4路線	9				
			旧日生町	寺山	1	186	○	無	法面改良	
				東奥	1	41		無	法面改良	
				中日生	1	125		無	法面改良	
				鹿久居	1	31		無	法面改良	
			計	4路線	4					
			旧吉永町	八塔寺	1	66	○	無	幅員・法面改良	
				加賀美	1	333	○	無	幅員・法面改良	
				滝谷	1	130		無	幅員改良	
計	3路線	3								

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考				
										林	道	良	
拡張	自動車道	林道	津山市	17路線	25								
			旧津山市	大河内	2	441			無	路肩改良			
				下り茅	5	230	○		無	路肩・舗装改良			
				滝谷	1	136	○		無	路肩改良			
				計	3路線	8							
			旧加茂町	馬ヶ原	1	63			無	局部改良			
				志田	1	59	○		無	舗装改良			
				毎見	2	138			無	路肩改良			
				浦柄	1	54			無	局部改良			
				カバケ谷	1	176			無	路肩改良			
				舟畑	2	47	○		無	路肩改良			
				割岩	1	93	○		無	局部改良			
				赤銅	1	68	○		無	路肩改良			
				計	8路線	10							
			旧阿波村	大杉	1	189	○		無	法面改良			
				湯谷	1	81			無	路肩改良			
				竹ノ下	1	274			無	局部改良			
				勝2号	1	31			無	路肩・法面改良			
			計	4路線	4								
			旧久米町	幻住寺	2	80			無	局部・法面改良			
			計	1路線	2								
			旧勝北町	金山谷	1	183	○		無	法面改良			
				計	1路線	1							
			良	道	林道	鏡野町	11路線	20					
						旧鏡野町	中林	3	293	○		無	排水施設・路肩改良
							中林1号	1	124	○		無	法面改良
							寺ヶ谷	3	104			無	幅員改良
ヒビラ	3	138							無	幅員改良			
計	4路線	10											
旧上斎原村	人形仙	1				139			無	法面改良			
	計	1路線				1							
旧富村	山口	2				46	○		無	幅員・排水施設改良			
	桧山	1				981			無	幅員改良			
	津のう谷	2				87	○		無	路肩改良			
	大虬	1				170			無	法面改良			
	白ツエ	1				69	○		無	排水施設改良			
計	5路線	7											
旧奥津町	箱	2	156	○		無	路肩改良						
	計	1路線	2										
美咲町	8路線	24											
	計	1路線	1										
旧中央町	長万寺	1	39			無	幅員改良						
	計	1路線	1										

単位 箇所：箇所数、面積：ha

開設 拡張 別	種 類	区 分	市町村名	路線名	箇所	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備 考
拡張 ・ 改 良	自動車 道	林 道	旧旭町	小谷	10	564	○	無	法面・幅員・局部改良
				常友	2	31		無	法面改良
				虬谷	2	46		無	法面改良
				真知谷	2	56		無	法面改良
				大野畑	1	57		無	法面改良
			計	5路線	17				
			旧柵原町	月の輪	5	64	○	無	法面改良
				小原	1	84		無	路肩改良
			計	2路線	6				
			美作市	3路線	27				
			旧勝田町	大井谷	12	113	○	無	路肩改良
				計	1路線	12			
			旧大原町	根角	6	96	○	無	路肩改良
				黒谷	9	311	○	無	法面改良
			計	2路線	15				
			奈義町	倉谷	10	140	○	無	法面改良
				菩提寺	5	573		無	法面改良
				馬桑右手	4	66		無	法面・排水施設改良
				屋敷の谷	3	147		無	法面改良
			計	4路線	22				
			西粟倉村	ダルガ峰	3	790	○	無	法面・路肩改良
				大海里	13	292	○	無	路肩・路面改良
				滝谷	4	68		無	路肩・路面改良
				大棟木	5	41		無	法面・路肩改良
				黒山	2	45		無	法面・路肩改良
				塩谷北	5	279	○	無	法面・路肩改良
				木地山	6	605	○	無	法面・路肩改良
				瀬戸	2	23		無	法面改良
				大津尾	3	96	○	無	路肩・路面改良
				杉原	1	46		無	法面改良
				佐瀨大成	3	71		無	法面・路肩改良
				森ヶ谷	3	110		無	法面・路肩改良
湯舟	3	49			無	法面・路肩改良			
計	13路線	53							
計	備前県民局（地域事務所除く）	6路線	16						
	備前県民局東備地域事務所	11路線	16						
	美作県民局（地域事務所除く）	42路線	117						
	美作県民局勝英地域事務所	20路線	102						

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
舗装 ・ 自動車 道	林	自 動 車 道	(舗装)計	33路線	58,685				
			基幹計	2路線	22,877				
			津山市・ 智頭町	(森林基幹) 因美	9,277	1,777	○	有	
			鏡野町	(森林基幹) 泉山	13,600	1,266	○	有	
			その他計	31路線	35,808				
			瀬戸内市	3路線	3,580				
			旧邑久町 計	山手支	480	13		無	
				1路線	480				
			旧長船町 計	大谷	2,600	125		無	
				油杉	500	90		無	
				2路線	3,100				
			備前市	9路線	14,494				
			旧備前市 計	舟坂	2,560	177		無	
				蜂ヶ谷	1,000	72		無	
				2路線	3,560				
			旧日生町 計	中日生	3,500	125		無	
				東 奥	1,427	41		無	
				2路線	4,927				
			旧吉永町 計	加賀美	800	333		無	
				神子ヶ成	2,300	185		無	
				八塔寺	620	66		無	
				本村早子	687	69		無	
				石小屋	1,600	52		無	
				5路線	6,007				
			赤磐市	1路線	715				
			旧吉井町 計	高星	715	80		無	
				1路線	715				

単位 延長：m、面積：ha

開設 種別	種別	区分	市町村名	路線名	延長	利用 区域 面積	前半5カ年 の計画箇所	国有林との 連絡調整の 必要の有無	備考
拡 張 舗 装	自 動 車 道	林 道	津山市	2路線	4,420				
			旧阿波村 計	竹ノ下	1,730	274		無	
				1路線	1,730				
			旧勝北町 計	金山谷	2,690	183		無	
				1路線	2,690				
			鏡野町	6路線	5,805				
			旧鏡野町 計	寺ヶ谷	1,065	104		無	
				中林	800	293	○	無	
				ヒビラ	1,060	138		無	
			旧上齋原村 計	3路線	2,925				
				裏土地	1,380	72	○	無	
				中津河	500	505	○	有	
			旧富村 計	2路線	1,880				
				桧山	1,000	981		無	
			美咲町	1路線	1,000				
				5路線	2,800				
			旧中央町 計	鰻田	450	63		無	
				1路線	450				
			旧柵原町 計	小原	1,500	84		無	
				1路線	1,500				
			旧旭町 計	黒木	150	111		無	
				石井谷	500	34		無	
				小谷	200	564	○	無	
			美作市	3路線	850				
				1路線	500				
			旧英田町 計	真木山	500	352	○	無	
				1路線	500				
			西粟倉村 計	黒山	1,010	45		無	
				南	940	39	○	無	
				火宅	645	49	○	無	
王子	899	39			無				
計		4路線	3,494						
	備前県民局（地域事務所除く）	3路線	3,580						
	備前県民局東備地域事務所	10路線	15,209						
	美作県民局（地域事務所除く）	15路線	35,902						
	美作県民局勝英地域事務所	5路線	3,994						

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	前半5カ年の	備考
		計画面積	
総数(実面積)	59,281	58,175	
水源かん養のための保安林	44,845	43,981	
災害防備のための保安林	15,851	15,628	
保健、風致の保存のための保安林	5,000	4,967	

(注) 総数は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳に一致しない。

②計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市町村	区 域				
指 定	総 数			1,730	865	水 源 かん 養 の た め	
	水 源 かん 養 の た め の 保 安 林	津 山 市		415	208		
		旧津山市		146	73		
		旧加茂町		161	81		
		旧阿波村		4	2		
		旧勝北町		51	26		
		旧久米町		53	27		
		備 前 市		176	88		
		旧備前市		129	65		
		旧吉永町		47	24		
		瀬 戸 内 市		21	11		
		旧牛窓町		4	2		
		旧邑久町		9	5		
		旧長船町		8	4		
		赤 磐 市		53	27		
		旧山陽町		26	13		
		旧赤坂町		6	3		
		旧熊山町		6	3		
		旧吉井町		15	8		
		美 作 市		272	136		
		旧勝田町		25	13		
		旧大原町		25	13		
		旧東栗倉村		38	19		
		旧美作町		52	26		
		旧作東町		81	41		
		旧英田町		51	26		
		和 気 町		35	18		
	旧和気町		18	9			
	旧佐伯町		17	9			

指 解 除 別	種 別	森 林 の 所 在		保 面 積	林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域					
指 定	水 源 か ん 養 の た め の 保 安 林	鏡 野 町		537		269	水 源 か ん 養 の た め	
		旧富村		82		41		
		旧奥津町		189		95		
		旧上齋原村		142		71		
		旧鏡野町		124		62		
		勝 央 町		11		6		
		奈 義 町		60		30		
		西 栗 倉 村		112		56		
		美 咲 町		38		19		
		旧旭町		28		14		
		旧柵原町		10		5		
		再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			21		
備前県民局（東備地域）				264		132		
美作県民局（地域事務所除く）				990		495		
美作県民局（勝英地域）				455		228		
指 定	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	総 数		462		231	災 害 防 備 の た め	
		津 山 市		40		20		
		旧津山市		8		4		
		旧加茂町		15		8		
		旧阿波村		3		2		
		旧勝北町		9		5		
		旧久米町		5		3		
		備 前 市		148		74		
		旧備前市		75		38		
		旧日生町		13		7		
		旧吉永町		60		30		
		瀬 戸 内 市		44		22		
		旧牛窓町		15		8		
		旧邑久町		8		4		
		旧長船町		21		11		
		赤 磐 市		65		33		
		旧山陽町		7		4		
		旧赤坂町		17		9		
		旧熊山町		17		9		
		旧吉井町		24		12		
		美 作 市		42		21		
		旧勝田町		2		1		
		旧大原町		3		2		
		旧東栗倉村		2		1		
		旧美作町		22		11		
		旧作東町		4		2		
		旧英田町		9		5		

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域					
指 定	災 害 防 備 の た め の 保 安 林	和 気 町		85		43	災 害 防 備 の た め	
		旧和気町		42		21		
		旧佐伯町		43		22		
		鏡 野 町		13		7		
		旧富村		4		2		
		旧奥津町		4		2		
		旧鏡野町		5		3		
		勝 央 町		2		1		
		奈 義 町		5		3		
		西 栗 倉 村		6		3		
		美 咲 町		12		6		
		旧中央町		4		2		
		旧旭町		4		2		
		旧柵原町		4		2		
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			44		22		
	備前県民局（東備地域）			298		149		
	美作県民局（地域事務所除く）			65		33		
	美作県民局（勝英地域）			55		28		
指 定	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	総 数				67	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め	
		津 山 市		4		2		
		旧加茂町		2		1		
		旧阿波村		2		1		
		備 前 市		7		4		
		旧備前市		7		4		
		瀬 戸 内 市		19		10		
		旧牛窓町		2		1		
		旧長船町		17		9		
		赤 磐 市		12		6		
		旧山陽町		6		3		
		旧赤坂町		6		3		
		美 作 市		4		2		
		旧勝田町		1		1		
		旧東栗倉村		2		1		
		旧英田町		1		1		
		和 気 町		5		3		
		旧和気町		5		3		
		鏡 野 町		12		6		
		旧富村		7		4		
		旧奥津町		2		1		
		旧上齋原村		2		1		
		旧鏡野町		1		1		
		西 栗 倉 村		2		1		
		美 咲 町		2		1		
		旧旭町		2		1		
		再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			19		
備前県民局（東備地域）				24		12		
美作県民局（地域事務所除く）				18		9		
美作県民局（勝英地域）				6		3		

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 積	林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考	
		市 町 村	区 域						
解 除	総 数			2		1	指 定 理 由 の 消 滅		
	水 源 か ん 養 津 山 市 の た め の 保 安 林	津 山 市			0				0
		旧津山市			0				0
		旧加茂町			0				0
		旧阿波村			0				0
		旧勝北町			0				0
		旧久米町			0				0
		備 前 市			0				0
		旧備前市			0				0
		旧日生町			0				0
		旧吉永町			0				0
		瀬 戸 内 市			2				1
		旧牛窓町			0				0
		旧邑久町			2				1
		旧長船町			0				0
		赤 磐 市			0				0
		旧山陽町			0				0
		旧赤坂町			0				0
		旧熊山町			0				0
		旧吉井町			0				0
		美 作 市			0				0
	旧勝田町			0		0			
	旧大原町			0		0			
	旧東粟倉村			0		0			
	旧美作町			0		0			
	旧作東町			0		0			
	旧英田町			0		0			
	和 気 町			0		0			
	旧和気町			0		0			
	旧佐伯町			0		0			
	鏡 野 町			0		0			
	旧富村			0		0			
旧奥津町			0		0				
旧上齋原村			0		0				
旧鏡野町			0		0				
勝 央 町			0		0				
奈 義 町			0		0				
西 粟 倉 村			0		0				
美 咲 町			0		0				
旧中央町			0		0				
旧旭町			0		0				
旧柵原町			0		0				
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）			2		1			
	備前県民局（東備地域）			0		0			
	美作県民局（地域事務所除く）			—		—			
	美作県民局（勝英地域）			0		0			

解 除	総 数 災 害 防 備 の た め の 保 安 林	津 山 市	16	8	指 定 理 由 の 消 滅
		旧津山市	0	0	
		旧加茂町	0	0	
		旧阿波村	0	0	
		旧勝北町	0	0	
		旧久米町	0	0	
		備 前 市	0	0	
		旧備前市	0	0	
		旧日生町	0	0	
		旧吉永町	0	0	
		瀬 戸 内 市	4	2	
		旧牛窓町	3	2	
		旧邑久町	1	1	
		旧長船町	0	0	
		赤 磐 市	2	1	
		旧山陽町	1	1	
		旧赤坂町	0	0	
		旧熊山町	1	1	
		旧吉井町	0	0	
		美 作 市	6	3	
		旧勝田町	4	2	
		旧大原町	0	0	
		旧東粟倉村	0	0	
		旧美作町	1	1	
		旧作東町	0	0	
		旧英田町	1	1	
		和 気 町	2	1	
		旧佐伯町	1	1	
		旧和気町	1	1	
		鏡 野 町	0	0	
		旧富村	0	0	
旧奥津町	0	0			
旧上齋原村	0	0			
旧鏡野町	0	0			
勝 央 町	1	1			
奈 義 町	1	1			
西 粟 倉 村	0	0			
美 咲 町	0	0			
旧中央町	0	0			
旧旭町	0	0			
旧柵原町	0	0			
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）	4	2		
	備前県民局（東備地域）	4	2		
	美作県民局（地域事務所除く）	0	0		
	美作県民局（勝英地域）	8	4		

単位 面積：ha

指 解 除 定 別	種 類	森 林 の 所 在		保 面 安 林 積	前 半 5 カ 年 の 計 画 面 積	指 定 又 は 解 除 を 必 要 と す る 理 由	備 考
		市 町 村	区 域				
解 除	総 数			1	1	指 定 理 由 の 消 滅	
	保 健 、 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	瀬 戸 内 市		1	1		
		旧牛窓町		1	1		
		赤 磐 市		0	0		
		旧山陽町		0	0		
再 掲	備前県民局（地域事務所除く）		1	1			
	備前県民局（東備地域）		0	0			
	美作県民局（地域事務所除く）		-	-			
	美作県民局（勝英地域）		-	-			

③計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林

単位：ha

保 安 林 の 種 類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐 採 方 法 の 変 更 面 積	皆 伐 面 積 の 変 更 面 積	択 伐 率 の 変 更 面 積	間 伐 率 の 変 更 面 積	植 栽 の 変 更 面 積
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	10	13	25,838	25,838	25,883
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	10	5	9,972	9,972	10,001
保 健 、 風 致 の 保 存 の た め の 保 安 林	0	0	384	384	0
計	20	18	36,194	36,194	35,884

- (2) 保安林施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
計画事項なし

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数	前半5ヵ年の計画箇所	主 な 工 種	備 考	
市町村	区 域					
瀬戸内市						
旧邑久町	9	1		溪間工		
	11, 12	1		森林整備		
	28	1		山腹工		
	29	1		森林整備		
旧長船町	10	1		山腹工		
備前市						
旧備前市	34	1		溪間工		
	35	1		山腹工		
	41	1	1	溪間工		
	54	1		山腹工		
	65	1		溪間工		
	68	1		溪間工		
	77	1		山腹工		
	79	1		溪間工		
	103	1		山腹工		
	109	1		溪間工		
	123	1		溪間工		
	139	1		溪間工		
	149	1		溪間工		
	161	1		溪間工		
	162	1		溪間工		
旧吉永町	163	1		溪間工		
	8	1		溪間工		
	67	1		溪間工		
	95	1		森林整備		
旧日生町	96	1		溪間工		
	2	1		山腹工		
	12	1		山腹工		
	27	1		森林整備		
赤磐市	41	1		山腹工		
	10	1		溪間工		
	22	1		山腹工		
	6	1	1	溪間工		
	7	1	1	森林整備		
	旧熊山町	8	1		溪間工	
		9	1		山腹工	
13		1		溪間工		
旧吉井町	41	1		山腹工		
	43	1		山腹工		
	44	1	1	溪間工		
和気町						
旧佐伯町	13	1		山腹工		
	58	1		溪間工		
旧和気町	9	1		溪間工		
	19	1		山腹工		
	72	1		溪間工		

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		主 な 工 種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画箇所		
津山市					
旧津山市	6	1	1	森林整備	
	12	1		森林整備	
	24	1	1	山腹工	
	35	1	1	山腹工	
	68	1	1	溪間工	
	67,70	2	1	森林整備	
	77	1	1	溪間工	
	100	1	1	森林整備	
	101	1		溪間工	
	116	1		森林整備	
	121	1	1	溪間工	
	144	2	1	森林整備	
	145	1	1	溪間工	
	150	1		溪間工・森林整備	
	165	1		溪間工	
	169	1		溪間工	
	177	1		溪間工	
	182,183	1	1	森林整備	
旧加茂町	2	1	1	溪間工	
	4	1	1	溪間工・山腹工	
	26	1	1	溪間工	
	52	1	1	溪間工	
	97	1	1	溪間工	
	114	1	1	溪間工	
	133	1	1	森林整備	
	151	1		山腹工	
	163	1		山腹工	
	163,164	1		森林整備	
	174	1	1	森林整備	
	186	1	1	山腹工	
	198	1	1	山腹工	
	旧阿波村	11	1	1	森林整備
13,14,16		1	1	森林整備	
15		1	1	溪間工	
18,20		3	3	森林整備	
旧久米町	56	1	1	森林整備	
	41	1		溪間工	
旧勝北町	11,12	3	3	溪間工	
鏡野町					
旧奥津町	8	1		森林整備	
	13	1		森林整備	
	33	1		森林整備	
	203	1		森林整備	
旧鏡野町	5	1	1	溪間工	
	29,31	1		溪間工	
	30	1		溪間工	
	33	1		溪間工	
	46	1	1	森林整備	
	52,53	1	1	山腹工	
	60	1		溪間工	
	89	1		溪間工	
	110	1	1	溪間工	
	115	1		溪間工	
	135	1		山腹工	
	159	1		溪間工	
163	1		溪間工		
旧富村	65	1		溪間工	
	72	1		森林整備	
	78	1		森林整備	
美咲町					
旧旭町	1	1	1	溪間工	
	41	1	1	溪間工・山腹工	
	97	1	1	溪間工	
旧柵原町	24	1		森林整備	
	33	1	1	溪間工	

単位:地区

森 林 の 所 在		治山事業施行 地区数		前年5ヵ年の計画箇所	主 な 工 種	備 考
市町村	区 域					
美作市						
旧勝田町	13,14	2			溪間工	
	17	1			溪間工	
	24	1	1		溪間工	
	40,41	2			溪間工	
	66	1	1		溪間工	
旧大原町	29,32	1			溪間工	
	30	1	1		山腹工	
	31	2	1		溪間工	
	42	1	1		森林整備	
	45	1	1		山腹工	
	46	1	1		溪間工	
	80	1			山腹工	
旧東栗倉村	8	1	1		溪間工	
	9,10	1	1		溪間工	
	31	1	1		森林整備	
	36	1	1		溪間工	
旧美作町	20	1			溪間工	
	30	1	1		溪間工	
	52	1	1		溪間工	
旧作東町	33	2	1		溪間工	
	38	1	1		山腹工	
	40	1	1		溪間工	
	83	1	1		山腹工	
	86	1	1		山腹工	
	96	1	1		溪間工	
旧英田町	5	2	1		溪間工・山腹工	
	8	1	1		山腹工	
	53	1	1		溪間工	
	55	1	1		溪間工	
	78	1	1		溪間工	
	91	1	1		森林整備	
勝央町	11	1			森林整備	
	12	1			溪間工	
	16	1			森林整備	
	27	1			森林整備	
	28	1	1		森林整備	
奈義町	42	1	1		溪間工	
	43	1			溪間工	
	44	1			森林整備	
西栗倉村	2	1	1		溪間工	
	17	1			溪間工	
	31	1			溪間工	
	35	1			溪間工・山腹工	
	42	1			溪間工	
	61	1			溪間工	
	69,70	1	1		溪間工	
	70	1	1		森林整備	
	89	1	1		森林整備	
102	1	1		森林整備		
合計		167	75			
再	備前県民局(地域事務所除く)	5	0			
	備前県民局(東備地域事務所)	39	4			
掲	美作県民局(地域事務所除く)	69	39			
	美作県民局(勝英地域事務所)	54	32			

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

要整備森林の所在、面積、実施すべき施業の方法及び時期等

なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 伐採種を指定しないもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		27,992.79	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びビクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	津山市	(計)	6,146.17			
	旧津山市	2、8、9、12、13、14、19、20、21、25、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、52、53、55、56、59、60、64、65、66、67、68、69、70、71、72、85、89、93、94、95、97、100、101、102、103、104、105、106、109、113、116、142、143、147、148、150、153、154、155、156、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、178、179、180、181、183、184、185、186、187、188、190、191、192、194、195、197、198、204	1,305.69			
	旧加茂町	1、13、26、27、28、29、30、31、36、37、38、40、41、42、43、44、45、46、52、53、61、62、63、65、66、67、68、70、77、82、83、86、87、88、89、94、95、98、99、100、106、107、119、120、121、122、123、124、125、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、144、151、152、153、154、155、156、157、158、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、173、174、176、177、193、194、195、196、197、198	2,707.65			
	旧阿波村	5、10、11、15、16、17、18、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、46、47、48、59、60、61、64、65、68	1,387.93			
	旧勝北町	6、9、10、11、12、17、19、20、21、22、23、28、29、30、31、32、33、35、36、37	379.89			
	旧久米町	6、7、9、10、12、13、14、15、16、18、19、20、22、23、24、25、26、31、32、33、35、36、38、39、41、42、43、44、45、46、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、59、60、61、62、63、64、66、67、70、71、72、73、74、76、79、80	365.01			
	備前市	(計)	2,681.28			
	旧備前市	3、4、5、6、7、11、12、13、14、40、42、44、57、61、62、63、64、65、66、67、71、73、74、75、81、82、91、92、93、94、95、105、124、125、126、127、129、130、131、132、134、141、153、155、156、158、159、161、166、174、175	1,057.27			
	旧日生町	9、12、13、14、18、19、20、21、25、26、27、28、29、30、31、33、37、38、39、40	198.05			
旧吉永町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、16、17、18、25、26、29、30、31、33、34、37、38、39、50、51、52、60、63、65、67、68、69、70、72、73、74、75、76、77、78、79、80、86、87、88、99、101、102、103、104	1,425.96				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	瀬戸内市	(計)	448.48	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧牛窓町	1、2、3、4、5、6、7、11、14、15、16、17	62.33			
	旧邑久町	4、6、7、8、10、11、12、13、16、17、22、26、27、28、29、31、32、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、46、47、48、49	239.97			
	旧長船町	7、8、10、11、12、14、15、16、18、19、20	146.18			
	赤磐市	(計)	1,397.19			
	旧山陽町	2、4、5、6、8、9、10、11、12、14、23、24、25	209.44			
	旧赤坂町	1、2、3、4、6、7、11、15、29、35、37、44	62.78			
	旧熊山町	5、6、8、9、10、15、16、17、18、19、21、22、23、24、26、30、31、32、34、35、37、38、39、40、41、42、43、44、45、47	382.41			
	旧吉井町	1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、17、20、21、24、27、28、29、30、31、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、45、47、48、54、55、56、58、60、65、66、67、69、70、71、73、74、75、76、77	742.56			
	美作市	(計)	4,810.98			
	旧勝田町	9、17、25、27、29、32、33、34、35、36、37、38、39、41、45、47、54、61、63、64、67、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、85、86、87、88、89、90、91、92、95、96、97、98、102、105、106、109、111、112、115、120、122	1,346.81			
	旧大原町	3、9、10、16、18、20、21、23、25、26、27、28、29、31、33、34、35、36、37、38、47、49、50、51、52、53、55、58、62、65、68、69、71、76、78、79	861.58			
	旧東粟倉村	1、3、4、10、12、13、18、19、20、21、22、34、35、36、37、38、40、41、42、43、44、45	306.58			
	旧美作町	1、2、3、4、5、6、9、10、11、12、15、18、20、21、22、28、29、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、50、52、54、55、70、71、72、73、74、75、76、78、81、87、94、95、96、97、103、108、115、116	851.42			
	旧作東町	1、7、8、9、11、12、13、15、18、19、20、34、35、44、45、47、60、61、62、68、69、80、81、89、94、95、96、100、104、105、106、107、113、114、115、117、118、119、120、122、123、126、127、130、134、140、141、145、146、147、148、149、150、151、152、153	961.43			
	旧英田町	2、3、7、8、10、11、12、13、14、17、18、19、21、22、23、26、27、36、46、48、51、52、53、57、58、59、60、73、75、91、92、93、94、95、100、101、102	483.16			
	和気町	(計)	393.53			
旧佐伯町	4、5、6、7、8、9、11、17、18、19、20、21、22、23、36、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、50、53	241.87				
旧和気町	3、23、24、26、29、30、31、34、36、38、40、53、63、67、88	151.66				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	鏡 野 町	(計)	9,109.51	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧富村	8、12、13、14、15、20、22、23、24、25、30、31、32、33、34、35、36、37、49、51、52、54、55、56、57、58、59、62、65、66、67、68、69、70、72、73、74、75、76、77、78、79、80、82、86、87、93、94、95	1,760.73			
	旧奥津町	2、3、5、6、7、8、9、12、13、14、17、18、19、20、21、22、23、25、27、29、30、31、32、33、34、36、37、41、42、44、45、47、48、49、50、51、52、53、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、82、83、84、85、86、87、88、92、93、94、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、117、118、120、121、122、123、124、125、127、128、129、130、135、136、137、138、141、145、147、148、149、150、152、153、154、159、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、183、184、185、189、190、191、192、193、194、195、196、201、202、203、204	3,931.02			
	旧上齋原村	3、4、5、6、9、10、12、13、14、15、20、21、22、25、26、29、30、31、34、42、46、49、52、71、72、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、105、106、107、108、109、110、111、112、114、115、116、117、120、121、122、123	1,664.40			
	旧鏡野町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、18、19、20、21、22、24、25、26、27、28、30、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、45、46、47、49、50、51、52、53、54、58、62、63、64、65、66、67、69、70、71、72、79、80、81、83、85、86、87、88、89、90、96、97、98、99、100、101、108、110、111、113、114、117、118、119、121、126、127、128、135、138、139、140、141、143、144、145、146、147、151、152、153、157、158、160、161、164、165	1,753.36			
	勝 央 町	5、6、11、15、16、17、18、19、27、28、29、30、44、45、46、48、54、55	248.18			
	奈 義 町	1、2、11、26、27、28、29、30、31、32、34、37、38、39、43、44、45、46、51、52、55、56、61、62	612.77			
	西 栗 倉 村	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、18、19、20、27、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、60、62、64、65、66、69、70、72、89、92、94、95、96、103	1,303.25			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
1 水源かん養保安林	美 咲 町	(計)	841.45	1 主伐に係る伐採種を定めない。 ただし、1伐採年度における1箇所当たりの累計伐採面積の限度は当該保安林の指定施業要件に定められたものによる。 2 主伐は各市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は、樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象にその時の立木材積の2/10以内とする。	1 人工植栽に係る立木の伐採跡地については、人工植栽を行う。 人工植栽は、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。 2 人工植栽の方法は原則として1年生以上の苗木の植栽とし、おおむね1ha当たり3,000本以上の苗木を均等に分布するように行う。 3 人工植栽する苗木の樹種については、スギ、ヒノキ、マツ及びクヌギ等の高木生広葉樹とする。	
	旧中央町	1、2、3、4、5、17、19、21、24、28、29、30、32、34、35、36、37、38、40、41、42、43、44、45、47、48、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、64、65	298.82			
	旧旭町	1、2、3、4、12、32、33、34、35、36、37、38、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、58、60、61、62、63、64、65、66、68、69、70、71、72、73、74、75、77、78、79、80、81、82、83、84、85、88、90、91、92、93、94、102、103、104、105、106、109、110、112、113、115、117	342.48			
	旧柵原町	1、2、3、4、6、7、8、9、10、11、12、13、21、22、26、28、29、31、37、42、51、79、80、82、90、92、93、94、95、99	200.15			
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総 数		215.57	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	89.22			
	旧津山市	70、71、72、153、178	49.83			
	旧加茂町	43、98	33.59			
	旧久米町	9	5.80			
	備 前 市	(計)	49.24			
	旧備前市	4、82、118、119	49.24			
	瀬 戸 内 市	(計)	18.22			
	旧牛窓町	6	1.09			
	旧長船町	12、15	17.13			
	赤 磐 市	(計)	47.01			
	旧山陽町	10、24	32.32			
	旧赤坂町	35	0.08			
	旧吉井町	17、33	14.61			
	美 作 市	(計)	11.02			
	旧大原町	53、78	10.92			
	旧作東町	35	0.10			
	鏡 野 町	(計)	0.20			
	旧鏡野町	71	0.20			
	美 咲 町	(計)	0.66			
旧中央町	35	0.66				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
3 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		31.05	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、全般的な風 致の維持を考慮して施 業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 咲 町	(計)	31.05			
	旧柵原町	100、101	31.05			
4 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		0.66	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	和 気 町	(計)	0.62			
	旧佐伯町	24	0.62			
	美 咲 町	(計)	0.04			
	旧柵原町	101	0.04			
5 水源かん養保安林 干害防備保安林	総 数		2.65	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	鏡 野 町	(計)	2.65			
	旧奥津町	150	2.65			
6 水源かん養保安林 保健保安林	総 数		1,478.84	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、地域の景観 の維持を考慮して施業 を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	1,041.78			
	旧津山市	25、26、52、53、54	56.55			
	旧加茂町	56、60、61、62、63、69、70、71、72、73、 74、75、76、77、78、199、200、201、202、 203	869.46			
	旧勝北町	20、28、29、31、33	115.77			
	瀬 戸 内 市	(計)	3.57			
	旧長船町	15	3.57			
	赤 磐 市	(計)	68.30			
	旧山陽町	23	5.71			
	旧赤坂町	7	9.71			
	旧熊山町	8	45.90			
	旧吉井町	75	6.98			
	和 気 町	(計)	32.53			
	旧佐伯町	11、19、20、23、32	20.54			
旧和気町	15	11.99				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
6 水源かん養保安林 保健保安林	鏡 野 町	(計)	195.49	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、地域の景観 の維持を考慮して施業 を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	旧富村	32、53、54、55	139.62			
	旧上齋原村	31	0.83			
	旧鏡野町	4、5、96、97、98	55.04			
	西粟倉村	36、37、96、97	135.11			
	美 咲 町	(計)	2.06			
	旧旭町	104	2.06			
7 水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域 保健保安林	総 数		284.21	伐採種を指定しない 制限林種6に同じ ただし、国定公園と しての施業は、全般的 な風致の維持を考慮し て行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	86.45			
	旧阿波村	55	1.77			
	旧勝北町	16、18、29、31、33	84.68			
	西粟倉村	29、30、31、101、102	197.76			
8 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域 保健保安林	総 数		51.69	伐採種を指定しない 制限林種6に同じ ただし、全般的な風 致の維持を考慮して施 業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	36.24			
	旧加茂町	56	36.24			
	鏡 野 町	(計)	15.45			
	旧奥津町	115	15.45			
9 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域 保健保安林	総 数		59.60	伐採種を指定しない 制限林種6に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	32.59			
	旧吉永町	28	32.59			
	和 気 町	(計)	27.01			
	旧佐伯町	10、12、23、24、31	27.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
10 水源かん養保安林 要整備森林	総 数		12.41	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	津 山 市	(計)	12.41			
	旧久米町	35、36	12.41			
11 水源かん養保安林 砂防指定地	総 数		9.93	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ (岡山県砂防指定地 等管理規則による)	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	津 山 市	(計)	0.65			
	旧久米町	56	0.65			
	瀬 戸 内 市	(計)	9.28			
	旧邑久町	9、32	9.28			
12 水源かん養保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		0.28	伐採種を指定しない 制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	備 前 市	(計)	0.28			
	旧備前市	76	0.28			
13 水源かん養保安林 国立公園第1種特別地域	総 数		0.17	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ ただし、国立公園と しての施業は、全般的 な風致の維持を考慮し て行う	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	津 山 市	(計)	0.17			
	旧阿波村	53	0.17			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
14 水源かん養保安林 国定公園第2種特別地域	総 数		15.48	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	15.03			
	旧阿波村	5、10、12、13、46	15.03			
	美 作 市	(計)	0.25			
	旧東粟倉村	18	0.25			
	西 粟 倉 村	86	0.20			
15 水源かん養保安林 国定公園第3種特別地域	総 数		3,075.89	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	173.82			
	旧加茂町	90、92、93	33.12			
	旧阿波村	12、13、18、19、46、51	110.08			
	旧勝北町	17	30.62			
	美 作 市	(計)	329.91			
	旧勝田町	19、20、21、22、28、29、32、38、39、40	149.08			
	旧東粟倉村	21、24、25、28、31、32	180.83			
	鏡 野 町	(計)	1,032.73			
	旧上齋原村	48、49、50、51、52、53、54、63、64、65、 66、67、68、69、70、71、84、85、86、87、 88、91、92、95、122	1,032.73			
奈 義 町	16、24、25、26、30、34、35、36、37、38、 39、40、41、42	561.08				
西 粟 倉 村	54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、 64、66、69、70、73、74、75、76、77、78、 80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、 90、91、98、99、100	978.35				
16 水源かん養保安林 林業種苗法による普通母樹林 国定公園第3種特別地域	総 数		3.01	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	西 粟 倉 村	77	3.01			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
17 水源かん養保安林 国定公園普通地域	総 数		602.73	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、風致の保護 並びに公園の利用を考 慮して施業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 作 市	(計)	440.18			
	旧勝田町	22、23、24、25、26、27、28、30、31、32、 39、40、41、42	440.18			
	西粟倉村	54、55、56、57、58、60、61、62	162.55			
18 水源かん養保安林 林業種苗法による普通母樹林 国定公園普通地域	総 数		0.73	伐採種を指定しない 制限林種17に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 作 市	(計)	0.73			
	旧勝田町	31	0.73			
19 水源かん養保安林 県立自然公園特別地域	総 数		828.69	伐採種を指定しない 制限林種3に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	3.12			
	旧加茂町	54	3.12			
	和 気 町	(計)	12.45			
	旧佐伯町	46、48	12.45			
	鏡 野 町	(計)	800.32			
	旧奥津町	53、54、112、113、114、115、172、173、 174、175、176、177、189、191、193、194、 195、196	403.97			
	旧鏡野町	4、9、10、11、12、20、21、44、45、46、 73、74、75、76	396.35			
	美 咲 町	(計)	12.80			
	旧柵原町	99、101、102	12.80			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
20 水源かん養保安林 森立自然公園特別地域	総 数		7.59	伐採種を指定しない 制限林種3に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	鏡 野 町	(計)	7.59			
	旧上齋原村	16	7.59			
21 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域	総 数		1,859.45	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	850.63			
	旧吉永町	21、27、28、29、30、31、32、43、45、47、48、53、55、57、58、59、60、61	850.63			
	美 作 市	(計)	669.65			
	旧作東町	128、129、131、132、133、142、143、144、145	446.61			
	旧英田町	1、38、40、41、42、45、46、47、63、64、66、67	223.04			
	和 気 町	(計)	200.11			
	旧佐伯町	46、49、51、52、53、55、56、57、58	200.11			
	鏡 野 町	(計)	11.52			
	旧奥津町	194	11.52			
	美 咲 町	(計)	127.54			
	旧旭町	99、100、101、116、119、120	17.25			
	旧柵原町	24、25、96、97、99、101	110.29			
22 水源かん養保安林 県郷土自然公園普通地域 特別保護地区	総 数		3.74	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 作 市	(計)	3.74			
	旧英田町	42	3.74			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
23 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域 県自然保護条例普通地域	総 数		153.37	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	44.10			
	旧備前市	33	22.08			
	旧吉永町	28、32、44、45	22.02			
	美 作 市	(計)	109.27			
	旧英田町	38、39、40、41、42	109.27			
24 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		2.13	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 咲 町	(計)	2.13			
	旧旭町	79	2.13			
25 水源かん養保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		75.73	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	45.88			
	旧加茂町	138、144	45.88			
	赤 磐 市	(計)	4.41			
	旧吉井町	8	4.41			
	美 作 市	(計)	0.87			
	旧英田町	40	0.87			
	鏡 野 町	(計)	11.81			
	旧鏡野町	126、127、128、135、138	11.81			
美 咲 町	(計)	12.76				
旧中央町	64、65	12.76				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
26 水源かん養保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		0.33	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ 文化財保護法（条例）による	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	瀬戸内市	(計)	0.33			
	旧牛窓町	17	0.33			
27 水源かん養保安林 森林公園	総 数		15.49	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ 岡山県立自然公園条例による	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	鏡野町	(計)	15.49			
	旧上齋原村	10、15	15.49			
28 水源かん養保安林 林業種苗法による普通母樹林	総 数		1.36	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	赤磐市	(計)	0.65			
	旧吉井町	40	0.65			
	奈義町	2	0.71			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
29 土砂流出防備保安林	総 数		11,255.38	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	1,022.76			
	旧津山市	23、24、35、40、43、51、54、61、62、65、 66、67、71、72、77、80、81、82、83、84、 88、92、93、95、97、98、100、102、108、 110、112、115、116、121、125、126、127、 128、129、130、131、132、136、139、141、 143、144、152、153、154、155、157、158、 159、160、161、163、164、165、168、169、 170、171、172、173、175、177、178、179、 180、182、183、185、186、199	643.35			
	旧加茂町	13、51、57、70、83、98、100、114、140、 141、142、148、158、159、163、178、179、 181、182、186	106.64			
	旧阿波村	1、3、4、5、6、17、49、61、62、66、67	52.51			
	旧勝北町	4、19、27、30、33	7.34			
	旧久米町	1、3、4、7、8、11、13、19、20、21、30、 31、35、36、40、41、42、44、45、46、49、 50、51、53、70、71	212.92			
	備 前 市	(計)	3,737.39			
	旧備前市	2、3、4、5、6、7、8、9、11、12、13、14、 16、17、18、19、20、21、23、24、25、26、 27、28、30、38、39、40、41、42、43、44、 45、46、47、48、49、50、51、53、54、55、 56、60、67、73、74、75、76、77、78、80、 82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、 94、95、98、99、100、101、102、103、 105、110、111、112、113、114、115、116、 117、118、119、120、123、124、130、135、 137、138、142、143、144、150、151、154、 157、160、168、169、170、171、172、173	2,609.80			
	旧日生町	2、6、7、8、9、10、11、12、14、15、18、 19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、 29、32、33、35、37、38	680.47			
旧吉永町	41、67、69、70、72、73、74、75、76、78、 79、80、82、83、84、85、88、89、90、92、 93、96、98、99、100、101、102、103、 104、105、106、107	447.12				

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
29 土砂流出防備保安林	瀬戸内市	(計)	1,022.07	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	旧牛窓町	1、2、3、4、6、7、15、16、17	79.28			
	旧邑久町	1、2、5、9、10、11、12、13、14、15、16、17、20、21、22、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、38、41、45、46、47、48、49、50、51、54、55、56	649.64			
	旧長船町	1、2、3、5、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20	293.15			
	赤 磐 市	(計)	1,554.14			
	旧山陽町	1、2、3、4、5、6、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、21、22、23、24、25	311.74			
	旧赤坂町	1、2、4、5、6、9、10、11、14、15、18、21、22、23、24、26、27、28、29、30、31、32、34、35、36、37、38、41、43、44、45	338.89			
	旧熊山町	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、42、45、46、47	606.46			
	旧吉井町	1、3、4、5、6、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、29、30、35、36、38、42、43、44、45、46、50、53、54、58、59、62、69、72、75、76、83、84、85、86、87、90、91	297.05			
	美 作 市	(計)	1,058.70			
	旧勝田町	8、10、17、56、57、58、59、61、66、67、68、69、71、72、75、77、79、83、86、92、97、98、105、111、112、113、114、115、116、117、119	209.88			
	旧大原町	5、7、14、28、29、30、32、39、41、46、47、49、52、54、62、64、65、67、71、75、76、77、79、80	135.37			
	旧東栗倉村	1、2、7、9、13、37、38、39、41、42	48.04			
	旧美作町	12、13、14、16、17、19、20、21、22、24、25、26、27、28、29、30、33、39、49、51、52、53、59、77、100	215.82			
	旧作東町	1、11、12、13、14、21、27、32、33、41、42、53、67、110、140	129.07			
	旧英田町	6、11、14、15、17、27、30、31、32、33、34、35、36、37、48、52、53、54、55、77、88、90、94、95、98、102、103	320.52			
	和 気 町	(計)	2,174.01			
	旧佐伯町	1、2、3、4、16、21、25、35、36、37、38、39、40、60	145.65			
	旧和気町	1、2、3、4、5、6、7、9、10、12、13、14、15、16、17、18、26、27、28、29、36、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90	2,028.36			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
29 土砂流出防備保安林	鏡 野 町	(計)	191.60	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	旧富村	11、49、50、51、62、83、92	31.95			
	旧奥津町	2、12、14、15、27、28、29、39、50、51、 62、97、118、125、130、131、139、140、 141、162、190、195、197、199、200、204	106.62			
	旧上齋原村	44、122	8.62			
	旧鏡野町	22、32、48、49、64、65、69、71、85、89、 95、96、97、100、110、111、113、114、 118、125、139	44.41			
	勝 央 町	1、2、5、12、13、18、19、28、37、39、 40、43、44、47、48、49、53、54	96.24			
	奈 義 町	8、9、10、20、21、22、26、28、45、48、 53、56、58、59	109.77			
	西 栗 倉 村	1、12、13、14、15、16、21、22、33、34、 35、38、39、40、41、42、63、65	81.50			
	美 咲 町	(計)	207.20			
	旧中央町	5、13、28、31、35、36、43、57、61	54.76			
	旧旭町	4、8、14、17、22、23、29、32、34、40、 41、58、107	34.95			
	旧柵原町	10、18、38、40、41、42、43、48、49、50、 51、82、91	117.49			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
30 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		550.09	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	1.69			
	旧吉永町	91、94	1.69			
	瀬 戸 内 市	(計)	101.14			
	旧長船町	4、5	101.14			
	赤 磐 市	(計)	133.88			
	旧山陽町	18、23	8.46			
	旧赤坂町	5、6、7、8	104.43			
	旧熊山町	8	13.61			
	旧吉井町	87	7.38			
和 気 町	(計)	313.38				
旧和気町	5、6、7、8、9、10、12、13	313.38				
31 土砂流出防備保安林 砂防指定地	総 数		15.76	伐採種を指定しない 制限林種12に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬 戸 内 市	(計)	15.45			
	旧邑久町	9、10、21、32	15.45			
	美 作 市	(計)	0.22			
	旧英田町	32	0.22			
	和 気 町	(計)	0.09			
旧和気町	89	0.09				
32 土砂流出防備保安林 国定公園第2種特別地域	総 数		8.00	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	8.00			
	旧阿波村	8、9、49	8.00			
33 土砂流出防備保安林 国定公園第3種特別地域	総 数		0.12	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	西 栗 倉 村	58	0.12			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
34 土砂流出防備保安林 国定公園普通地域	総 数		12.46	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ ただし、風致の保護 並びに公園の利用を考 慮して施業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	美 作 市	(計)	0.42			
	旧勝田町	42	0.42			
	西粟倉村	61、62	12.04			
35 土砂流出防備保安林 県立自然公園特別地域	総 数		57.64	伐採種を指定しない 制限林種3に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	和 気 町	(計)	14.12			
	旧佐伯町	27	14.12			
	美 咲 町	(計)	43.52			
	旧柵原町	99、100、101、102	43.52			
36 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		423.17	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	135.00			
	旧備前市	46、47、48、49、50、51、52、53	135.00			
	和 気 町	(計)	173.63			
	旧佐伯町	13、14、15、24、26、30、31、55、57、58、 59、60	173.63			
	美 咲 町	(計)	114.54			
	旧旭町	13、20、24、25	8.59			
	旧柵原町	98、99、101、102	105.95			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
37 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域 郷土自然特別保護地区	総 数		7.90	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	備 前 市	(計)	7.90			
	旧備前市	52	7.90			
38 土砂流出防備保安林 県立自然保護条例普通地域	総 数		87.50	伐採種を指定しない 制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	備 前 市	(計)	87.50			
	旧備前市	34、51、52、53	87.50			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
39 土砂流出防備保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		1.17	伐採種を指定しない 制限林種25に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	1.17			
	旧牛窓町	17	1.17			
40 土砂崩壊防備保安林	総 数		21.93	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	赤磐市	(計)	0.06			
	旧吉井町	41	0.06			
	美作市	(計)	20.02			
	旧勝田町	68、69、83	20.02			
	鏡野町	(計)	1.52			
	旧富村	62	0.88			
	旧奥津町	31	0.04			
	旧鏡野町	112	0.60			
	美咲町	(計)	0.33			
	旧中央町	56	0.23			
旧旭町	83	0.10				
41 防風保安林	総 数		0.30	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	0.30			
	旧牛窓町	5	0.30			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
42 防風保安林 魚付き保安林	総 数		2.43	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	2.43			
	旧牛窓町	5	2.43			
43 潮害防備保安林	総 数		2.78	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備前市	(計)	2.78			
	旧日生町	12	2.78			
44 干害防備保安林	総 数		12.30	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津山市	(計)	2.39			
	旧津山市	112	2.39			
	美作市	(計)	3.21			
	旧勝田町	102、106	3.21			
	鏡野町	(計)	6.70			
	旧奥津町	190	6.70			
45 干害防備保安林 保健保安林	総 数		3.77	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	赤磐市	(計)	3.77			
	旧山陽町	17、18	3.77			
46 なだれ防止保安林	総 数		2.85	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津山市	(計)	2.85			
	旧阿波村	13、14、16、18	2.85			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
47 なだれ防止保安林 国定公園第2種特別地域	総 数		1.04	伐採種を指定しない 制限林種13に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津山市	(計)	1.04			
	旧阿波村	13	1.04			
48 魚付き保安林	総 数		43.25	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	43.25			
	旧牛窓町	5、6	0.86			
	旧邑久町	38、39、40、52	42.39			
49 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		17.90	伐採種を指定しない 制限林種6に同じ 風致の保護並びに公園の利用を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	17.90			
	旧牛窓町	9	17.90			
50 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		6.66	伐採種を指定しない 制限林種17に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	瀬戸内市	(計)	6.66			
	旧牛窓町	9	6.66			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
51 保健保安林	総 数		146.13	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	津 山 市	(計)	20.41			
	旧津山市	51、52	20.34			
	旧加茂町	80	0.07			
	瀬 戸 内 市	(計)	14.90			
	旧長船町	6	14.90			
	赤 磐 市	(計)	28.83			
	旧山陽町	17、18、23	6.15			
	旧赤坂町	7	22.68			
	和 気 町	(計)	43.34			
	旧佐伯町	7、11、19、32	33.53			
	旧和気町	10、11	9.81			
	鏡 野 町	(計)	31.89			
	旧鏡野町	4、5、98	31.89			
美 咲 町	(計)	6.76				
旧旭町	36、104	6.76				
52 保健保安林	総 数		19.38	伐採種を指定しない 制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	鏡 野 町	(計)	19.38			
	旧鏡野町	4	19.38			
53 保健保安林	総 数		20.71	伐採種を指定しない 制限林種 6 に同じ	伐採種を指定しない 制限林種 1 に同じ	
	和 気 町	(計)	20.71			
	旧佐伯町	12、31	20.71			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
54 砂防指定地	総 数		136.20	岡山県砂防指定地等 管理規則による		
	津 山 市	(計)	57.71			
	旧津山市	58	26.28			
	旧久米町	55、56	31.43			
	備 前 市	(計)	33.36			
	旧吉永町	16、18、85、102	33.36			
	瀬 戸 内 市	(計)	11.12			
	旧邑久町	9、10、21、32	11.12			
	赤 磐 市	(計)	23.87			
	旧赤坂町	4	2.78			
	旧熊山町	1、36	21.09			
	美 作 市	(計)	8.93			
	旧美作町	57、58、62	8.70			
旧英田町	32	0.23				
和 気 町	(計)	1.21				
旧和気町	89、90	1.21				
55 国立公園第2種特別地域	総 数		0.63	全般的な風致の維持 を考慮した施業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	0.63			
	旧日生町	41	0.63			
56 国立公園普通地域	総 数		189.25	全般的な風致の維持 を考慮した施業を行う	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	167.45			
	旧日生町	1、3、4、5	167.45			
	瀬 戸 内 市	(計)	21.80			
	旧牛窓町	9、10	21.80			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備 考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
57 国定公園第2種特別地域	総 数		2.04	国定公園としての施業は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	0.17			
	旧阿波村	7、10、13	0.17			
	美 作 市	(計)	1.87			
	旧東粟倉村	17、29、34	1.87			
58 国定公園第3種特別地域	総 数		802.31	国定公園としての施業は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	219.33			
	旧加茂町	90、91、92、93、101、103	219.33			
	美 作 市	(計)	68.03			
	旧勝田町	19、20、21、27、28、39	61.86			
	旧東粟倉村	31	6.17			
	鏡 野 町	(計)	350.99			
	旧上齋原村	61、69、70、71、80、81、82、83、85、86、88、89、93	350.99			
	奈 義 町	24、26、34、35、36、37、38、39、40、41、42	54.61			
西 粟 倉 村	58、59、62、63、64、67、68、69、70、71、73、90	109.35				
59 国定公園普通地域	総 数		245.95	国定公園としての施業は、全般的な風致の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	美 作 市	(計)	186.66			
	旧勝田町	23、24、25、26、27、28、30、31、32、39、40、41、42	186.66			
	西 粟 倉 村	58、59、60、61、62	59.29			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
60 県立自然公園特別地域	総 数		418.85	全般的な風致の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	71.31			
	旧加茂町	54	71.31			
	備 前 市	(計)	0.78			
	旧吉永町	54	0.78			
	和 気 町	(計)	127.52			
	旧佐伯町	27、28、46、48	127.52			
	鏡 野 町	(計)	193.78			
	旧奥津町	147、191、193、195、196、197、198、199	62.09			
	旧上齋原村	28、35、40	40.01			
	旧鏡野町	4、44、45、73、74、75、76	91.68			
美 咲 町	(計)	25.46				
旧柵原町	24、100、101、102	25.46				
61 県立自然公園普通地域	総 数		3,188.66	全般的な風致の維持を考慮して施業を行う	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	1,009.73			
	旧備前市	33、47、48	10.81			
	旧吉永町	19、20、21、29、30、31、32、34、35、36、43、44、45、46、48、49、53、54、55、57、58、59、60、61、62	998.92			
	美 作 市	(計)	473.36			
	旧作東町	128、129、142、143、144、145	11.44			
	旧英田町	1、38、39、41、42、43、45、46、47、61、62、64、65、66、67	461.92			
	和 気 町	(計)	1,056.93			
	旧佐伯町	10、12、13、14、15、23、24、26、27、29、30、31、49、51、52、53、55、56、57、58、59、60	1,056.93			
	美 咲 町	(計)	648.64			
	旧中央町	64	0.96			
旧旭町	13、14、19、20、24、25、26、27、99、100、101、116、118、119、120	444.63				
旧柵原町	23、24、25、96、97、98、99、100、101、102	203.05				
62 県立自然公園普通地域	総 数		71.98	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	伐採種を指定しない制限林種1に同じ	
	備 前 市	(計)	53.21			
	旧備前市	33、53	21.61			
	旧吉永町	32、35、43、44、54	31.60			
	美 作 市	(計)	18.77			
	旧英田町	39、41、42	18.77			

種 類	所 在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区 域		伐採方法	そ の 他	
63 県自然保護条例普通地域	総 数		33.56	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	0.84			
	旧加茂町	144	0.84			
	備 前 市	(計)	4.21			
	旧吉永町	95	4.21			
	瀬 戸 内 市	(計)	0.96			
	旧長船町	21	0.96			
	赤 磐 市	(計)	3.75			
	旧吉井町	8	3.75			
	美 作 市	(計)	12.52			
	旧勝田町	10	0.41			
	旧大原町	56	10.80			
	旧作東町	45	1.21			
	旧英田町	39	0.10			
	鏡 野 町	(計)	1.40			
旧鏡野町	127	1.40				
美 咲 町	(計)	9.88				
旧中央町	64、65	6.92				
旧旭町	79	2.96				
64 文化財保護法（条例）による 史跡・名勝・天然記念物	総 数		7.10	文化財保護法（条例）による		
	津 山 市	(計)	0.14			
	旧久米町	38	0.14			
	備 前 市	(計)	5.27			
	旧備前市	29、43、45、50	5.27			
	瀬 戸 内 市	(計)	0.99			
	旧牛窓町	17	0.99			
鏡 野 町	(計)	0.70				
旧奥津町	146	0.06				
旧鏡野町	105	0.64				
65 林業種苗法による普通母樹林	総 数		2.23	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	伐採種を指定しない 制限林種1に同じ	
	津 山 市	(計)	0.64			
	旧加茂町	170	0.64			
	赤 磐 市	(計)	0.71			
	旧吉井町	38	0.71			
	鏡 野 町	(計)	0.88			
旧奥津町	188	0.88				

イ 伐採種を択伐とするもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林	総数		186.43	1 主伐は択伐とする 2 主伐は当地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐を行う場合は樹冠疎密度が8/10以上の箇所を対象に、その時の立木材積の2/10以内とする。 4 立木の伐採の限度 (ア) 伐採年度毎に択伐による伐採をすることができる立木材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木材積に択伐率（当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日を含む伐採年度から伐採しようとする前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が3/10を超えるときは3/10とする）を乗じた材積とする。 (イ) 伐採年度毎に間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の2/10を超えずかつその伐採により、その森林に係る樹冠疎密度が、8/10を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が8/10以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。		
	津山市	(計)	20.38			
	旧津山市	25、150、154	2.28			
	旧加茂町	66、195	16.73			
	旧阿波村	13、16、22	1.37			
	備前市	(計)	11.46			
	旧日生町	31	11.46			
	瀬戸内市	(計)	1.98			
	旧長船町	8、15	1.98			
	美作市	(計)	97.45			
	旧勝田町	31、36、39、40、46、64	38.12			
	旧大原町	8、9、10、28、29	17.28			
	旧東栗倉村	14、24、29、42、43	22.06			
	旧美作町	22、23	1.59			
	旧作東町	34、146	18.05			
	旧英田町	8	0.35			
	鏡野町	(計)	53.92			
	旧富村	66、74、75、84	49.96			
	旧奥津町	147、148	1.26			
	旧鏡野町	153	2.70			
西栗倉村	90	1.24				
2 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	総数		2.55	択伐による制限林種1に同じ		
	瀬戸内市	(計)	2.55			
	旧牛窓町	4	2.55			
3 水源かん養保安林 土砂崩壊防備保安林 土砂流出防備保安林	総数		0.21	択伐による制限林種1に同じ		
	津山市	(計)	0.21			
	旧久米町	9	0.21			

4 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		73.21	択伐による制限林種 1 に同じ ただし、地域の景観の 維持を考慮して施業を行 う		
	備 前 市	(計)	73.21			
	旧備前市	37、39	73.21			
5 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		67.55	択伐による制限林種 4 に同じ		
	備 前 市	(計)	67.55			
	旧備前市	34、35、36	67.55			
6 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		1.08	択伐による制限林種 4 に同じ		
	備 前 市	(計)	1.08			
	旧備前市	37	1.08			
7 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 風致保安林 県自然保護条例普通地域	総 数		12.50	択伐による制限林種 4 に同じ		
	備 前 市	(計)	12.50			
	旧備前市	37	12.50			
8 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		17.44	択伐による制限林種 4 に同じ		
	備 前 市	(計)	17.44			
	旧備前市	34	17.44			

9	水源かん養保安林	保健保安林	総 数		399.05	択伐による制限林種4 に同じ	
			津山市	(計)	321.62		
			旧津山市	21、25、26、34、35、36	93.59		
			旧加茂町	60、61、62、72、73、74、78、144、199、 200、201、202、203	228.03		
			備前市	(計)	3.51		
			旧備前市	39	3.51		
			鏡野町	(計)	73.92		
		旧上齋原村	29、30、31	73.92			
10	水源かん養保安林	国定公園第2種特別地域	保健保安林	総 数	125.59	1 択伐法によるものとする ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法を行うことができる。 2 国定公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭材を除く）は原則として単木択伐法によるものとする 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う齢級以上とする 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭材においては60%以内とする 5 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること 6 皆伐法による場合その伐区は次のとおりである (ア) 1伐区の面積は2ha以内とする ただし、疎密度3よりも多い保残木を残す場合、又は、車道、歩道、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は伐区面積を増大させることができる (イ) 伐区は更新後5年以上を経過していなければ連続して設定することはできない。この場合においても伐区はつとめて分散させなければならない	
				津山市	(計)		78.43
				旧阿波村	55、56、57、58		46.27
				旧勝北町	15、29		32.16
				美作市	(計)		45.78
				旧東粟倉村	24、25、28、29		45.78
				西粟倉村	101、102		1.38

11 水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第3種特別地域	総 数		9.60	択伐による制限林種10 に同じ ただし、地域の景観の 維持を考慮して施業を行 う		
	美 作 市	(計)	7.00			
	旧勝田町	21	7.00			
	鏡 野 町	(計)	2.60			
	旧上齋原村	54	2.60			
12 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		1.28	択伐による制限林種4 に同じ		
	津 山 市	(計)	1.28			
	旧加茂町	56	1.28			
13 水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣特別保護地区 県立自然公園特別地域	総 数		303.07	択伐による制限林種4 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による	4に同じ 鳥獣の保護及び 狩猟の適正化に関 する法律による	
	鏡 野 町	(計)	303.07			
	旧奥津町	116、117、142	104.96			
	旧上齋原村	16、17、18、19	198.11			
14 水源かん養保安林 保健保安林 森林公園 県立自然公園特別地域	総 数		9.26	択伐による制限林種4 に同じ 岡山県立自然公園条例 による		
	鏡 野 町	(計)	9.26			
	旧上齋原村	16	9.26			

15 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		17.40	択伐による制限林種4 に同じ		
	美作市	(計)	17.40			
	旧英田町	61	17.40			
16 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然公園普通地域 県自然保護条例普通地域	総 数		73.02	択伐による制限林種4 に同じ		
	備前市	(計)	73.02			
	旧備前市	34、35、36	73.02			
17 水源かん養保安林 保健保安林 県立自然保護条例普通地域	総 数		1.79	択伐による制限林種4 に同じ		
	津山市	(計)	1.79			
	旧加茂町	144	1.79			
18 水源かん養保安林 風致保安林	総 数		13.19	択伐による制限林種4 に同じ		
	備前市	(計)	13.19			
	旧備前市	92	13.19			

19	総 数		5.33	<p>1 択伐による制限林種1に同じ ただし、風致の維持に支障のない場合に限り皆伐法を行うことができる。</p> <p>2 国定公園計画に基づく、車道、歩道、集団施設及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭材を除く）は原則として単木択伐法によるものとする</p> <p>3 以降は択伐による制限林種1、3以降に同じ</p>
	津山市	(計)	1.36	
	旧阿波村	7、10、19、21	1.36	
	備前市	(計)	3.97	
	旧備前市	75、76	3.97	
20	総 数		1,941.83	<p>択伐による制限林種10に同じ</p>
	津山市	(計)	1,089.30	
	旧阿波村	4、5、9、10、11、12、13、16、17、18、19、20、21、42、43、44、45、46、47、51、52、53、54、55、56、57、58、59	1,027.89	
	旧勝北町	15、16、36	61.41	
	美作市	(計)	271.59	
	旧東粟倉村	14、15、18、19、20、21、23、24、25、29、32	271.59	
	鏡野町	(計)	85.42	
	旧上齋原村	48、53、87、88	85.42	
	奈義町	12、13、14、15、16、24、25	163.32	
	西粟倉村	28、29、31、55、56、57、58、76、77、78、83、84、85、87、88、89、100、101、102	332.20	
21	総 数		10.75	<p>択伐による制限林種10に同じ</p>
	津山市	(計)	8.35	
	旧阿波村	51	8.35	
	美作市	(計)	1.21	
	旧東粟倉村	32	1.21	
	西粟倉村	84	1.19	

22 鳥獣特別保護地区 国定公園第3種特別地域 水源かん養保安林	総 数		1.32	択伐による制限林種10 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による		
	西粟倉村	82	1.32			
23 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 鳥獣特別保護地区 県立自然公園特別地域 水源かん養保安林	総 数		49.90	択伐による制限林種4 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による 文化財保護法(条例) による		
	鏡野町	(計)	49.90			
	旧奥津町	134, 142, 143	49.90			
24 林業種苗法による普通母樹林 鳥獣特別保護地区 県立自然公園特別地域 水源かん養保安林	総 数		0.13	択伐による制限林種4 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による		
	鏡野町	(計)	0.13			
	旧奥津町	143	0.13			

25 土砂流出防備保安林	総 数		729.89	択伐による制限林種1 に同じ
	津 山 市	(計)	88.44	
	旧津山市	77、81、144、154、155、156、161、162、 171、177、179	74.80	
	旧阿波村	17	3.99	
	旧勝北町	4	9.29	
	旧久米町	18	0.36	
	備 前 市	(計)	291.66	
	旧備前市	2、5、12、16、32、38、39、40、43、44、 47、48、56、74、76、79、80、96、102、 104、107、108、109、115、120、149、151、 154、157、158、159	180.18	
	旧日生町	2、7、8、13、17、18、20、23、24、25、 28、29、30、34、35	79.41	
	旧吉永町	84、90	32.07	
	瀬戸内市	(計)	74.96	
	旧牛窓町	13、16、17	6.00	
	旧邑久町	11、12、13、14、16、17、20、22、25、27、 28、31、33、46、47、48、51	39.07	
	旧長船町	3、6、7、8、10、11、14、16、20	29.89	
	赤 磐 市	(計)	174.46	
	旧山陽町	1、6、23、25	5.25	
	旧赤坂町	27、43	7.34	
	旧熊山町	2、3、4、15、16、25、32、37	129.54	
	旧吉井町	2、11、17、30、41、44、49、61、73、83、 84、88、91	32.33	
	美 作 市	(計)	25.91	
	旧勝田町	115、121	0.37	
	旧大原町	14、57	1.43	
	旧東粟倉村	2、9、41	7.59	
	旧美作町	23、24	6.93	
	旧作東町	15、100	9.56	
	旧英田町	6	0.03	
	和 気 町	(計)	53.64	
	旧佐伯町	3、4、6、35、37、41	10.34	
	旧和気町	1、3、4、42、45、55、56、76、80、81、 85、86	43.30	
	鏡 野 町	(計)	1.00	
旧富村	25、63	0.23		
旧鏡野町	106	0.77		
勝 央 町	12	2.12		
奈 義 町	58	0.31		
西粟倉村	17、35、42	16.30		
美 咲 町	(計)	1.09		
旧中央町	36	0.14		
旧旭町	41、58	0.95		

26 土砂流出防備保安林 保健保安林	総 数		193.18	択伐による制限林種4 に同じ		
	備 前 市	(計)	129.66			
	旧備前市	40	10.92			
	旧日生町	10	42.57			
	旧吉永町	89、91、94	76.17			
	瀬戸内市	(計)	16.48			
	旧長船町	4	16.48			
	赤 磐 市	(計)	6.64			
	旧山陽町	18、21	6.64			
	和 気 町	(計)	40.05			
旧和気町	10、11、13	40.05				
奈義町	22	0.35				
27 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域 保健保安林	総 数		9.12	択伐による制限林種10 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	9.12			
	旧牛窓町	12	9.12			
28 土砂流出防備保安林 保安施設地区	総 数		0.04	択伐による制限林種1 に同じ		
	和 気 町	(計)	0.04			
	旧和気町	15	0.04			
29 土砂流出防備保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		125.41	択伐による制限林種10 に同じ		
	備 前 市	(計)	125.41			
	旧備前市	75、76、77	104.23			
	旧日生町	6、41	21.18			

30 土砂流出防備保安林 国定公園第2種特別地域	総 数		11.61	択伐による制限林種10 に同じ		
	津山市	(計)	11.61			
	旧阿波村	9	11.61			
31 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総 数		23.47	択伐による制限林種4 に同じ		
	備前市	(計)	0.14			
	旧吉永町	44	0.14			
	和気町	(計)	21.76			
	旧佐伯町	14、15、26、59	21.76			
	美咲町	(計)	1.57			
	旧旭町	20	1.57			
32 土砂崩壊防備保安林	総 数		52.32	択伐による制限林種1 に同じ		
	備前市	(計)	22.95			
	旧備前市	102	7.26			
	旧日生町	16、17	15.69			
	瀬戸内市	(計)	17.44			
	旧邑久町	4	6.43			
	旧長船町	4、6、7、16	11.01			
	赤磐市	(計)	3.96			
	旧山陽町	23	0.03			
	旧吉井町	41	3.93			
	美作市	(計)	0.16			
	旧勝田町	68	0.16			
	鏡野町	(計)	5.04			
	旧富村	45、84、91	1.73			
	旧奥津町	28、31、33	1.66			
	旧鏡野町	112	1.65			
	奈義町	56	2.52			
	美咲町	(計)	0.25			
	旧中央町	21	0.07			
	旧旭町	14	0.18			

33 防風保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		3.60	択伐による制限林種10 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	3.60			
	旧牛窓町	9	3.60			
34 潮害防備保安林	総 数		19.63	択伐による制限林種1 に同じ		
	備前市	(計)	19.63			
	旧日生町	7、12、15	19.63			
35 潮害防備保安林 保健保安林	総 数		0.95	択伐による制限林種1 に同じ		
	備前市	(計)	0.95			
	旧日生町	12	0.95			
36 干害防備保安林	総 数		3.27	択伐による制限林種1 に同じ		
	赤磐市	(計)	3.27			
	旧熊山町	29	3.27			
37 干害防備保安林 保健保安林	総 数		2.64	択伐による制限林種4 に同じ		
	赤磐市	(計)	2.64			
	旧熊山町	28、29	2.64			
38 なだれ防止保安林	総 数		14.51	択伐による制限林種1 に同じ		
	鏡野町	(計)	14.51			
	旧奥津町	66	2.12			
	旧上齋原村	44、45	12.39			

39 なだれ防止保安林 国定公園第2種特別地域	総 数		2.79	択伐による制限林種10 に同じ		
	津山市	(計)	2.79			
	旧阿波村	13、14	2.79			
40 落石防止保安林	総 数		13.57	択伐による制限林種1 に同じ		
	備前市	(計)	4.07			
	旧備前市	130	4.07			
	和気町	(計)	9.50			
	旧佐伯町	2	9.50			
41 魚付き保安林	総 数		118.37	択伐による制限林種1 に同じ		
	備前市	(計)	12.28			
	旧日生町	7、15	12.28			
	瀬戸内市	(計)	106.09			
	旧牛窓町	5、6	9.64			
	旧邑久町	23、24、38、39、40、52、53、56	96.45			
42 魚付き保安林 保健保安林	総 数		12.79	択伐による制限林種4 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	12.79			
	旧邑久町	23、40	12.79			
43 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		10.96	択伐による制限林種10 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	10.96			
	旧牛窓町	8	10.96			

44 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		62.49	択伐による制限林種4 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	62.49			
	旧牛窓町	9、10	62.49			
45 魚付き保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		39.12	択伐による制限林種10 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	39.12			
	旧牛窓町	8、12	39.12			
46 魚付き保安林 国立公園普通地域	総 数		73.91	択伐による制限林種4 に同じ		
	備前市	(計)	48.34			
	旧日生町	5	48.34			
	瀬戸内市	(計)	25.57			
	旧牛窓町	9、10	25.57			
47 保健保安林	総 数		93.30	択伐による制限林種4 に同じ		
	津山市	(計)	5.32			
	旧津山市	52	1.42			
	旧加茂町	144	3.90			
	赤磐市	(計)	73.26			
	旧山陽町	17、18、20、21、22、23	25.10			
	旧熊山町	25、27、28、29	48.16			
	和気町	(計)	1.48			
	旧和気町	10	1.48			
	鏡野町	(計)	9.15			
	旧奥津町	145、146、147	9.15			
	美咲町	(計)	4.09			
	旧旭町	69、105	4.09			

48 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		3.17	択伐による制限林種10 に同じ		
	瀬戸内市	(計)	3.17			
	旧牛窓町	12	3.17			
49 保健保安林 国立公園第2種特別地域	総 数		16.54	択伐による制限林種10 に同じ		
	鏡野町	(計)	16.54			
	旧上齋原村	89	16.54			
50 保健保安林 県立自然公園特別地域	総 数		9.22	択伐による制限林種10 に同じ		
	鏡野町	(計)	9.22			
	旧奥津町	144、147	9.22			
51 保健保安林 鳥獣特別保護地区 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総 数		8.63	択伐による制限林種10 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による		
	鏡野町	(計)	8.63			
	旧奥津町	142	8.63			

52 保健保安林 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総 数		10.84	択伐による制限林種10 に同じ 文化財保護法（条例）による		
	鏡野町	(計)	10.84			
	旧奥津町	144	10.84			
53 保健保安林 県立自然公園普通地域	総 数		17.86	択伐による制限林種4 に同じ		
	和気町	(計)	5.42			
	旧佐伯町	31	5.42			
	美咲町	(計)	12.44			
	旧旭町	118、119、120	12.44			
54 風致保安林	総 数		5.38	択伐による制限林種4 に同じ		
	備前市	(計)	5.38			
	旧備前市	92	5.38			
55 保安施設地区	総 数		1.72	択伐による制限林種1 に同じ		
	赤磐市	(計)	1.72			
	旧山陽町	6	1.72			

56 国立公園第2種特別地域	総 数		42.81	択伐による制限林種 ¹⁰ に同じ		
	津山市	(計)	0.81			
	旧阿波村	4、9、13	0.81			
	備前市	(計)	25.04			
	旧備前市	76、77	1.60			
	旧日生町	2、41	23.44			
	瀬戸内市	(計)	16.96			
	旧牛窓町	8、9、12	16.96			
57 国定公園第2種特別地域	総 数		712.14	択伐による制限林種 ¹⁰ に同じ		
	津山市	(計)	318.45			
	旧加茂町	93、95	27.86			
	旧阿波村	4、5、6、7、8、9、10、12、13、14、15、16、17、47、48、49、50	262.11			
	旧勝北町	15、17	28.48			
	美作市	(計)	251.67			
	旧東粟倉村	15、17、18、22、23、24、29、30、31、33	251.67			
	鏡野町	(計)	105.35			
	旧上齋原村	82、83、89	105.35			
	奈義町	25、26	7.07			
	西粟倉村	31、89、90	29.60			
	58 県立自然公園特別地域 鳥獣特別保護地区	総 数				
鏡野町		(計)	15.62			
旧上齋原村		40、41	15.62			

59 鳥獣特別保護地区 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総 数		13.85	択伐による制限林種10 に同じ 鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律によ る 文化財保護法（条例） による		
	鏡 野 町	(計)	13.85			
	旧奥津町	142	13.85			
60 県立自然公園普通地域	総 数		10.29	択伐による制限林種1 に同じ		
	美 咲 町	(計)	10.29			
	旧旭町	13、14、20、25	8.74			
	旧柵原町	24	1.55			
61 県立自然公園普通地域 県自然保護条例普通地区	総 数		13.67	択伐による制限林種1 に同じ		
	美 作 市	(計)	13.67			
	旧英田町	39、41、42	13.67			

62 県郷土自然特別保護地区	総 数		3.39	択伐による制限林種4 に同じ		
	備 前 市	(計)	3.39			
	旧吉永町	95	3.39			
63 県自然保護条例普通地区	総 数		42.85	択伐による制限林種1 に同じ		
	津 山 市	(計)	17.88			
	旧加茂町	145	17.88			
	美 作 市	(計)	24.97			
	旧勝田町	10	4.37			
	旧大原町	56	5.55			
	旧作東町	45	13.05			
	旧英田町	39	2.00			
64 鳥獣特別保護地区	総 数		28.14	鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律による		
	鏡 野 町	(計)	28.14			
	旧奥津町	142	0.06			
	旧上齋原村	40、41	28.08			
65 文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物	総 数		3.41	文化財保護法（条例） による		
	津 山 市	(計)	0.06			
	旧久米町	38	0.06			
	備 前 市	(計)	1.70			
	旧備前市	1、92	1.70			
	赤 磐 市	(計)	1.65			
	旧山陽町	6	1.65			

ウ 伐採種を禁伐とするもの

単位 面積：ha

種類	所在		面積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐採方法	その他	
1 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域	総数		2.69	禁伐とする		
	備前市	(計)	2.69			
	旧備前市	35	2.69			
2 水源かん養保安林 国定公園特別保護地区	総数		85.23	禁伐とする		
	美作市	(計)	74.29			
	旧東粟倉村	26、27	74.29			
	西粟倉村	79、80	10.94			
3 水源かん養保安林 国定公園特別保護地区	総数		29.30	禁伐とする		
	鏡野町	(計)	29.30			
	旧上齋原村	41	29.30			
4 水源かん養保安林 国定公園特別保護地区 鳥獣特別保護地区	総数		81.29	禁伐とする		
	鏡野町	(計)	11.61			
	旧上齋原村	41	11.61			
	西粟倉村	79、80	69.68			

5 水源かん養保安林 保健保安林 国定公園第1種特別地域	総数		45.44	禁伐とする ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる この場合、伐期例は標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定し、択伐率は現蓄積の10%以内とする		
	鏡野町	(計)	45.44			
	旧上齋原村	62	45.44			
6 水源かん養保安林 保健保安林 鳥獣特別保護地区 県立自然公園特別地域	総数		7.18	禁伐とする		
	鏡野町	(計)	7.18			
	旧奥津町	142、143	7.18			
7 水源かん養保安林 保健保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 県立自然公園特別地域	総数		3.06	禁伐とする		
	鏡野町	(計)	3.06			
	旧奥津町	142	3.06			

8 水源かん養保安林 林業種苗法による特別母樹林 保健保安林	総数		2.65	禁伐とする		
	津山市	(計)	2.65			
	旧加茂町	72	2.65			
9 水源かん養保安林 国定公園第1種特別地域	総数		73.47	禁伐とする		
	津山市	(計)	25.24			
	旧阿波村	53、54	25.24			
	奈義町	1、12、13、14、15	48.23			
10 水源かん養保安林 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物 鳥獣特別保護地区 県立自然公園特別地域	総数		17.92	禁伐とする		
	鏡野町	(計)	17.92			
	旧奥津町	142、143	17.92			

11 水源かん養保安林 県立自然公園普通地域 県郷土自然特別保護地区	総 数		0.55	禁伐とする		
	備 前 市		(計) 0.55			
	旧吉永町	32	0.55			
12 水源かん養保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		1.31	禁伐とする		
	鏡 野 町		(計) 1.31			
	旧鏡野町	126、135、138	1.31			
13 土砂流出防備保安林	総 数		2.21	禁伐とする		
	瀬戸内市		(計) 2.21			
	旧長船町	3	2.21			
14 土砂流出防備保安林 防火保安林	総 数		18.28	禁伐とする		
	備 前 市		(計) 18.28			
	旧備前市	18、27	18.28			

15 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域 県郷土自然特別保護地区	総数		6.33	禁伐とする		
	備前市		(計) 6.33			
	旧備前市	52、53	6.33			
16 土砂流出防備保安林 県立自然公園普通地域 県自然保護条例普通地域	総数		0.49	禁伐とする		
	備前市		(計) 0.49			
	旧備前市	53	0.49			
17 土砂崩壊防備保安林	総数		0.16	禁伐とする		
	美作市		(計) 0.16			
	旧美作町	24	0.16			
18 なだれ防止保安林	総数		21.30	禁伐とする		
	鏡野町		(計) 14.49			
	旧上齋原村	1、38、39	14.49			
	西栗倉村	66	6.81			

19 なだれ防止保安林	国定公園第2種特別地域	総数		8.93	禁伐とする		
		津山市	(計)	1.90			
		旧阿波村	13、14	1.90			
		鏡野町	(計)	7.03			
		旧上齋原村	89	7.03			
20 魚付き保安林		総数		7.92	禁伐とする		
		瀬戸内市	(計)	7.92			
		旧牛窓町	4、6	4.81			
		旧邑久町	56	3.11			
21 魚付き保安林	国立公園第1種特別地域	総数		0.69	禁伐による制限林種5に同じ		
		瀬戸内市	(計)	0.69			
		旧牛窓町	12	0.69			
22 航行目標保安林	国立公園第1種特別地域	総数		1.08	禁伐による制限林種5に同じ		
		瀬戸内市	(計)	1.08			
		旧牛窓町	9	1.08			

23 保健保安林 国定公園第3種特別地域	総 数		9.77	禁伐とする		
	津山市		(計) 9.77			
	旧加茂町	103	9.77			
24 保健保安林 県立自然公園特別地域 文化財保護法(条例)による史跡・名勝・天然記念物	総 数		29.08	禁伐とする		
	鏡野町		(計) 29.08			
	旧奥津町	144	29.08			
25 保健保安林 県郷土自然特別保護地区	総 数		5.78	禁伐とする		
	赤磐市		(計) 5.78			
	旧熊山町	11	5.78			

26 保安施設地区	総 数		2.21	禁伐とする		
	赤 磐 市	(計)	2.17			
	旧山陽町	13	0.14			
	旧赤坂町	25、27、37	2.03			
	和 気 町	(計)	0.04			
	旧佐伯町	33	0.04			
27 国定公園第1種特別地域	総 数		15.62	禁伐による制限林種5に同じ		
	津 山 市	(計)	15.62			
	旧阿波村	7	15.62			
28 県立自然公園特別地域	総 数		1.51			
	美 咲 町	(計)	1.51			
	旧柵原町	24	1.51			
29 県立自然公園特別地域 県郷土自然特別保護地区	総 数		17.65			
	備 前 市	(計)	17.65			
	旧吉永町	54	17.65			

30 鳥文化財保護法（条例）による史跡・名勝・天然記念物 立自然公園特別地域	総 数		0.38	禁伐による制限林 種5に同じ		
	鏡 野 町	(計)	0.38			
	旧奥津町	143	0.38			
31 鳥郷土自然特別保護地区 立自然公園普通地域	総 数		1.58	原則として禁伐と する		
	備 前 市	(計)	1.58			
	旧備前市	52、53	0.69			
	旧吉永町	32、54	0.89			
32 鳥郷土自然特別保護地区	総 数		3.17	原則として禁伐と する		
	備 前 市	(計)	0.19			
	旧備前市	52	0.19			
	赤 磐 市	(計)	2.11			
	旧吉井町	8	2.11			
	美 咲 町	(計)	0.87			
	旧中央町	64	0.87			

2 その他必要な事項

なし

Ⅲ 附属資料

鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準

第1 目的

この基準は、地域森林計画又は国有林の地域別の森林計画の対象となる民有林及び国有林において森林法（昭和26年法律第249号）第7条の2第2項第4号及び同法第10条の5第2項第9号に規定する鳥獣害防止森林区域（以下「区域」という。）を設定する際の必要事項を定めるものであり、伐採後の適確な更新の確保及び造林木の着実な育成を確保し、森林の有する公益的機能の維持を図ることを目的とする。

第2 区域の対象とする鳥獣

区域の対象とする鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）は、ニホンジカを基本とし、必要に応じてその他の森林に被害を与える鳥獣（クマ等）を対象とすることができるものとする。

第3 区域の設定対象とする森林及び設定の単位

区域の設定対象とする森林は、対象鳥獣による食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、対象鳥獣による被害を防止するための措置を実施すべき森林のうち、人工林であるものを基本とするが、地域における森林資源の状況に応じて、天然林も含めることができるものとする。

なお、区域は林班を単位として設定するものとする。また、区域は対象鳥獣の別に設定することとし、対象鳥獣ごとの区域を重複して設定できるものとする。

第4 区域の設定方法

区域の設定は、以下の手順及び附録に基づき実施するものとする。

1 森林生態系多様性基礎調査の調査結果による区域候補地の抽出

- (1) 林野庁が全国の森林において約1万5千点の調査地点を設定し、各調査地点における森林の動態等を5年周期で調査する「森林生態系多様性基礎調査」の調査結果を区域設定の基礎データとして用いることとする。
- (2) 森林生態系多様性基礎調査の調査地点を中心とした4km四方の地域区画（以下「4kmメッシュ」という。）を作成した後、各調査地点の最新の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認された4kmメッシュ（以下「区域候補メッシュ」という。）を抽出するものとする。
- (3) 森林計画図その他の林班に関する情報を記した図面と、区域候補メッシュを重ね合わせることにより、区域候補メッシュに全部又は一部が包含される林班を抽出し、当該抽出された林班を区域候補地とするものとする。

2 区域候補地の補正

- (1) 森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない林班については、必

要に応じて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条又は第7条の2に基づき都道府県知事により定められる第一種特定鳥獣保護計画又は第二種特定鳥獣管理計画、研究論文等の文献、地方公共団体や森林管理局署による調査、森林組合や地域住民からの情報その他の対象鳥獣による森林被害又は対象鳥獣の生息に関する情報（以下「補完情報」という。）と突合し、対象鳥獣による森林被害が確認された場合又は森林被害発生のおそれがある場合、区域候補地に加えるものとする。

- (2) 補完情報と突合した結果、対象鳥獣による森林被害が確認された又は森林被害発生のおそれのある4kmメッシュについては、区域候補メッシュとすることができ、区域候補地の抽出にあたっては1(3)により行うものとする。
- (3) 1により抽出された区域候補地の林班については、必要に応じて、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。

3 区域の確定

1及び2により得られた区域候補地については、市町村森林整備計画及び国有林の地域別の森林計画（以下「市町村森林整備計画等」という。）の樹立又は変更に係る所定の手続きを経て、区域として確定するものとする。

第5 その他区域設定に当たって考慮すべき事項

1 関係者等の意見の反映

区域の確定に当たっては、市町村森林整備計画等の作成に際して行う学識経験を有する者からの意見聴取及び当該計画案の公告・縦覧を通じて得られる地域住民を始めとする関係者の意見を踏まえ、必要に応じて修正を加えるものとする。

なお、学識経験を有する者からの意見聴取に当たっては、必要に応じて農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録制度実施要領（平成18年3月29日付け17生産第8581号生産局長通知）第4の2に規定する農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーをいう。）、鳥獣保護管理捕獲コーディネーター（鳥獣保護管理に係る人材登録事業実施規程細則（平成27年9月1日付け環自野発第1509091号）第1の2に規定する鳥獣保護管理捕獲コーディネーターをいう。）等の専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

2 区域の見直し

- (1) 市町村森林整備計画等において定められた区域については、森林生態系多様性基礎調査において調査地点ごとに新たな調査結果が得られた場合又は第4の2(1)に掲げる情報について新たな情報が得られた場合において、対象鳥獣による森林被害の状況又は対象鳥獣の生息状況に著しい変化があったことが確認される場合等にあつては、必要に応じて、市町村森林整備計画等の樹立又は変更により見直しを行うものとする。
- (2) (1)の区域の見直しに当たっては、第4の規定を準用するものとする。

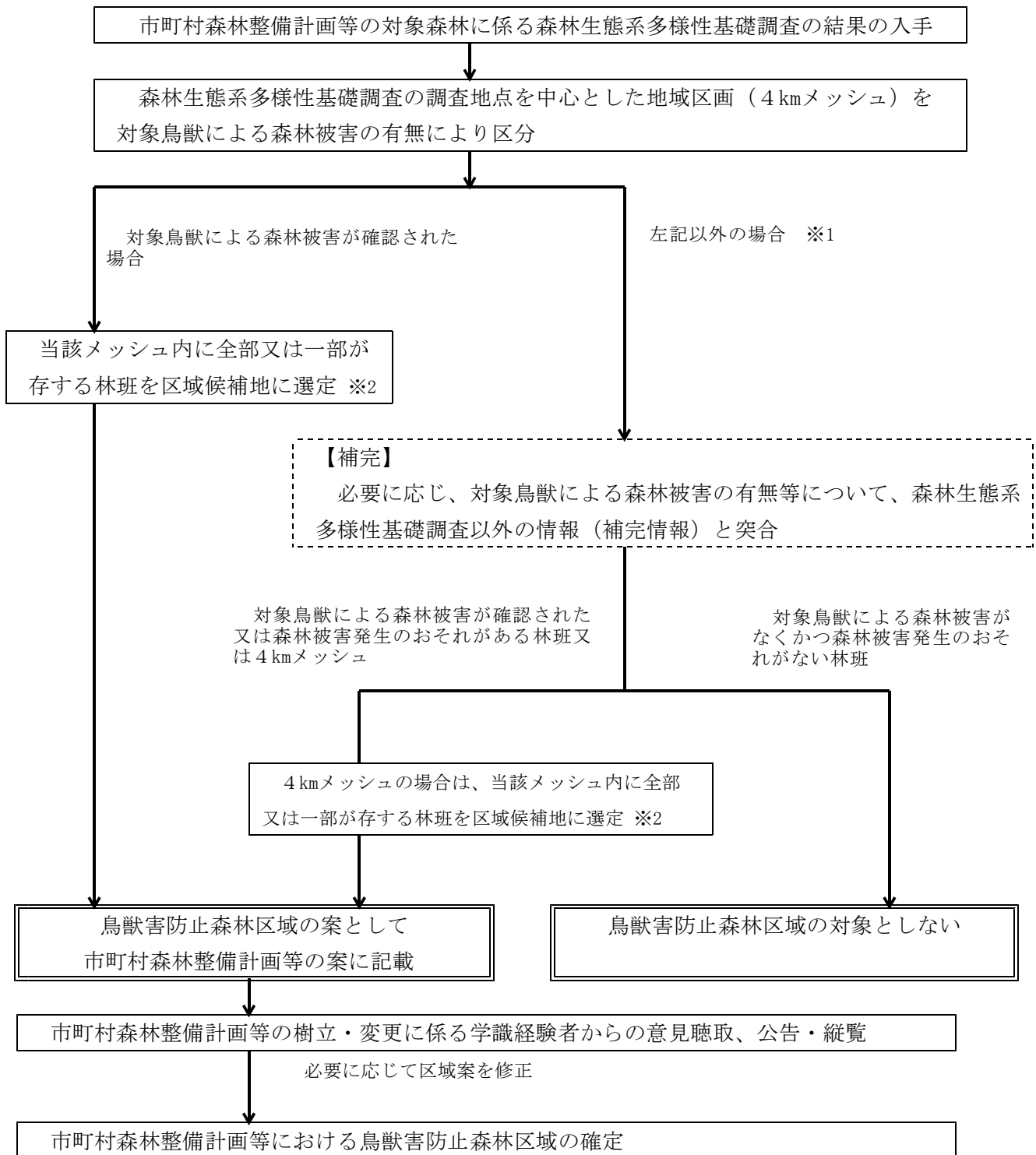
3 対象鳥獣による森林被害が確認されない等の場合の区域の設定

第4の1(1)及び2(1)に掲げる各種データ及び情報により市町村森林整備計画等の対象森林の全域において対象鳥獣による森林被害がなく、今後の被害発生のおそれもないと判断される場合は、市町村森林整備計画等における鳥獣害防止森林区域の設定については、「設定なし」と記載することとする。

4 民有林及び国有林の調整

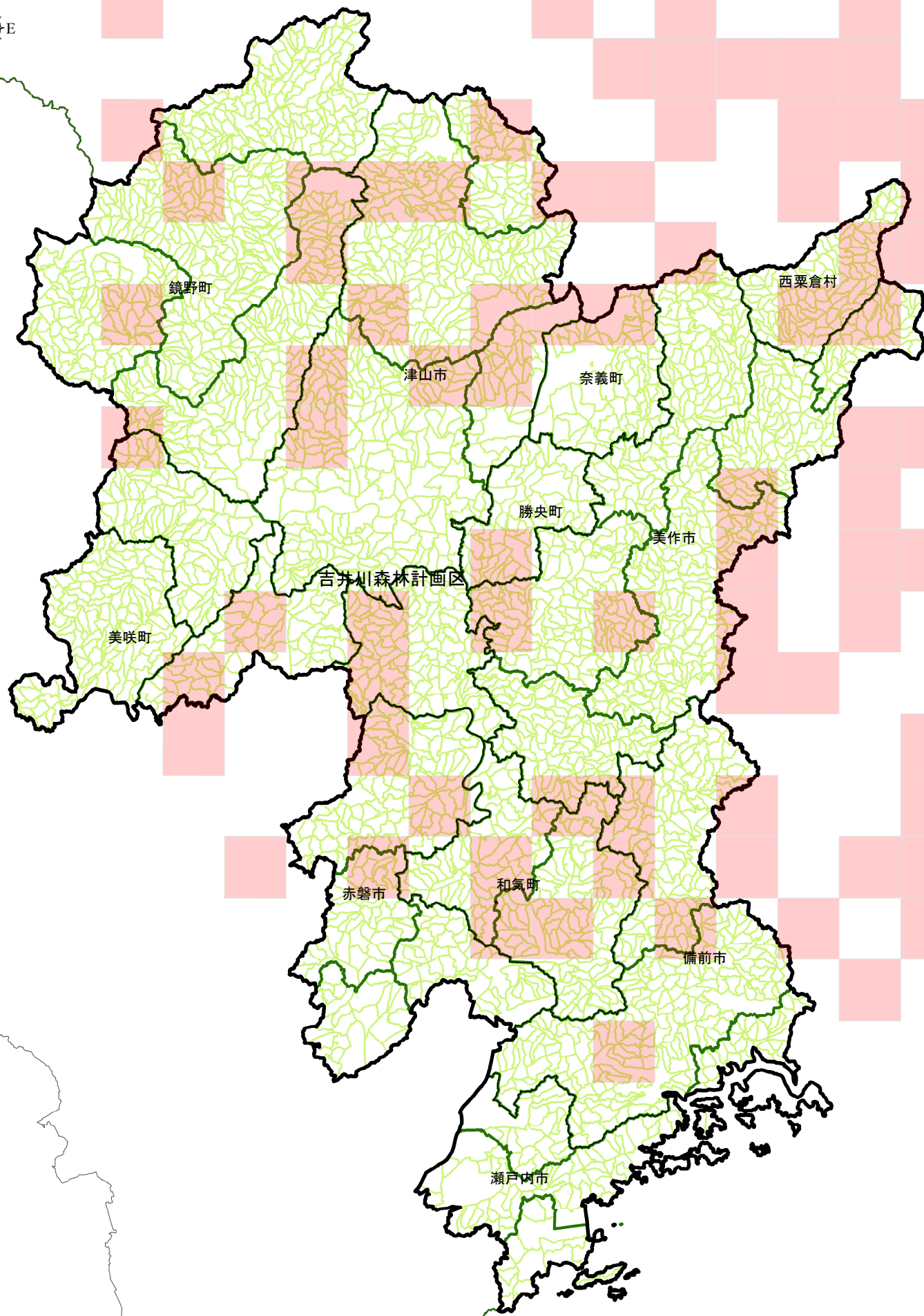
民有林と国有林が接する地域においては、当該地域の森林が所在する市町村と当該地域の国有林を管理する森林管理局が十分な時間的余裕を持って調整した上で、区域を適切に設定するものとする。

鳥獣害防止森林区域の設定に関するフローチャート



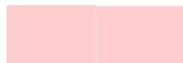
※1：森林生態系多様性基礎調査の調査結果において対象鳥獣による森林被害が確認されない又は調査結果が存在しないため区域候補地に該当しない場合。

※2：必要に応じ、補完情報と突合し、区域候補地から除外することができるものとする。



森林生態系基礎調査の調査結果による
鳥獣害防止森林区域候補地
【吉井川森林計画区】

候補地：



1:340,000

参 考 資 料

1. 森林計画区の概況

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分		区域面積 ①	森 林 面 積			森林比率 ②/①×100
			総数 ②	国 有 林	民 有 林	
総 数		250,618	183,209	15,732	167,478	73.1
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	50,633	35,399	3,862	31,537	69.9
	備 前 市	25,814	21,063	2,032	19,032	81.6
	瀬 戸 内 市	12,546	5,453	314	5,139	43.5
	赤 磐 市	20,936	13,053	503	12,551	62.3
	美 作 市	42,929	32,874	1,101	31,774	76.6
	和 気 町	14,421	10,817	1,335	9,482	75.0
	鏡 野 町	41,968	36,278	4,434	31,844	86.4
	勝 央 町	5,405	2,260	0	2,260	41.8
	奈 義 町	6,952	4,386	1,356	3,031	63.1
	西 粟 倉 村	5,797	5,368	0	5,368	92.6
	美 咲 町	23,217	16,257	795	15,461	70.0
局 別 内 訳	備前県民局(支局除く)	12,546	5,453	314	5,139	43.5
	備前県民局東備支局	61,171	44,934	3,869	41,064	73.5
	美作県民局(支局除く)	115,818	87,934	9,092	78,842	75.9
	美作県民局勝英支局	61,083	44,889	2,456	42,432	73.5

(注) 1. 総数は、令和2年7月1日現在の「全国都道府県市区町村別面積調」(国土交通省国土地理院)による。

2. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(2) 地 況

ア 気 候

計画の北部地域は、年平均気温12℃～14℃、年平均降水量 1,500mm～2,000mm程度である。中部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,200mm～1,400mmとなっている。南部地域は、年平均気温14℃～15℃、年平均降水量1,100mm～1,200mmとなっている。

観測地点	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	最積雪量 (cm)	主風の方向	備考
	最高平均	最低平均	年平均				
恩原				2,484			
奈義	19.8	8.5	13.8	1,691		北東	
今岡	19.4	8.6	13.6	1,714	84	北東	
津山	20.8	9.7	14.5	1,608	9	西北西	
旭西				1,463			
赤磐				1,260			
和気	21.3	9.1	14.8	1,176		北北東	
虫明	21.1	11.0	15.9	1,146		東	

(注)岡山地方気象台発行岡山県気象年報(令和3年)による。

イ 地 勢

計画区の北部には、鳥取県境に連なる滝山(1,197m)、那岐山(1,255m)、後山(1,344m)など標高1,000mを越える山波が連なり中国山地を形成し、急峻な地形が多くなっている。

さらに、500m以上の大起伏山地を経て美作台地、津山盆地を形成し、大芦高原、吉井高原など400m～500mの一連の山地緩斜面を持った中部高原地帯に続いている。

さらに、南部地域は吉井川沿いの平野部を除き100m～300mの小起伏の低山を形成し、瀬戸内沿岸に続いている。

ウ 地質、土壌等

地質についてみると、計画区の北部は中生代後期～新生代の初期の花崗岩が大部分を占めているが、鳥取県境の周辺地域に第三紀火山岩類と中生代後期から新生代初期火山岩類の安山岩及び玄武岩が分布する。

一部に、上部古生代の黒色準片岩、粘板岩を主とする地層があり、日本原を中心とした地域は洪積層が分布している。

中部地域の津山盆地は第三紀層で、その東部は地質が複雑で黒色準片岩、安山岩、その他の基岩が複雑に入り組んでいるが、安山岩、流紋岩、花崗岩類等、火成岩類が広く分布し、一部古生層がみられる。

南部地域は、深層風化作用を受けた花崗岩及び流紋岩が広く分布している。

次に、土壌についてみると、計画区の北部地域は褐色森林土群が大部分を占め、乾性褐色森林土B_B型は、山頂尾根から山腹中部にかけて出現し、山腹から谷筋にかけて肥沃な適潤性褐色森林土B_D、B_D(d)型が分布している。

また一部に、黒色土(B_{ld}・B_{ld}(m)型)土壌が出現し、標高900m以上の稜線に局所的にポソドルP_DⅢ型が出現する。

中部地域は、褐色森林土群が全般に広く分布しているが、乾性土壌の占める割合が大きく、適潤性土壌は古生層地帯や谷筋に限られる。

南部地域は深層風化を受けた花崗岩及び流紋岩を基岩とする未熟土が広く分布している。

(3) 土地利用の現況

単位 面積：ha

区分	総数	林野	農地			その他		
			総数	うち田	うち畑	総数	うち宅地	
総数	250,618	185,855	21,123	17,629	3,494	43,640	8,584	
市 町 村 別 内 訳	津山市	50,633	35,392	5,518	4,950	568	9,723	2,454
	備前市	25,814	21,034	730	614	116	4,050	1,060
	瀬戸内市	12,546	5,660	2,472	1,830	642	4,414	901
	赤磐市	20,936	13,262	2,367	1,940	427	5,307	1,126
	美作市	42,929	33,030	3,040	2,460	580	6,859	968
	和気町	14,421	10,924	998	878	120	2,499	428
	鏡野町	41,968	36,715	1,810	1,640	170	3,443	438
	勝央町	5,405	2,333	1,191	923	268	1,881	389
	奈義町	6,952	4,930	919	757	162	1,103	217
	西栗倉村	5,797	5,379	141	127	14	277	45
	美咲町	23,217	17,196	1,937	1,510	427	4,084	560
局 別 内 訳	備前県民局(支局除く)	12,546	5,660	2,472	1,830	642	4,414	901
	備前県民局東備支局	61,171	45,220	4,095	3,432	663	11,856	2,614
	美作県民局(支局除く)	115,818	89,303	9,265	8,100	1,165	17,250	3,452
	美作県民局勝英支局	61,083	45,672	5,291	4,267	1,024	10,120	1,618

(注) 1. 林野及び農地の面積は、中国四国農林水産統計データ集（令和3年～）による。

2. 宅地面積は、令和2年 岡山県統計年報による。

3. 四捨五入のため総数が合わない場合がある。

(4) 産業別生産額

単位 金額：千万円

区 分		総 数	第1次産業 (農業産出額)	第2次産業 (工業製品出荷額)	第3次産業 (商品販売額)
総 数		171,127	3,987	119,979	47,162
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	43,501	577	20,529	22,395
	備 前 市	37,761	195	32,061	5,505
	瀬 戸 内 市	27,414	393	23,285	3,736
	赤 磐 市	14,283	475	9,443	4,365
	美 作 市	8,710	361	5,657	2,692
	和 気 町	5,363	257	3,937	1,169
	鏡 野 町	7,569	229	2,577	4,764
	勝 央 町	17,297	298	15,345	1,654
	奈 義 町	4,406	303	3,742	361
	西 栗 倉 村	15	15	0	0
	美 咲 町	4,808	884	3,403	521
局 別 内 訳	備前県民局(支局除く)	27,414	393	23,285	3,736
	備前県民局東備支局	57,407	927	45,441	11,039
	美作県民局(支局除く)	55,879	1,690	26,509	27,680
	美作県民局勝英支局	30,428	977	24,744	4,707

- (注) 1. 第1次産業は、中国四国農林水産統計データ集(平成30年～令和2年)による。
 2. 第2次産業は、工業統計調査2020年確報 地域別統計表による。
 3. 第3次産業は、平成28年経済センサス-活動調査による。

(5) 産業別就業者数

単位 人数：人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第 2 次産業	第 3 次産業	その他産業
			計	農 業	林 業	水産業			
総 数		141,131	11,139	10,091	566	482	40,691	84,869	4,432
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	48,532	2,604	2,356	242	6	13,080	30,798	2,050
	備 前 市	14,951	623	406	6	211	4,954	8,805	569
	瀬 戸 内 市	17,031	1,516	1,279	4	233	4,963	10,110	442
	赤 磐 市	20,552	1,623	1,602	19	2	5,895	12,503	531
	美 作 市	12,541	1,374	1,303	60	11	3,937	6,988	242
	和 気 町	6,211	435	429	5	1	2,047	3,521	208
	鏡 野 町	5,890	826	725	89	12	1,462	3,584	18
	勝 央 町	5,349	558	539	18	1	1,734	2,825	232
	奈 義 町	3,012	454	417	37	0	697	1,790	71
	西 栗 倉 村	729	85	46	37	2	201	405	38
	美 咲 町	6,333	1,041	989	49	3	1,721	3,540	31
局 別 内 訳	備前県民局(支局除く)	17,031	1,516	1,279	4	233	4,963	10,110	442
	備前県民局東備支局	41,714	2,681	2,437	30	214	12,896	24,829	1,308
	美作県民局(支局除く)	60,755	4,471	4,070	380	21	16,263	37,922	2,099
	美作県民局勝英支局	21,631	2,471	2,305	152	14	6,569	12,008	583

(注) 中国四国農林水産統計データ集(令和3年～)

單位 面積：ha 材積，成長量：m3

區	分	4 齡 級			5 齡 級			6 齡 級			7 齡 級			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	1,885.53	95,695	8,527	603.03	57,272	3,824	1,846.05	202,668	10,569	3,212.90	453,279	17,990
		針	1,112.18	63,957	6,547	508.19	52,630	3,642	1,365.95	178,723	9,846	2,345.57	401,024	16,950
		広	773.35	31,738	1,981	94.84	4,642	182	480.10	23,945	723	867.33	52,255	1,041
人	總 數	總 數	1,651.36	88,030	7,978	559.12	55,075	3,730	1,452.60	183,499	9,981	2,427.57	405,644	17,014
		針	975.14	59,769	6,207	508.19	52,630	3,642	1,365.10	178,630	9,840	2,337.53	399,780	16,899
		広	676.22	28,261	1,771	50.93	2,445	88	87.50	4,868	140	90.04	5,864	115
工	育 單 層 成 林	總 數	1,554.19	82,219	7,454	548.30	54,205	3,667	1,257.39	157,779	8,644	2,283.21	382,801	16,040
		針	905.64	55,264	5,760	497.48	51,766	3,579	1,176.82	153,267	8,515	2,199.95	377,643	15,937
		広	648.55	26,956	1,694	50.82	2,439	88	80.57	4,512	129	83.26	5,158	103
木	育 複 層 成 林	總 數	97.17	5,811	524	10.82	870	63	195.21	25,720	1,337	144.36	22,843	974
		針	69.50	4,505	447	10.71	865	63	188.28	25,364	1,326	137.58	22,137	962
		広	27.67	1,306	77	0.11	6	0	6.93	356	11	6.78	706	11
天	總 數	總 數	234.17	7,664	549	43.91	2,197	94	393.45	19,169	588	785.33	47,635	977
		針	137.04	4,188	340				0.85	92	6	8.04	1,244	50
		広	97.13	3,476	210	43.91	2,197	94	392.60	19,077	583	777.29	46,391	926
然	育 單 層 成 林	總 數	8.20	376	28				9.41	451	14	17.45	1,180	19
		針												
		広	8.20	376	28				9.41	451	14	17.45	1,180	19
地	育 複 層 成 林	總 數							0.44	25	1	5.64	436	8
		針										0.31	65	2
		広							0.44	25	1	5.33	370	5
天 生 林	總 數	總 數	225.97	7,288	522	43.91	2,197	94	383.60	18,694	573	762.24	46,019	950
		針	137.04	4,188	340				0.85	92	6	7.73	1,179	48
		広	88.93	3,100	182	43.91	2,197	94	382.75	18,601	567	754.51	44,841	902

單位 面積：ha 材積，成長量：m3

區	分	8 齡 級			9 齡 級			10 齡 級			11 齡 級			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	26,260.51	2,783,534	81,799	10,175.62	2,090,234	45,648	8,327.52	1,775,885	28,172	22,858.15	4,772,115	49,280
		針	14,150.40	2,040,400	69,713	8,320.88	1,965,909	44,429	6,028.98	1,617,349	27,185	14,083.72	4,161,284	47,341
		広	12,110.11	743,135	12,086	1,854.74	124,325	1,219	2,298.54	158,536	987	8,774.43	610,831	1,939
人	總 數	總 數	4,754.57	957,962	31,535	8,368.26	1,968,610	44,426	5,983.10	1,612,813	27,072	14,060.47	4,154,699	47,232
		針	4,670.89	952,754	31,451	8,309.04	1,964,577	44,390	5,969.93	1,611,956	27,066	14,043.74	4,153,560	47,227
		広	83.68	5,208	84	59.22	4,033	36	13.17	857	6	16.73	1,139	5
工	育 單 層 成 林	總 數	4,583.95	925,247	30,424	8,306.28	1,953,501	44,098	5,824.89	1,568,157	26,351	10,917.99	3,241,569	37,268
		針	4,512.45	920,864	30,353	8,247.07	1,949,469	44,062	5,812.09	1,567,327	26,345	10,902.34	3,240,524	37,264
		広	71.50	4,383	71	59.21	4,032	36	12.80	830	5	15.65	1,046	5
木	育 復 層 成 林	總 數	170.62	32,715	1,111	61.98	15,109	328	158.21	44,656	721	3,142.48	913,129	9,963
		針	158.44	31,890	1,099	61.97	15,108	328	157.84	44,629	721	3,141.40	913,036	9,963
		広	12.18	824	13	0.01	1	0	0.37	27	0	1.08	93	0
天	總 數	總 數	21,505.94	1,825,572	50,264	1,807.36	121,624	1,222	2,344.42	163,072	1,100	8,797.68	617,416	2,048
		針	9,479.51	1,087,645	38,262	11.84	1,332	40	59.05	5,393	119	39.98	7,724	115
		広	12,026.43	737,927	12,002	1,795.52	120,292	1,183	2,285.37	157,679	981	8,757.70	609,692	1,934
然	育 單 層 成 林	總 數	56.80	4,595	111	65.44	4,766	37	60.20	4,667	27	182.77	14,004	18
		針	17.42	1,890	71				0.30	27	0	0.63	134	3
		広	39.38	2,705	40	65.44	4,766	37	59.90	4,640	27	182.14	13,869	16
地	育 復 層 成 林	總 數	8.70	517	8	6.04	397	3	7.06	473	3	16.18	1,410	6
		針										0.82	231	4
		広	8.70	517	8	6.04	397	3	7.06	473	3	15.36	1,179	2
天 生	總 數	總 數	21,440.44	1,820,461	50,145	1,735.88	116,461	1,183	2,277.16	157,932	1,069	8,598.73	602,003	2,024
		針	9,462.09	1,085,755	38,191	11.84	1,332	40	58.75	5,366	119	38.53	7,359	109
		広	11,978.35	734,705	11,954	1,724.04	115,128	1,143	2,218.41	152,565	951	8,560.20	594,644	1,916

單位 面積：ha 材積，成長量：m³

區	分	1 2 齡 級			1 3 齡 級			1 4 齡 級			1 5 齡 級			以 上			
		面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	面 積	材 積	成 長 量	
立	總 數	總 數	19,927.30	3,603,594	23,909	18,106.50	3,693,659	16,423	18,722.01	3,535,811	9,972	28,047.82	4,449,125	11,236			
		針	8,895.15	2,822,192	21,978	8,920.17	3,025,271	15,309	8,016.65	2,757,433	8,857	8,821.24	3,037,854	9,040			
		広	11,032.15	781,401	1,931	9,186.33	668,388	1,113	10,705.36	778,378	1,115	19,226.58	1,411,271	2,195			
人	總 數	總 數	8,165.50	2,627,554	20,672	8,894.18	3,016,071	15,191	8,006.42	2,748,292	8,755	8,058.52	2,813,540	8,181			
		針	8,140.70	2,625,695	20,666	8,867.63	3,014,066	15,189	7,967.80	2,745,695	8,751	8,034.77	2,811,655	8,179			
		広	24.80	1,860	6	26.55	2,005	2	38.62	2,596	4	23.75	1,885	2			
工	育 單 層 成 林	總 數	7,335.64	2,386,156	18,927	8,726.87	2,958,177	14,907	7,800.30	2,676,516	8,521	7,314.07	2,582,855	7,590			
		針	7,312.99	2,384,484	18,922	8,705.90	2,956,624	14,905	7,765.80	2,674,214	8,517	7,298.29	2,581,636	7,588			
		広	22.65	1,671	5	20.97	1,553	2	34.50	2,303	4	15.78	1,220	2			
木	育 復 層 成 林	總 數	829.86	241,399	1,745	167.31	57,894	284	206.12	71,775	234	744.45	230,684	592			
		針	827.71	241,210	1,745	161.73	57,442	284	202.00	71,482	233	736.48	230,019	591			
		広	2.15	188	0	5.58	452	1	4.12	294	0	7.97	665	1			
天	總 數	總 數	11,761.80	976,039	3,237	9,212.32	677,588	1,232	10,715.59	787,519	1,218	19,989.30	1,635,585	3,054			
		針	754.45	196,497	1,312	52.54	11,205	120	48.85	11,738	107	786.47	226,199	861			
		広	11,007.35	779,542	1,926	9,159.78	666,383	1,111	10,666.74	775,781	1,111	19,202.83	1,409,386	2,193			
然	育 單 層 成 林	總 數	284.93	22,347	52	345.84	31,649	61	316.08	29,682	47	2,252.18	194,162	305			
		針	0.55	108	2	5.82	1,277	16	2.71	749	8	14.18	5,531	23			
		広	284.38	22,238	51	340.02	30,372	46	313.37	28,933	39	2,238.00	188,631	282			
地	育 復 層 成 林	總 數	34.86	3,544	25	54.50	4,892	20	59.63	5,134	14	183.57	22,717	52			
		針	5.17	1,277	20	3.80	1,042	13	2.83	755	8	26.05	9,685	39			
		広	29.69	2,266	5	50.70	3,849	6	56.80	4,379	6	157.52	13,031	13			
地	天 生	總 數	11,442.01	950,149	3,160	8,811.98	641,047	1,150	10,339.88	752,703	1,157	17,553.55	1,418,706	2,697			
		針	748.73	195,112	1,290	42.92	8,885	91	43.31	10,234	91	746.24	210,983	799			
		広	10,693.28	755,037	1,870	8,769.06	632,162	1,059	10,296.57	742,469	1,066	16,807.31	1,207,723	1,898			

(2) 制限林・普通林別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m3

区分	立木地												
	総数	人						林					
		総数		育成		単層		育成		単層		林	
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	167,354.09	83,985.24	78,052.78	74,308.85	72,604.58	1,704.27	68,266.22	66,642.38	1,623.84	6,042.63	5,962.20	80.43	
面積	27,562,583	22,156,602	5,405,982	20,678,341	20,603,280	75,061	19,013,397	18,943,408	69,988	1,664,944	1,659,871	5,072	
材積	314,283	286,300	27,983	248,358	244,959	3,398	230,063	226,791	3,271	18,295	18,168	127	
制限林	57,222.87	34,249.75	22,017.65	29,381.31	28,807.01	574.30	26,340.35	25,815.22	525.13	3,040.96	2,991.79	49.17	
面積	10,666,793	9,154,587	1,512,206	8,488,660	8,462,066	26,594	7,636,837	7,613,853	22,985	851,822	848,213	3,610	
材積	122,789	113,171	9,618	95,272	94,356	917	85,506	84,642	864	9,766	9,714	52	
普通林	110,131.22	49,735.49	56,035.13	44,927.54	43,797.57	1,129.97	41,925.87	40,827.16	1,098.71	3,001.67	2,970.41	31.26	
面積	16,895,791	13,002,015	3,893,776	12,189,681	12,141,214	48,467	11,376,560	11,329,556	47,004	813,121	811,659	1,463	
材積	191,494	173,129	18,365	153,086	150,604	2,482	144,557	142,149	2,407	8,529	8,454	75	

区分	立木地												無立木地				
	総数	天然						林						総数	伐採跡地	未立木地	
		総数	育成		単層		林		総数	育成		単層					総数
			総数	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹		広葉樹	針葉樹	広葉樹	針葉樹				
総数	87,729.17	11,380.66	76,348.51	3,606.23	41.61	3,564.62	376.67	38.98	337.69	83,746.27	11,300.07	72,446.20	2,103.57	3,212.50	666.11	2,546.39	
面積	6,884,243	1,553,322	5,330,921	308,097	9,717	298,380	39,544	13,057	26,487	6,536,602	1,530,549	5,006,053	—	—	—	—	
材積	65,925	41,341	24,585	739	122	617	139	86	53	65,047	41,133	23,914	—	—	—	—	
制限林	26,886.09	5,442.74	21,443.35	1,528.47	26.11	1,502.36	191.05	25.22	165.83	25,166.57	5,391.41	19,775.16	83.76	871.71	226.14	645.57	
面積	2,178,133	692,521	1,485,612	133,509	6,947	126,562	22,855	9,441	13,414	2,021,769	676,133	1,345,636	—	—	—	—	
材積	27,517	18,815	8,702	374	79	295	68	47	21	27,074	18,689	8,385	—	—	—	—	
普通林	60,843.08	5,937.92	54,905.16	2,077.76	15.50	2,062.26	185.62	13.76	171.86	58,579.70	5,908.66	52,671.04	2,019.81	2,340.79	439.97	1,900.82	
面積	4,706,110	860,801	3,845,309	174,588	2,770	171,818	16,689	3,615	13,074	4,514,833	854,416	3,660,417	—	—	—	—	
材積	38,409	22,526	15,883	365	42	322	71	39	32	37,973	22,444	15,529	—	—	—	—	

1. 竹林の束数は不明、更新困難地は未立木地に含まれる。

2. 林政課資料による。

(4) 所有形態別森林資源表

単位 面積：ha 材積：m3

区分	総数	立木												地		
		総数						人工林						無立木地		
		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		無立木地		
		総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	伐採跡地	未立木地(更新困難地)	
総数	167,354.09	162,038.02	83,985.24	78,052.78	74,308.85	72,604.58	1,704.27	68,266.22	66,642.38	1,623.84	6,042.63	5,962.20	80.43			
材積	27,562.583	22,156.602	5,405.982	20,678.341	20,603.280	75.061	19,013.397	18,943.408	69,988	1,664,944	1,659,871	5,072				
県有林	4,415.07	3,418.72	889.29	3,312.58	3,348.16	35.58	2,464.30	2,449.73	14.57	883.86	862.85	21.01				
市町村有林	1,136.171	1,067.771	68,400	1,054,932	1,057,080	2,148	798,717	797,953	764	258,362	256,979	1,383				
市町村有林	11,536.39	11,207.85	6,019.58	5,188.27	5,232.65	5,098.10	134.55	4,603.59	4,469.45	134.14	629.06	628.65	0.41			
財産区有林	2,081.378	2,081.378	1,699,489	381,889	1,590,737	1,583,772	6,965	1,412,117	1,405,172	6,945	178,620	178,600	20			
財産区有林	5,643.31	5,555.33	2,528.38	3,026.95	2,113.50	2,069.62	43.88	1,960.72	1,916.84	43.88	152.78	152.78				
私有林	896,211	896,211	686,019	210,192	620,539	618,842	1,696	578,911	577,214	1,696	41,628	41,628				
私有林	145,759.32	140,966.83	72,018.56	68,948.27	63,614.54	62,124.28	1,490.26	59,237.61	57,806.36	1,431.25	4,376.93	4,317.92	59.01			
私有林	23,448,823	23,448,823	18,703,323	4,745,500	17,409,985	17,345,733	64,252	16,223,652	16,163,069	60,583	1,186,333	1,182,664	3,669			

区分	総数	立木												地		
		天然林						人工林						無立木地		
		針葉樹		広葉樹		総数		針葉樹		広葉樹		総数		無立木地		
		総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	総数	材積	伐採跡地	未立木地(更新困難地)	
総数	87,729.17	11,380.66	76,348.51	3,606.23	41.61	3,564.62	376.67	38.98	337.69	83,746.27	11,300.07	72,446.20	2,103.57	666.11	2,546.39	
材積	6,884,243	1,553,322	5,330,921	308,097	9,717	298,380	39,544	13,057	26,487	6,536,602	1,530,549	5,006,053				
県有林	959.85	106.14	853.71	126.21	0.15	126.06	8.89	1.13	7.76	824.75	104.86	719.89	1.31	21.27	84.48	
県有林	79,091	12,839	66,252	11,934	30	11,904	1,089	430	660	66,068	12,379	53,689				
市町村有林	5,975.20	921.48	5,053.72	692.88	5.29	687.59	90.36	17.62	72.74	5,191.96	898.57	4,293.39	10.23	63.85	254.46	
市町村有林	490,640	115,716	374,924	59,968	1,035	58,932	13,359	6,919	6,440	417,314	107,763	309,551				
財産区有林	3,441.83	458.76	2,983.07	165.85	2.34	163.51	9.29		9.29	3,266.69	456.42	2,810.27	5.00	5.66	77.32	
財産区有林	275,673	67,177	208,496	12,609	537	12,072	640		640	262,424	66,640	195,784				
私有林	77,352.29	9,894.28	67,458.01	2,621.29	33.83	2,587.46	268.13	20.23	247.90	74,462.87	9,840.22	64,622.65	2,087.03	575.33	2,130.13	
私有林	6,038,838	1,357,589	4,681,249	223,586	8,114	215,472	24,456	5,708	18,748	5,790,796	1,343,767	4,447,029				

(注) 林政課資料による。

(5) 制限林の種類別面積

単位 面積:ha

区分	保安林				保安施設地区	砂防指定地	自然公園				小計			
	保安		その他				国立公園		県立自然公園					
	保水源 安かん 林養	備土砂 流出 安防 林防	備土砂 崩壊 安防 林防	保その 他の 安林の			特別地域	普通地域	特別地域	普通地域				
総数	42,118	15,278	208	1,071	4	162	58,675	27,613	153,211	24,595	177,806	328,618	375,404	580,823
津山市	10,089	1,357	1	57		58	11,504	162	55,357		55,357	7,131	7,131	62,650
備前市	4,296	4,945	15	141		33	9,397	21,879				1,843	108,295	130,174
瀬戸内市	517	1,454	19	352	4	36	2,342	5,572						5,572
赤磐市	1,298	2,158	6	180		24	3,642							
美作市	6,611	1,395	7	13		9	8,026		32,157	18,666	50,823	50,580	50,580	101,403
和気町	857	2,728	148	80	0	1	3,813					12,752	105,693	118,445
鏡野町	13,070	383	9	216			13,678		45,634		45,634	22,363	22,363	67,997
勝央町	257	64					321							
奈義町	1,463	171	2				1,636		6,168		6,168			6,168
西粟倉村	2,738	212		2			2,952		13,895	5,929	19,824			19,824
美咲町	922	411	1	30			1,364		2,697			65,893	68,590	68,590

区分	保安林と林地開発規制										合計	
	よ鳥 る特 別保 護管 理地 区に 対し	よ市 緑地 保全 地域 に	風都 政計 画法 による	特別 母樹 林法 による	地記 る文 化財 に名 勝、 法に 関係 する 指天 に上 る地 区	特別 保 護地 区 自然 公園 自然 公園	合					
総数	2,814				1,051	656	644,185					
津山市					20		74,232					
備前市					697	358	140,659					
瀬戸内市					99		8,053					
赤磐市					165	211	4,042					
美作市							109,438					
和気町							122,259					
鏡野町	2,814				70		84,559					
勝央町							321					
奈義町							7,804					
西粟倉村							22,776					
美咲町						87	70,041					

(注)保安林面積は「岡山県の保安林と林地開発規制」(令和4年3月)による。
自然公園面積は自然環境課調べ。

(6) 樹種別材積表

単位 材積：m3

	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
総数	6,682,129	13,645,945	1,745,589	82,939	93,120	5,312,862
人工林	6,650,662	13,645,945	303,581	3,091	10,074	64,987
天然林	31,466		1,442,008	79,848	83,046	5,247,875

(7) 荒廃地等の面積

単位 面積：ha

区分	荒廃地	荒廃危険地	海岸砂地	せき悪林地	
総数	0.78	1.58	0.12	381.96	
市町 別 内 訳	津山市	0.27	1.01	0.29	
	旧津山市			0.29	
	旧加茂町				
	旧阿波村		0.26		
	旧勝北町				
	旧久米町	0.27	0.75		
	備前市				
	旧備前市				
	旧日生町				
	旧吉永町				
	瀬戸内市				
	旧牛窓町				
	旧邑久町				
	旧長船町				
	赤磐市			0.03	
	旧山陽町				
	旧赤坂町				
	旧熊山町				
	旧吉井町			0.03	
	美作市	0.04	0.36		317.53
	旧勝田町				
	旧大原町		0.29		27.51
	旧東栗倉村				3.96
	旧美作町	0.04			4.46
	旧作東町				228.28
	旧英田町		0.07		53.32
	和気町				
旧佐伯町					
旧和気町					
鏡野町	0.24	0.04	0.09	64.14	
旧富村	0.24			24.02	
旧奥津町			0.09	13.53	
旧上齋原村					
旧鏡野町		0.04		26.59	
勝央町					
奈義町					
西栗倉村					
美咲町	0.23	0.17			
旧中央町					
旧旭町	0.23				
旧柵原町		0.17			

(注) 荒廃地には崩壊地、はげ山、地すべり地を、荒廃危険地にははげ山移行地、崩壊危険地をそれぞれ含む。
林政課資料による。

(8) 森林の被害

単位 面積：ha

種 類		山火事			松くい虫			カシノナガキクイムシ			その他病虫獣害		
		H30	R元	R2	R元	R2	R3	R元	R2	R3	R元	R2	R3
総 数		9.67	4.51	1.74	4.05	6.87	6.54	7.35	36.33	32.56	67.80	25.39	19.50
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	1.38	1.09	0.62	0.20	0.20	0.14	0.68	3.89	3.50			
	備 前 市		0.02	0.08	0.98	2.16	2.32			0.25			
	瀬 戸 内 市	0.54	0.61		0.31	0.54	0.52						
	赤 磐 市	0.08	0.02	0.49	1.52	1.33	1.17						
	美 作 市	1.77	0.08	0.28	0.27	0.27	0.19	0.91	5.00	6.25	4.00	4.50	
	和 気 町	0.10	0.15		0.16	1.74	1.67						
	鏡 野 町	2.72	2.41	0.03	0.08	0.09	0.08	1.81	21.08	18.41	53.30	20.00	11.90
	勝 央 町	2.60	0.03	0.02	0.04	0.05	0.04			0.00			
	奈 義 町	0.18		0.08	0.05	0.05	0.04	1.20	3.60	2.38	1.50	0.80	0.40
	西 粟 倉 村				0.02	0.02	0.01	2.75	2.75	1.75	9.00	0.09	7.20
	美 咲 町	0.30	0.10	0.14	0.42	0.42	0.36		0.01	0.02			
県内 民局 ・ 支局 別訳	備前県民局(支局除く)	0.54	0.61	0.00	0.31	0.54	0.52	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	備前県民局東備支局	0.18	0.19	0.57	2.66	5.23	5.16	0.00	0.00	0.25	0.00	0.00	0.00
	美作県民局(支局除く)	4.40	3.60	0.79	0.70	0.71	0.58	2.49	24.98	21.93	53.30	20.00	11.90
	美作県民局勝英支局	4.55	0.11	0.38	0.38	0.39	0.28	4.86	11.35	10.38	14.50	5.39	7.60

- (注) 1 山火事は岡山県林野火災の状況と対策(令和3年12月)による。
 2 松くい虫、カシノナガキクイムシ、その他病虫獣害は、実損面積(治山課調べ：令和元～令和3年度森林被害報告(民有林のみ))。

(9) 防火線等の整備状況

市町村 (実施地域)	年度	実施内容	規模
備前市	S47	防火林造成	2.39ha
〃	S48	防火林造成	1.66ha
〃	S54	防火管理道 2路線	W=2.8m L=800m
〃	S62	防火管理道 1路線	W=3.9m L=497m
〃 (三石)	元	防火管理道 1路線 防火水槽 1基 防火標識 1基	L=253m 40m ³ /基
〃 (伊部)	H2	防火管理道 1路線 防火帯 1ヶ所 防火標識 1基	L=180m L=15,531m
〃 (日生)	H3	防火管理道 2路線 防火標識 2基	L=547m
〃 (東奥)	H4	防火管理道 1路線 防火標識 1基	L=284m
〃 (寒河)	H5	防火帯 1ヶ所 防火標識 1基	L=422m
〃 (三石・寒河)	H6	防火水槽 1基 沿道防火帯の造成 防火標識 2基	15m ³ /基
瀬戸内市 (東須恵)	元	防火水槽 2基 防火標識 2基	66m ³ /基
〃	H2	防火管理道 1路線	W=2.9m L=390m
〃 (鍛冶谷)	H4	防火管理道 1路線 防火水槽 1基 防火標識 1基	L=230m 40m ³ /基
〃 (山手)	H6	防火管理道 1路線 防火標識 1基	L=26.5m
和気町	H15	防火水槽 1基 防火標識 1基	40m ³ /基
瀬戸内市	H19	防火水槽 1基 防火標識 2基	40m ³ /基

(注) 岡山県林野火災の状況と対策 (令和3年12月) による。

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別経営体数

単位 経営体

区 分		総 数	保有山 林なし	1～ 3ha	3～ 5ha	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上
総 数		492	10	4	107	141	100	50	44	13	21
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	108	2	1	24	36	24	7	6	3	5
	備 前 市	6			1	1	1	1		1	1
	瀬 戸 内 市	1									
	赤 磐 市	14		1	5	4	2			1	1
	美 作 市	85	1	1	20	28	13	9	10	2	1
	和 気 町	1									
	鏡 野 町	166	2		27	41	42	23	16	6	9
	勝 央 町	7			2	4	1				
	奈 義 町	16	2		2	6	5		1		
	西 栗 倉 村	33	2	1	8	11	3	3	2		3
	美 咲 町	55	1		18	10	9	7	9		1
	局 別 内 訳	備前県民局(支局除く)	1								
備前県民局東備支局		21		1	6	5	3	1		2	2
美作県民局(支局除く)		329		1	69	87	75	37	31	9	15
美作県民局勝英支局		141		2	32	49	22	12	13	2	4

(注) 2020年農林業センサスによる。

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 面積：ha

区分	総数		公有林		私有林		備考
	人数	面積	人数	面積	人数	面積	
総数	46	38,878	15	8,263	73	30,614	
津山市	(7)	(12,433)	(1)	(1,976)	(13)	(10,457)	
備前市	11	14,227	4	3,519	14	10,708	
瀬戸内市	3	1,222	1	44	2	1,179	
赤磐市	(1)	(287)	1	24	(2)	(287)	
美作市	3	682	(2)	(272)	3	658	
和気町	(4)	(2,631)	3	618	(15)	(2,359)	
鏡野町	9	5,054	3	618	18	4,436	
勝央町	1	226			1	226	
奈義町	(2)	(3,127)	(1)	(1,934)	(5)	(1,193)	
西栗倉村	4	8,638	2	3,776	6	4,862	
美咲町	3	621			3	621	
	(1)	(1,352)			(11)	(1,352)	
	3	1,936	1	124	12	1,811	
	(2)	(3,312)			(2)	(3,312)	
	5	3,671	1	153	4	3,518	
	(1)	(1,850)			(9)	(1,850)	
	4	2,601	2	6	10	2,595	

(注) 1 人数欄は森林経営計画の認定森林所有者等の数

2 人数欄の上段()書きは、該当市町村に在住し、かつ、当該市町村に森林を所有する認定森林所有者等の数

3 市町村別の面積欄は1の人数に対応する面積で、上段の()書きは2に対応する面積

4 総数欄の人数は市町村別内訳の合計ではなく、当該森林計画区の認定森林所有者等の数

5 調査時点：令和4年4月1日

6 国有林森林計画は未記載

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の設定状況

単位 面積：ha

市町村別	経営管理権		経営管理実施権		備考
	件数	面積	件数	面積	
総数	55	56.84			
美作市	55	56.84			

(注) 令和4年3月31日現在の数値である。

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

単位：人、千円、ha

市町村別	組合名	組合員数	専従職員数	出資金総額	組合員所有(又は組合経営)森林面積	備考
	総 数	17,448	48	501,399	97,470	
津山市	津山市森林組合	4,686	11	141,801	25,000	
旧上斎原村	作州かがみの森林組合	2,360	13	174,733	20,996	
旧富村						
旧奥津町						
旧鏡野町						
備前市	美作東備森林組合	5,634	10	91,420	30,397	
旧赤坂町						
旧吉井町						
旧勝田町						
勝央町						
旧大原町						
旧東栗倉村						
西栗倉村						
旧美作町	奈義町森林組合	1,006	8	44,391	1,400	
旧作東町						
旧英田町	久米郡森林組合	3,762	6	49,054	19,677	
奈義町						
旧中央町						
旧旭町						
久米南町						
旧久米町						
旧柵原町						
	総 数	243		62,060	318	
備前市	加賀美多麻生産森林組合	—		—	—	
〃	下畑生産森林組合	17		—	—	
〃	滝谷生産森林組合	—		—	—	
〃	檜生産森林組合	—		—	—	
〃	八塔寺区生産森林組合	—		—	—	
美作市	海田生産森林組合	—		—	—	
〃	檜原中生産森林組合	57		9,240	94	
〃	檜原上第一区生産森林組合	26		8,000	32	
勝央町	東吉田生産森林組合	42		9,720	35	
奈義町	高円生産森林組合	101		35,100	157	

(注) 令和2年度森林組合統計による。

イ 事業内容及び活動状況等

森林組合

事業内容及び活動状況等	作業班 員数	主要事業取組高						主要事業取組取量									
		販売 千円	林産 千円	加工製造 千円	購買 千円	養苗 千円	森林整備 千円	利用及び 福利厚生 千円	期末 貸付残高 千円	木材 m ³	乾しいたけ kg	生しいたけ kg	山行苗木 千本	養苗 千本	肥料 kg	新植 ha	保育 ha
津山市森林組合	84	72,624	754,031	6,566	230,460	0	1,151,154	314,330	352,977	76,739	257	0	136	0	1,520	60	1,286
上高原村森林組合	19	4,268	296,165		15,727		352,806	39,134	333,958	30,622			32		950	10	303
富村森林組合	33	3,925	197,532	4,093	195,579		151,304	138,736	7,758	18,130	257	41				14	395
奥津町森林組合																	
鏡野町森林組合																	
備前市森林組合																	
赤磐市赤坂森林組合																	
吉井森林組合																	
勝田町森林組合																	
勝央町森林組合																	
大原町森林組合	17	254	153,484		7,893		567,308	6,822	10,852	13,266		26		240	26	345	
東栗倉村森林組合																	
西栗倉村森林組合																	
美作町森林組合																	
作東町森林組合																	
英田町森林組合																	
美作東備前森林組合																	
奈義町森林組合	11	3,800	23,114	2,473	3,360		38,778	35,687		3,466		3		300	2	110	
久米郡森林組合	4	60,377	83,736		7,901		40,958	93,951	409	11,255		34		30	8	133	

(注) 令和2年度森林組合統計による。

生産森林組合

事業内容及び活動状況等	新植、保育及び主間伐面積			立木			販売実績			
	新植 ha	保育 ha	主伐 ha	数量 m ³	金額 千円	数量 m ³	金額 千円	数量 m ³	金額 千円	金額 千円
加賀美多麻生産森林組合	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36
下畑生産森林組合										
滝谷生産森林組合										
榎生産森林組合										
八塔寺区生産森林組合										
海田生産森林組合										
檜原中生産森林組合									36	36
檜原上第一区生産森林組合										0
東吉田生産森林組合										0
高円生産森林組合										0

(注) 令和2年度森林組合統計による。

(5) 林業経営体等の現況

区 分		林業作業の受託を行 った経営体数 (経営体数)	素材生産を行っ た経営体数 (経営体数)	木材・竹材 卸売業 (商店数)	木材・木製品 製造業 (事務所数)	その他
総 数		49	110		30	
市 町 村 別 内 訳	津 山 市	13	36		11	
	備 前 市	-	-		2	
	瀬 戸 内 市	X	X		1	
	赤 磐 市	2	2		3	
	美 作 市	7	10		3	
	和 気 町	X	X		1	
	鏡 野 町	14	37		1	
	勝 央 町	-	-		-	
	奈 義 町	5	3		-	
	西 栗 倉 村	5	5		3	
	美 咲 町	3	17		5	
局 別 内 訳	備前県民局(地域事務所除く)				1	
	備前県民局東備地域事務所	2	2		6	
	美作県民局(地域事務所除く)	30	90		17	
	美作県民局勝英地域事務所	17	18		6	

- (注) 1. 林業作業の受託及び素材生産を行っ
た経営対数は2020年農林業センサスによる。
2. 木材・竹材卸売業は統計がないため未入力。
3. 木材・木製品製造業は2020年工業統計調査結果表による。

(6) 林業労働力の概況

単位 人

区 分	総 数	男 性	女 性
平成 7 年	671	558	113
平成 12 年	564	465	99
平成 17 年	433	363	70
平成 22 年	629	552	77
平成 27 年	571	494	77
令和 2 年	566	468	98

(注) 国勢調査報告による。

(7) 林業機械化の概況

単位 台

機 種 名	総 数	地方公共 団体	森林組合	会 社	個 人	その他
フェラーバンチャ	0					
ハーベスタ	20	1	6	12	1	
プロセッサ	22		4	15	3	
スキッダ	1			1		
フォワーダ	27	1	7	19		
タワーヤーダ	2			2		
スイングヤーダ	14		3	10	1	
グラップルバケッ ト	54	1	9	38	6	
そ の 他	0					
計	140	3	29	97	11	0

(注) 令和3年度林業機械の保有状況調査による。

4 前期計画の実行状況

(1) 間伐立木材積その他の伐採立木材積

単位 材積：千m³， 実行歩合：%

区分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数	主 伐	間 伐	総 数
総 数	827	836	1,663	417	464	881	50%	56%	53%
針葉樹	784	836	1,620	391	464	855	50%	56%	53%
広葉樹	43	0	43	26	0	26	61%	0%	61%

(2) 間伐面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

計画	実行	実行歩合
10,530	7,869	75%

(3) 人工造林・天然更新別面積

単位 面積：ha， 実行歩合：%

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
2,964	921	31%	2,085	293	14%	879	628	71%

(4) 林道の開設及び拡張の数量

単位 延長：km， 箇所 実行歩合：%

区 分	開設延長			拡張箇所数		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
基 幹 路 網	19	10	53%	240	64	27%
うち林業専用道	3	2	67%	-	-	-

(5) 保安林の整備及び治山事業に関する計画

ア 保安林の種類別の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

区 分	指 定			解 除		
	計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合
水 源 涵 養 の た め の 保 安 林	1,004	547	54%	1	0.12	12%
災 害 防 備 の た め の 保 安 林	327	345	106%	8	0.34	4%
保 健 ・ 風 致 の 保 存 等 の た め の 保 安 林	247	0	0%	1	0.10	10%

イ 保安施設地区の面積

単位 面積：ha, 実行歩合：%

面 積		
計 画	実 行	実行歩合
該当なし	—	—

ウ 治山事業の数量

単位 地区数：箇所, 実行歩合：%

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治 山 事 業 施 行 地 区 数	100	59	59%

(6) 要整備森林の森林施業の区分別面積

ア 計画と実行状況

単位 面積：ha, 実行歩合：%

施 業 区 分		計 画	実 行	実行歩合
造 林	総 数	3	3	100%
	人工造林	3	3	100%
	天然更新	—	—	—
保 育		—	—	—
伐 採	総 数	144	144	100%
	主 伐	—	—	—
	間 伐	144	144	100%
そ の 他		—	—	—

5 林地の異動状況（森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位 面積：ha

農用地	ゴルフ場等レジャー 施設用地	住宅、別荘、工場等 建物敷地及びその附 帯地	採石採土地	その他	合計
5.74	16.46	20.94	6.09	739.99	789.22

（2）森林以外より森林への異動

単位 面積：ha

原 野	農 用 地	そ の 他	合 計
2.89	0.00	0.00	2.89

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

第1表 主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位 材積：千m³

主伐（皆伐）上限量の目安
97.7

第2表 持続的伐採可能量（年間）

単位 再造林率：% 材積：千m³

再造林率	持続的伐採可能量	間伐立木材積	合計
100	97.7	160.7	258.4
90	87.9		248.6
80	78.2		238.9
70	68.4		229.1
60	58.6		219.3
50	48.9		209.6
40	39.1		199.8
30	29.3		190.0
20	19.5		180.2
10	9.8		170.5